

# 全国児童福祉主管課長会議

平成22年2月25日（木）  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局



# (目 次)

## (第1部) 平成22年度児童福祉関係予算案等について

### [平成22年度予算案の概要]

- 平成22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### [総務課関係]

#### 1. 少子化対策の推進について

- (1) 「子ども・子育てビジョン」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について・・・・・・・・ 22
- (3) 幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討について・・・・ 30

#### 2. 児童虐待防止対策について

- (1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について・・・・・・・・ 33
- (2) 児童相談所の体制強化について・・・・・・・・ 34
- (3) 市町村の体制強化について・・・・・・・・ 36
- (4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について・・・・・・・・ 38
- (5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について・・・・・・・・ 38
- (6) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて・・・・ 39

#### 3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

- (1) 児童福祉施設等の整備について・・・・・・・・ 40
- (2) 児童福祉施設等の運営について・・・・・・・・ 42
- (3) 社会福祉施設等の防災対策について・・・・・・・・ 47
- (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について・・・・ 50

#### 4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

- (1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について・・・・ 51
- (2) 措置費等の施設運営費の適正化について・・・・・・・・ 52
- (3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について・・・・ 52

### [総務課 関連資料]

- (資料1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について・・・・ 55
- (資料2) 児童相談所の児童福祉司配置状況・・・・・・・・ 56
- (資料3) 平成21年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」  
都道府県別実施状況・・・・・・・・ 57
- (資料4) 平成22年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧・・ 58
- (資料5) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて・・・・ 59
- (資料6) 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査・・・・・・・・ 60

## [職業家庭両立課関係]

### ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

- (1) 改正育児・介護休業法の施行について . . . . . 89
- (2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について . . . . . 90
- (3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について . . . . . 90

## [職業家庭両立課 関連資料]

- (資料1) 改正育児・介護休業法の概要 . . . . . 93
- (資料2) 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について . . . . . 94
- (資料3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児等預かり事業の開始 . . . . . 95

## [家庭福祉課関係]

### 1. 社会的養護体制の拡充について

- (1) 子ども・子育てビジョンの策定等について（社会的養護関連） . . . . . 99
- (2) 里親委託等の推進について . . . . . 99
- (3) 施設退所後の支援について . . . . . 99
- (4) 児童福祉施設等におけるケアの充実について . . . . . 100
- (5) 施設機能見直しのための調査について . . . . . 101

### 2. 児童養護施設等の整備について . . . . . 102

### 3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

- (1) 児童扶養手当について . . . . . 102
- (2) 母子家庭の就業支援策の充実について . . . . . 104
- (3) ひとり親家庭生活支援事業の改正について . . . . . 109
- (4) 養育費相談支援について . . . . . 110
- (5) 母子寡婦福祉貸付金の拡充について . . . . . 111
- (6) 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について . . . . . 111
- (7) 安心こども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について . . . . . 112
- (8) 母子家庭等対策総合支援事業の執行について . . . . . 112

### 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

- (1) 婦人相談所等の体制の強化について . . . . . 113
- (2) DV被害者に対する自立支援等について . . . . . 114
- (3) 人身取引被害者の保護について . . . . . 114

## [家庭福祉課 関連資料]

- (資料1) 里親登録数等（都道府県別） . . . . . 119
- (資料2) ファミリーホームの設置状況 . . . . . 120
- (資料3) 平成22年度の里親支援機関の設置予定状況 . . . . . 121

(資料4) 自立援助ホームの設置状況	122
(資料5) 小規模化の実施率の状況(都道府縣市別)	123
(資料6) 児童福祉施設基幹職員指導者養成研修の実施状況	124
(資料7) 児童家庭支援センターの設置状況	125
(資料8) 情緒障害児短期治療施設の設置状況	126
(資料9) 児童扶養手当制度の運用について	127
(資料10) 母子家庭等就業・自立支援事業について	128
(資料11) 母子自立支援プログラム策定等事業について	129
(資料12) 高等技能訓練の受講時における給付の充実	130
(資料13) 経済危機対策(ひとり親家庭等対策の強化)	131
(資料14) 明日の安心と成長のための緊急経済対策(母子家庭等の在宅就業 支援事業)の概要	132
(資料15) 委託訓練活用型デュアルシステム	133
(資料16) 託児サービス付加した委託訓練の実施	134
(資料17) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施	135
(資料18) 母子家庭の母等の職業的自立の促進	136
(資料19) 緊急人材育成・就職支援基金の概要	137
(資料20) マザーズハローワーク事業の概要	141
(資料21) 養育費相談支援センターについて	142
(資料22) 母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等 (平成21年10月1日現在)	144
(資料23) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要	150
(資料24) 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について	151
(資料25) 平成20年度婦人保護事業実施状況報告の概要	152
(資料26) DV被害者等の相談・保護等の状況について	155
(資料27) 婦人相談所における人身取引被害者への対応	157
(資料28) 「人身取引対策行動計画2009」の概要	158

## [育成環境課関係]

### 1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について	161
(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実 について	161
(3) 放課後児童クラブの国庫補助について	162
(4) 放課後児童クラブガイドラインについて	164

### 2. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	165
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	165

3. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について	166
(2) 個人情報の取り扱いについて	167
(3) 一斉改選について	167
4. 母親クラブ等の地域組織活動等について	167
5. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	168
(2) 児童福祉週間の標語について	168
(3) 児童福祉週間の事業展開について	169
6. 児童福祉文化財の普及について	169
7. (財) こども未来財団の事業について	169

#### [育成環境課 関連資料]

(資料1) 放課後児童クラブ関連Q&A	173
(資料2) 平成22年度 児童厚生施設等整備費新旧対照表	175
(資料3) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について	177
(資料4) 児童福祉文化財について	178
(資料5) 平成22年度の子育て支援サービス事業費等 ((財) こども未来財団の助成する事業) について	180

#### [保育課関係]

1. 待機児童解消に向けた取組について	183
2. 多様な保育サービスの推進について	
(1) 家庭的保育事業の推進について	184
(2) 病児・病後児保育事業について	185
(3) 延長保育促進事業について	186
(4) 保育対策等促進事業費補助金について	186
(5) 送迎保育ステーション試行事業について	186
3. 認定こども園の実施状況等について	187
4. 保育所の規制緩和等について	
(1) 地方分権改革について	188
(2) 構造改革特区について	188
5. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のための アクションプログラムの策定について	189
6. 保育士養成課程等検討会の検討状況について	190
7. 保育所の耐震化の促進について	191
8. 認可外保育施設に対する指導監督について	191

## [保育課 関連資料]

(資料1) 家庭的保育事業の充実について	195
(資料2) 延長保育促進事業Q & A	197
(資料3) 保育対策等促進事業費補助金の算出について	198
(資料4) 認定こども園制度の概要と現状	199
(資料5) 認定こども園制度の在り方に関する検討会	201
(資料6) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)	203
(資料7) 「子ども・子育て新システム検討会議」について	204
(資料8) 地方分権改革(保育所の基準関係)について	205
(資料9) 保育所における給食の外部搬入方式について	206
(資料10) 新保育所保育指針について	207
(資料11) 平成21年保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況	209
(資料12) 平成20年度特別保育実施状況	218

## [母子保健課関係]

1. 妊婦健康診査等について	227
2. 不妊治療に対する支援について	228
3. 子どもの心の問題等への対応について	228
4. 健やかな妊娠等サポート事業について	229
5. 「健やか親子21」について	
(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について	230
(2) 健やか親子21全国大会について	230
(3) マタニティマークについて	230
6. 児童福祉施設における食事の提供等について	231
(1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について	231
(2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド(仮称)」について	231
7. 乳幼児身体発育調査の実施について	232

## [母子保健課 関連資料]

(資料1) 妊婦健康診査の公費負担の状況について	235
(資料2) マタニティマークについて	236
(資料3) 食育の推進	240
(資料4) 乳幼児身体発育調査の実施	241
(資料5) 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況	242
(資料6) 未熟児養育医療給付事業の実施状況	244
(資料7) 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	245
(資料8) 都道府県別の主な母子保健指標等	246

(第2部) 子ども手当に関する法案及び児童扶養手当法改正法案について

[子ども手当について] . . . . . 別冊

[児童扶養手当について]

○ 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要等について . . . . . 251

(第3部) 内閣府からの説明

[子ども・子育てビジョン等について] . . . . . 別冊

(参考資料)

1. 平成21年度児童福祉関係主要会議等予定表 . . . . . 279

2. 説明事項にかかる照会先担当窓口等一覧表 . . . . . 283

## (第 1 部)

### 平成 22 年度児童福祉関係予算案等 について



## [平成22年度予算案の概要]



# 平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

## 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業への取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

### 《主要事項》

#### 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 母子保健医療対策の充実
- 7 仕事と家庭の両立支援

#### 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

## ○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,815億円	22,861億円	132.9%
一般会計	9,105億円	21,960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計	151億円	137億円	▲8.7%
労災勘定	8億円	6億円	▲17.6%
雇用勘定	143億円	131億円	▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

# 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

## 1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》

うち、給付費:1兆4555億94百万円  
(10か月分を計上)

事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 給付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

### ○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

## 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

### (1)父子家庭への児童扶養手当の支給

4,956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)			
児童1人の場合	全部支給	41,720円	
	一部支給	41,710円～9,850円(所得に応じ)	
児童2人以上の加算額	2人目	5,000円	
	3人目以降1人につき	3,000円	

## (2) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 3,555百万円

### ① 自立のための就業支援等の推進 3,474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

### ② 養育費確保の推進 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

## (3) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲) 172,877百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

## 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

### (1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000 人増、家庭的保育 5,000 人増、病児・病後児保育 436 か所増など

**○保育所の待機児童解消**

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

**(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進**

**27,420百万円**

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

**4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実**

**《44,660百万円→41,459百万円》**

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

## **5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実**

《92, 624百万円→94, 706百万円》

### **(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化**

**89, 087百万円**

#### ①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

#### ②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

#### ③社会的養護体制の拡充

**83, 779百万円**

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645 か所→703 か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

### **(2) 配偶者からの暴力(DV)防止**

**5, 619百万円**

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

## **6 母子保健医療対策の充実**

《19, 301百万円→23, 058百万円》

### **(1) 不妊治療等への支援**

**8, 093百万円**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

### **(2) 小児の慢性疾患等への支援**

**14, 733百万円**

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

## 7 仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,780百万円》

### (1) 改正育児・介護休業法の円滑な施行 4,861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

### (2) 男性の育児休業の取得促進 30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

### (3) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化 407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

#### ○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

### (4) 事業所内保育施設に対する支援の推進 3,921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

### (5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

# 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

## 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

### (1) 職場における男女雇用機会均等の推進

430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

### (2) ポジティブ・アクションの取組の推進

265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

## 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

## 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,622百万円→1,380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

## 4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

### (1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

### (2) 良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。



## 平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 22 年度予算に計上するとともに、平成 22 年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000 円を支給する。

(2) 所得制限は設けない。

(3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

(4) (3) 以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(5) 公務員については、所属庁から支給する。

(6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

2. 平成 23 年度における子ども手当の支給については、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成 23 年度以降の支給のための所要の法律案を平成 23 年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## [総務課関係]



# 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》

社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》



子どもと子育てを応援する社会

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○ **生命(いのち)と育ちを大切にす**

○ **困っている声に応える**

○ **生活(くらし)を支える**

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支え、子どもが安心して成長できる社会へ

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組み環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるよ

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるよ

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるよ

- ・小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないよ

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つよ

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実に

- ・乳児の全戸訪問等(こんには赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるよ

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

**安心できる妊娠と出産**

ONICU（新生児集中治療管理室）病床数  
（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター

〔現状〕 22.4床 ⇒ 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

〔H26目標値〕 25～30床

**地域の子育て力の向上**

○地域子育て支援拠点事業

○ファミリー・サポート・センター事業

○一時預かり事業（延べ日数）

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援

〔現状〕 7100か所 ⇒ 10000か所  
（市町村単独分含む）  
570市町村 ⇒ 950市町村  
348万日 ⇒ 3952万日  
49か所 ⇒ 100か所

〔H26目標値〕

**潜在的な保育ニーズにも対応した保育所持機児童の解消**

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）  
（3歳未満児の保育サービス利用率）

○延長等の保育サービス

○病児・病後児保育（延べ日数）

○認定こども園

○放課後児童クラブ

〔現状〕 215万人 ⇒ 241万人  
（75万人（24%）） （102万人（35%））  
79万人 ⇒ 96万人  
31万日 ⇒ 200万日  
358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）  
81万人 ⇒ 111万人

〔H26目標値〕

**男性の育児参加の促進**

○週労働時間60時間以上の雇用の割合

○男性の育児休業取得率

○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1日当たり）

〔現状〕 10% ⇒ 半減（H29） \*参考指標  
1.23% ⇒ 10%（H29） \*参考指標  
60分 ⇒ 2時間30分（H29） \*参考指標

〔H26目標値〕

**社会的養護の充実**

○里親等委託率

○児童養護施設等における小規模グループケア

〔現状〕 10.4% ⇒ 16%  
446か所 ⇒ 800か所

〔H26目標値〕

**子育てしやすい働き方と企業の取組**

○第1子出産前後の女性の継続就業率

○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数

〔現状〕 38% ⇒ 55%（H29） \*参考指標  
652企業 ⇒ 2000企業

〔H26目標値〕

# (参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の  
 拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

<p><b>追加所要額：約0.7兆円</b> (平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】</p> <p><b>制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円</b> (平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】</p> <p>※ 施設整備費を除く</p>	<p>H21～26の必要費用累計額</p> <p><b>10兆</b></p> <p>(現在の費用に量的拡大のみを加え、粗く機械的に試算)</p>
---	---

## 量的拡大試算

### 両立支援

### すべての子育て家庭支援

### その他(社会的養護)

【認可保育所等】	＋約3,000億
【放課後児童クラブ】	＋約300億
【育児休業給付】	＋約1,500億
【病児・病後児・休日・延長等】	＋約200億

【一時預かり】	＋約800億
【妊婦健診】	＋約700億
(注3)	
【地域子育て支援拠点】	＋約200億

【社会的養護】	＋約200億
---------	--------

## 制度的見直しを行うとした場合の機械的試算

○認可保育所の利用率1割とした場合	＋約6,900億
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合	＋約2,000億
※施設整備費	【保育サービス】 ＋約700億
	【放課後児童クラブ】 ＋約100億
	【社会的養護】 ＋約70億

## ※その他、上記試算に含まれない検討課題

### 施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したのではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

(案)

事務連絡  
平成22年2月25日

各都道府県  
各指定都市 次世代育成支援対策担当課 御中  
各中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課少子化対策企画室

#### 後期行動計画における目標値設定について

日頃から次世代育成支援対策の推進にご尽力いただき、お礼申し上げます。

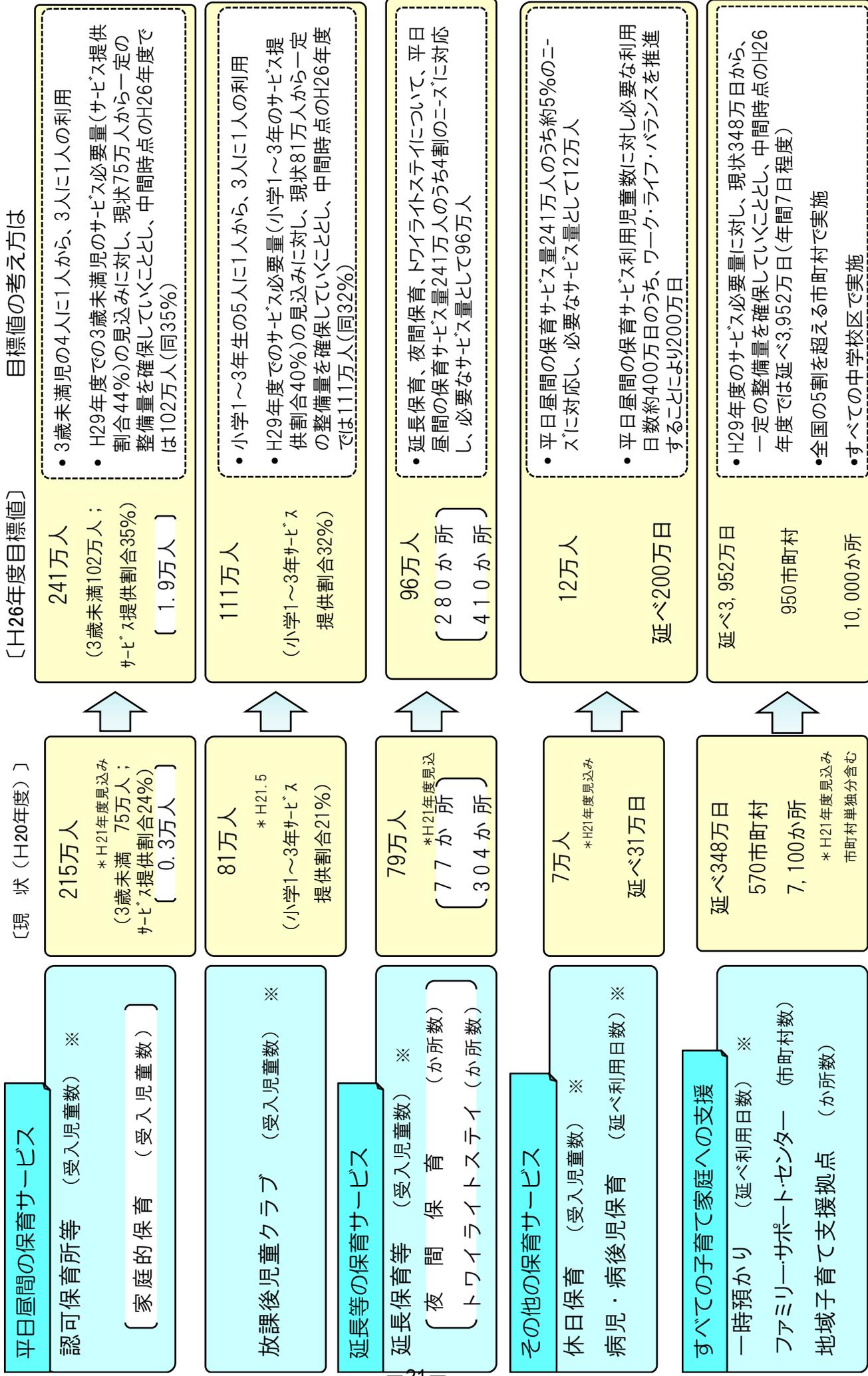
今後、平成26年度までの5年間に、政府を挙げて取組を進めることとしています。今般、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として、子ども・子育てビジョンが閣議決定（平成22年1月29日）され、本ビジョンにおいては、具体的施策内容と数値目標を盛り込んでおり、このうち、保育等の子育て支援サービスの数値目標については、市町村が後期行動計画策定のために実施したニーズ調査結果の集計値をもとに、潜在需要を含む待機児童解消に向け、平成29年度に見込まれるニーズ量をベースに、計画初年度から段階的に一定の整備量を確保していく考え方により設定しています。

このため、ビジョンにおける平成26年度の数値目標は、市町村における平成26年度目標値の集計値（従来の保育サービス事業量の伸び概ね年約2万人増に対応したものとなっている）を上回るものとなっております。

各自治体におかれましては後期行動計画の策定に向けた最終段階にあると考えており、直ちに目標値の見直しをお願いするものではありませんが、サービスの前倒し整備や、定期的に行う計画の実施状況の評価の際に見直しを図るなど、待機児童の早期解消等、地域の子育て支援推進の観点から、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村へも周知いただきますようお願い申し上げます。

# 子ども・子育てビジョンにおける子育て支援事業の数値目標



※市町村のニーズ調査の集計結果をもとに、潜在的なニーズに対応

# 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

## 《21年度》

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業  
一時預かり事業  
地域子育て支援拠点事業  
 児童ふれあい交流事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育ての両立を支援するサービス

**延長保育**

(特定事業)

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業

すべての子育て家庭向けのサービス

(その他事業)

388億円

## 《22年度予算案》

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業 など  
**延長保育事業**

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業

すべての子育て家庭向けのサービス

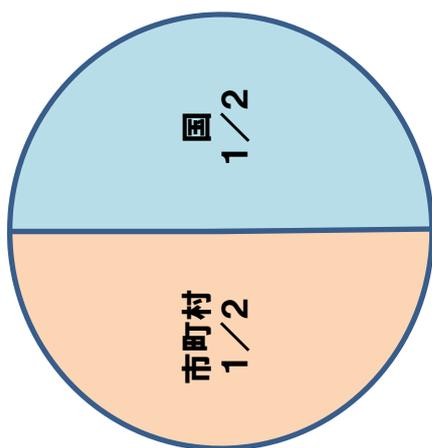
(その他事業)

361億円

※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

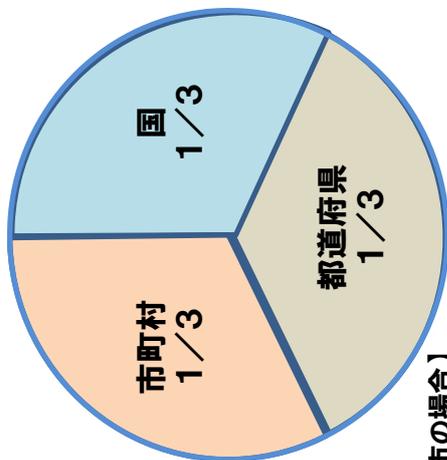
# 負担割合の変更について

《ソフト交付金：一般財源》



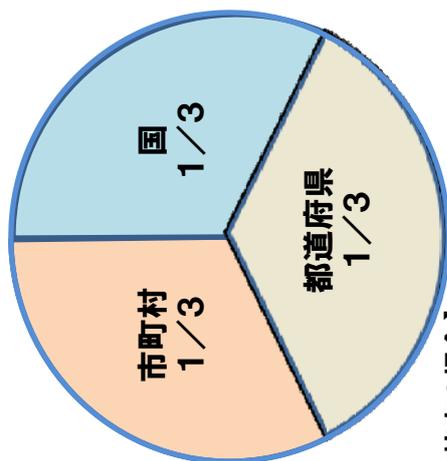
《延長保育》

《児童育成事業費：事業主拠出金財源》



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3

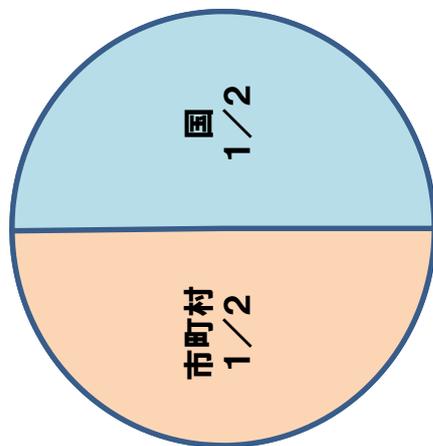
《児童育成事業費：事業主拠出金財源》



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3

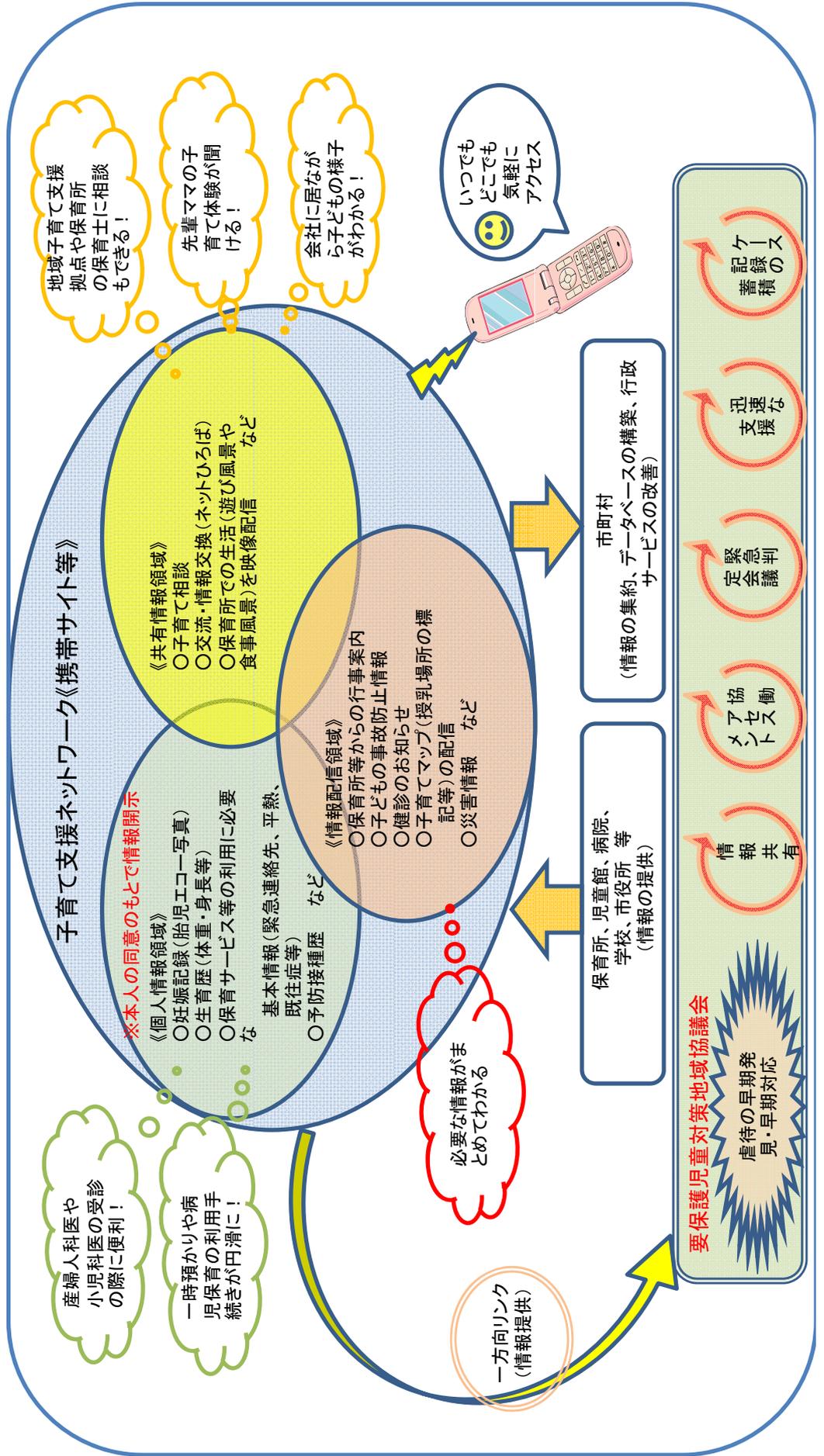
《地域子育て支援拠点、一時預かり、  
児童ふれあい交流》

《ソフト交付金：一般財源》



# 子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。  
**【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】**



## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

### 【課題】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置（虐待防止ネットワークを含む。）されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。
- 調整機関への専門職員（コーディネーター）の配置促進  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%（平成21年4月・調整機関担当職員の状況）
  - ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要  
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている



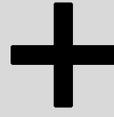
### 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

#### 【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

（事業内容）

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者（アドバイザー）による研修会開催  
など



（これに加え）

#### 【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

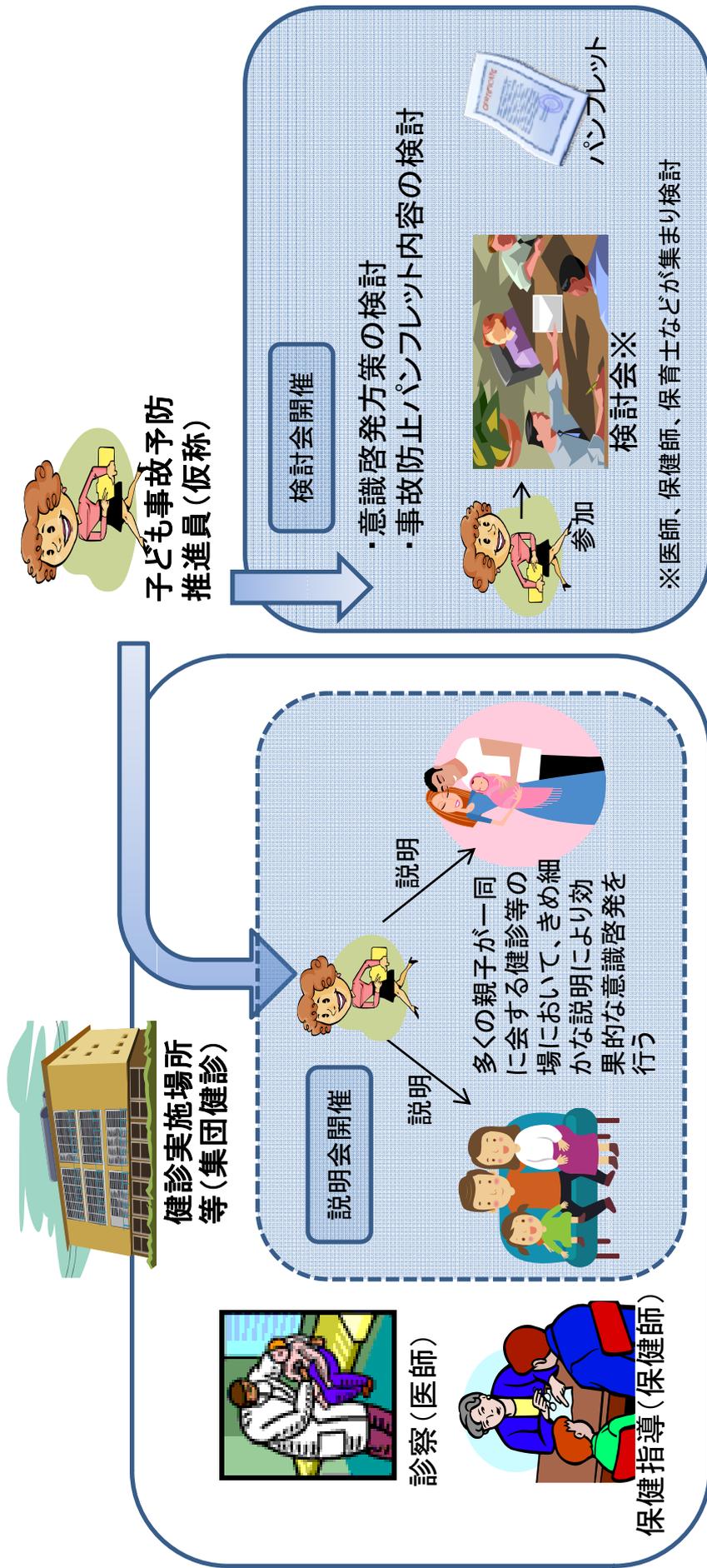
（事業内容）

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化  
など

# 子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

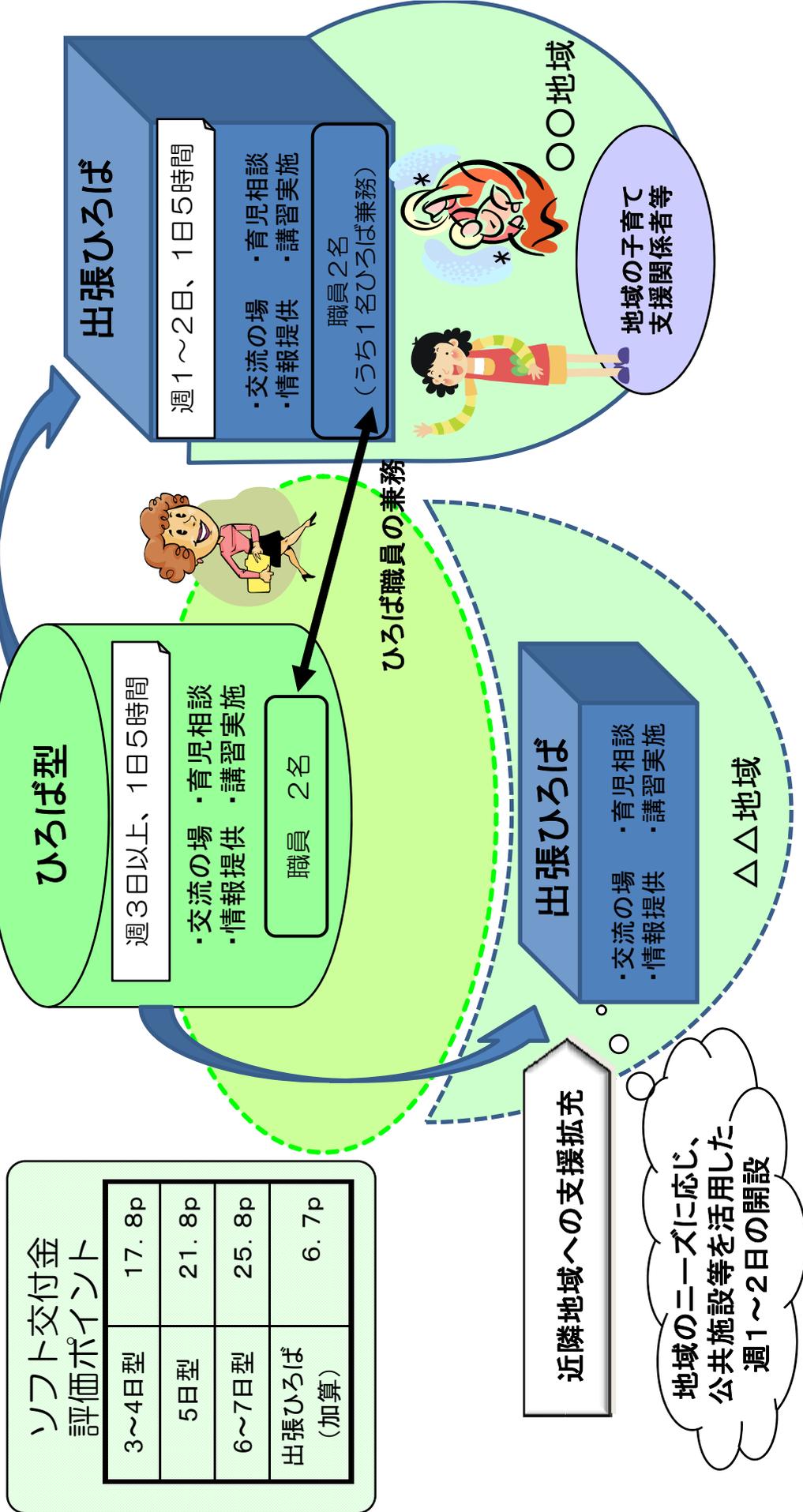
子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



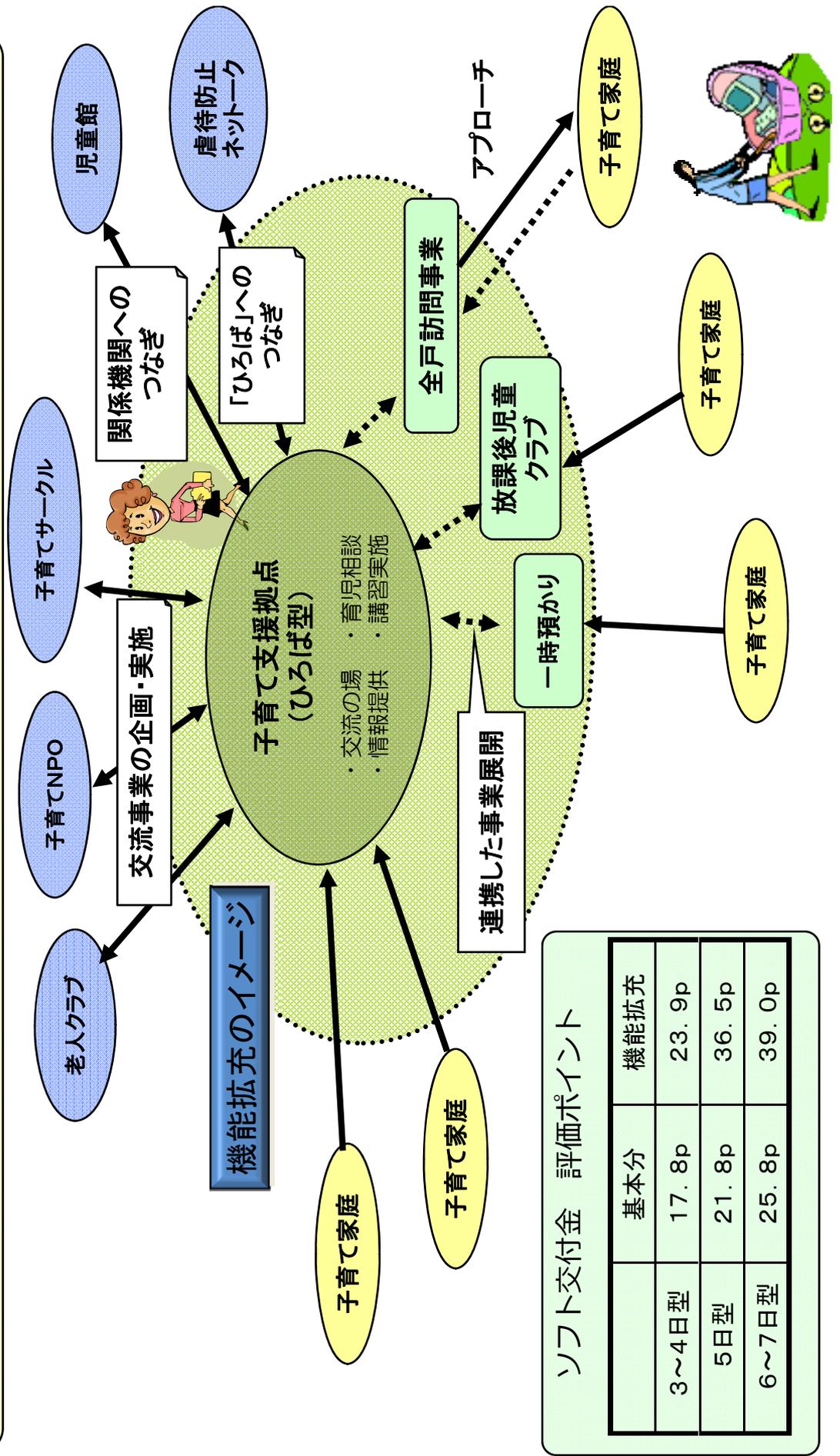
# 地域子育て支援拠点事業「出張ひろば」の活用について

- 子育て家庭の利用実態等により、常設のひろば開設が困難な場合、開設されている「ひろば型」を核として「出張ひろば」を積極活用し、支援拡充。
- ひろば職員とともに、地域の子育て支援関係者等が子育て親子の交流の場を提供。



# 地域子育て支援拠点事業「ひろば機能拡充」について

○ ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動を実施し、関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、別途、機能拡充に係る評価ポイントを設定。



# 一時預かり事業の実施類型について

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着Ⅱ型)
根拠	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の2第7項 (第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を運営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所(地域子育て支援拠点等)	
設備基準	児童福祉施設最低基準(以下、「最低基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)		規則第36条の35第1号に準じ、適切な保育環境を整備すること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)		規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。 ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
補助	内容 最低基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)		規則第36条の35第3号を準用
	率 定額(1/2相当)		

## 幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援対策の検討について

### 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄) ～平成21年12月8日 閣議決定～

#### 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

#### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

#### ① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

#### < 具体的な措置 >

#### ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

#### (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

#### (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

#### (ウ) 幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## 「子ども・子育て新システム検討会議」について

〔平成22年1月29日  
少子化社会対策会議決定〕

- 1 趣旨  
「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。
- 2 構成員  
会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。  
(共同議長) 内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣  
内閣府特命担当大臣(少子化対策)  
(構成員) 総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
その他、必要に応じて議長が指名する者
- 3 作業グループ  
会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じた議長が指名する者とする。
- 4 スケジュール  
平成22年6月を目的に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。
- 5 庶務  
会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

### 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。

(2) 所得制限は設けない。

(3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

(4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(5) 公務員については、所属庁から支給する。

(6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めると併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## 2. 児童虐待防止対策について

### (1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成20年度は42,664件と過去最高となっている。また、我が国においては、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる痛ましい事例も生じているところである。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。(関連資料1)

なお、臨検・捜索等の制度の運用の参考となるよう、実際に制度を実施した自治体の取組概要を、昨年7月に開催した「平成21年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」においてご紹介させていただいたところであるが、運用に当たってなお疑義等が生じた際には、適宜、厚生労働省にご相談いただきたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに努めているところであり、虐待により子どもの命が失われることがないように、児童相談所を中心に、地域全体で重層構造のセーフティーネットを全力を挙げて機能させる取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めてお願いする。

先般、東京都江戸川区で、児童相談所、区、学校などの関係機関が虐待の兆候を把握しながら、児童虐待により小学1年生の子どもが亡くなるという痛ましい事件が発生した。

今後、東京都において、関わりのあった機関の対応上の問題点や再発

防止策について検証が行われることとなるが、虐待の兆候を把握した関係機関同士の十分な連携が図られなかったことが、問題の一つであると考えられるので、現在、文部科学省とも相談しながら、情報共有の仕組みを検討しているところであるので、まとめ次第通知をする。

## (2) 児童相談所の体制強化について

### ア 児童相談所等の体制強化について

#### ① 児童福祉司の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の充実強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されており、総人件費や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、21年度と同様の措置が行われる予定と聞いている。

なお、21年度においては、標準団体(人口170万人)当たり児童福祉司を30人配置できるだけの経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.7万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司のより一層の積極的な配置をお願いする。(関連資料2)

また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

#### ② 家族再統合等への取組の強化について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者と再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいことである。このため、昨年4月の児童福祉法改正により、児童福祉司等が行う児童又はその保護者に対する指導について、委託先の拡大を図ることとし、様々な資源の活用も含めて家族再統合への取組の充実を図ったところである。

平成22年度予算(案)においては、各地域におけるこうした取組の推進を図るため、以下の補助事業を計上しているのでご活用願いたい。

(ア) 民間団体育成事業（児童虐待防止対策支援事業）

保護者指導を受託できる民間団体がいない地域もあることを考慮し、都道府県等においてこうした民間団体を育成するための経費を計上しているので当該民間団体にアドバイザーを派遣したり、保護者指導を既に実施している先駆的な団体に当該団体の職員を派遣し、実地訓練を実施するなどにより、地域の民間団体の育成にご尽力いただきたい。【補助単価：1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり年額（案）1,253千円】

(イ) カウンセリング強化学業（児童虐待防止対策支援事業）の充実  
更に、個々の家庭等に応じた家族再統合への取組の強化を図るため、

○ 施設入所や一時保護等により親子分離がされているケース又は子どもは在宅しているが保護者が強い育児不安等を抱えるケースに対し、親子での宿泊方式の訓練（子どもへの接し方を学ぶプログラム等）を実施し、親子関係の改善を図るとともに、家庭への復帰の可否等についての見立てを行う「宿泊型事業」  
【補助単価：1児童相談所当たり年額（案）4,355千円】、

○ 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるよう、保護者本人やその親族も含めて、当該家族への援助方針についての話し合いを行ったり、同じ悩みを抱える保護者同士でのグループ討議を行う（「ファミリーグループカンファレンス型事業」【補助単価：1児童相談所当たり年額（案）3,609千円】を行うための経費を計上した）ので、こうした事業の活用により、きめ細かな家族支援の推進に努められたい。

なお、「宿泊型事業」の実施場所として既存の資源を活用することは差し支えないが、一時保護所の本体整備と併せて「宿泊型事業」専用の居室を設置する場合には、平成22年度予算（案）において次世代育成支援対策施設整備交付金の「親子生活訓練室」の整備加算対象としているので、併せてご活用願いたい。

③ 一時保護所の環境改善について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあること等から、本年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」の中でも、引き続き、「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」を平成26年度までに全都道府県・指定都市・児童相談所設置市において実施することとして

いる。

各地方公共団体におかれては、ハード面については次世代育成支援対策施設整備交付金を、ソフト面については児童虐待防止対策支援事業を活用しながら、そこで過ごす子どもの環境への特段の配慮をお願いしたい。

なお、平成22年度予算（案）においては、次世代育成支援対策施設整備交付金において、②のとおり児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、一時保護中の子どもの学習環境の充実のため、昨年4月、文部科学省と協議の上、各地域における取組の充実について通知を発出したところであるが、引き続き、教育委員会と連携を図り、現職教員の派遣や教員OBの活用、一時保護が長期化する際は区域内の学校への就学などについて検討し、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、十分に留意されたい。

### **(3) 市町村の体制強化について**

#### **ア 地域協議会の機能強化について**

平成20年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万3千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、(1)で記述した例にもあるように、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との適切な連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

そのため、平成22年度予算（案）においては、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）により、引き続き、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組等を支援することに加え、新たに、インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催、ケース記録や進行管理台帳等の電子化などによる関係機関の連携強化を図るための取組を支援することとしている。この新たな取組により、日ごろからの関係機関同士の協力関係を維持し易くなるとともに、緊急時における対応協議や情報収集

を迅速に行うことや、各機関が保有する断片的な情報をリアルタイムで共有することにより、早い段階で深刻な状態を判断し易くなることなどが期待されるので、これらも活用しながら地域協議会の更なる機能強化に努めていただきたい。

また、「子ども・子育てビジョン」において、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合」を、平成26年度までに「80%（市はすべて配置）」とすることを数値目標として掲げたところである。これは、調整機関に一人以上の専門職員を配置している市町村の割合を意味しているものであるが、前述の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を積極的に活用いただく等により、調整機関職員の専門性強化に努めていただくことについて重ねてお願いする。なお、ここでいう「専門職員」とは、児童福祉法施行規則第25条の28第2項に掲げる者を指すものである。

なお、平成21年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、97.6%とほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

#### イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成21年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,512（84.1%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、996（55.4%）の市町村で実施されているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

これらの事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であることから、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えており、厚生労働省としては、平成21年3月に策定した、両事業にかかる市町村向けガイドラインの普及などにより、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」

という。)と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えている。また、「子ども・子育てビジョン」においても、平成26年度までに、乳児家庭全戸訪問事業については「全市町村」での実施を、養育支援訪問事業については「全市町村での実施を目指す」との数値目標を掲げたところであるので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いします。(関連資料3)

#### **(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について**

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施するなどにより、市町村の専門性向上について配慮を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いします。(関連資料4)

#### **(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について**

平成22年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞等)による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月23日(祝・火)に広島市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジリボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)の優先採択としており、現在、22年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われたい。

## (6) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の改正児童虐待防止法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、平成21年6月より、法務省が主となり、学者、弁護士、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」において、親権制度の見直しにかかる問題点や課題等を検討してきたところであり、本年1月に報告書がとりまとめられたところである。これを受け、法務省においては、本年2月5日に、児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しについて法制審議会への諮問を行い、今後、部会を設けて検討することとされた。また、厚生労働省においては、法務省の動きと合わせて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、2月17日に開催された社会保障審議会児童部会において「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」を設置し、今後、概ね1年をかけて本専門委員会において検討を進めることとしている。（関連資料5）

### 3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

#### (1) 児童福祉施設等の整備について

##### ①次世代育成支援対策施設整備交付金について

平成22年度予算(案)においては、児童養護施設等の整備や小規模化等の環境改善を推進するため、約50億円計上したところである。また、児童入所施設の小規模グループケア加算を創設するとともに、児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充する。交付基礎点数については、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

##### ②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算において予算化された安心こども基金において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに先般成立した平成21年度第2次補正予算においては、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしている。

##### ③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

#### 《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)など

#### ④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

#### ⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

#### ⑥財産処分の承認基準の見直し

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図ったところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

## (2) 児童福祉施設等の運営について

### ①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

### ②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願い

いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

### ③感染症の予防対策等について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

ア 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、新型インフルエンザ対策本部決定の「基本的対処方針」及びその運用指針等により、感染の拡大状況に応じた対策が行われているところであり、児童福祉施設における対応についても感染予防対策やサーベイランス体制への協力などについて、各種通知・事務連絡により適切な対応をお願いしているところである。各都道府県等においては常に新型インフルエンザに係る最新の情報を収集し管内児童福祉施設等における感染予防対策に係る指導及び周知を図られるようお願いする。

#### (参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html)
- 国立感染症研究所感染症情報センター  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 保育所における感染症対策ガイドライン  
<http://www.mhlw.go.jp/za/0831/d01/d01.pdf>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑤児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑥被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところである。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

### ⑦社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められている。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っているところである。

社会福祉法人会計基準の見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を發出してまいりたい。

なお、社会福祉法人の新会計基準（素案）の概要については、3月2日に開催される社会・援護局関係主管課長会議の資料を参照されたい。

## (3) 社会福祉施設等の防災対策について

### ①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設

備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

（なお、乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

#### 《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

#### ②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設

を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成21年に実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は42.6%（前年36.1%）、耐震化率は64.8%（前年61.4%）に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。（関連資料6）

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成22年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

### ③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

### ④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

## (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について(通知)」(平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第0911001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところである。

また、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表

したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるように施設に対して周知いただくようお願いしたい。

#### 《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

#### ② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

## 4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

### （1）児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般に

わたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

## **(2) 措置費等の施設運営費の適正化について**

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に昨年会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

## **(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について**

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

## [総務課 関連資料]



# 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

## 48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

## ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

## 臨検・搜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

## 関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

(参考1)



## 平成21年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業		滋賀 県	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	150	83.3%	100	55.6%	滋賀 県	23	88.5%	16	61.5%
青森県	27	67.5%	14	35.0%	京都府	20	76.9%	17	65.4%
岩手県	35	100.0%	29	82.9%	大阪府	33	76.7%	33	76.7%
宮城県	36	100.0%	32	88.9%	兵庫県	41	100.0%	24	58.5%
秋田県	21	84.0%	8	32.0%	奈良県	24	61.5%	19	48.7%
山形県	35	100.0%	25	71.4%	和歌山県	24	80.0%	17	56.7%
福島県	52	88.1%	24	40.7%	鳥取県	18	94.7%	12	63.2%
茨城県	39	88.6%	25	56.8%	島根県	21	100.0%	17	81.0%
栃木県	29	96.7%	18	60.0%	岡山県	25	92.6%	24	88.9%
群馬県	33	91.7%	26	72.2%	広島県	22	95.7%	15	65.2%
埼玉県	52	74.3%	32	45.7%	山口県	20	100.0%	14	70.0%
千葉県	47	83.9%	24	42.9%	徳島県	22	91.7%	16	66.7%
東京都	44	71.0%	39	62.9%	香川県	17	100.0%	10	58.8%
神奈川県	23	69.7%	19	57.6%	愛媛県	14	70.0%	9	45.0%
新潟県	30	96.8%	18	58.1%	高知県	21	61.8%	16	47.1%
富山県	13	86.7%	8	53.3%	福岡県	42	63.6%	31	47.0%
石川県	18	94.7%	17	89.5%	佐賀県	20	100.0%	12	60.0%
福井県	16	94.1%	5	29.4%	長崎県	22	95.7%	17	73.9%
山梨県	23	82.1%	20	71.4%	熊本県	37	78.7%	18	38.3%
長野県	73	91.3%	44	55.0%	大分県	16	88.9%	10	55.6%
岐阜県	36	85.7%	16	38.1%	宮崎県	16	57.1%	5	17.9%
静岡県	33	89.2%	20	54.1%	鹿児島県	28	62.2%	12	26.7%
愛知県	57	93.4%	36	59.0%	沖縄県	40	97.6%	18	43.9%
三重県	24	82.8%	15	51.7%	<b>全国計</b>	<b>1,512</b>	<b>84.1%</b>	<b>996</b>	<b>55.4%</b>
					平成20年度	1,247	72.2%	799	45.3%

(単位:件)

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成21年7月1日現在)

※ 平成20年度については「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」の実施状況(平成20年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース)

平成22年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

(資料4)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修(前期)	新任児童相談所長	4月21日～23日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師	5月12日～13日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月13日～14日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県、政令市から研修講師、企画立案担当予定者として受講の推薦を受けた者	6月8日～11日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長もしくはこれらに準ずる職にあたる職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(児童相談所長、児童相談所SV研修、児童心理司SV研修の受講資格を満たす者は除く)	6月29日～7月2日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師(実務経験5年以上)の方。児童相談所に勤務する保健師等(虐待事例への支援経験を有することが望ましい)。	7月5日～9日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応合同アドバンス研修(福井県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	7月13日～14日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	福井県
地域虐待対応合同アドバンス研修(愛媛県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	7月21日～22日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	愛媛県
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	8月3日～6日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等	9月7日～9日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバイザー	9月14日～17日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所長研修(後期)	同研修(前期)に参加した児童相談所長	10月6日～8日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等	10月26日～29日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	11月9日	子どもの虹 情報研修センター	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月9日～12日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月17日～19日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年を満した者	12月1日～3日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	12月15日～17日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年を満した者	1月11日～14日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士、家庭支援専門相談員等	1月25日～28日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス研修(栃木県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及び児童相談所の市町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	2月2日～3日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	栃木県
児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験3年を満した者	2月16日～18日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「子ども虐待防止と周産期の支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月2日～4日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「DVと子ども虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月9日～11日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所指導者研修 ※研修名の変更があり得る	一時保護所において指導的立場にある者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員研修 ※研修名の変更があり得る	思春期問題対応関係機関職員	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修(子どもの権利擁護と日々の養育)※テーマの変更があり得る	都道府県知事が推薦する者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修(子どもの発達とアセスメント)※テーマの変更があり得る	都道府県知事が推薦する者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修(家族支援とソーシャルワーク)※テーマの変更があり得る	都道府県知事が推薦する者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修(チームアプローチとスーパーバイス)※テーマの変更があり得る	都道府県知事が推薦する者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修(子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応)※テーマの変更があり得る	都道府県知事が推薦する者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
新任施設長研修	H21.4月以降に着任した施設長	日程調整中	国立武蔵野学院 (後期のみ国立きぬ川学院会連)	さいたま市 栃木県さくら市
新任職員研修(短期コース)	児童自立支援専門員、児童生活支援員職経験が3年未満である者	日程調整中	国立武蔵野学院 (国立きぬ川学院会連)	栃木県さくら市
新任職員研修(実習コース)	児童自立支援専門員、児童生活支援員職経験が3年未満である者	日程調整中	国立武蔵野学院 (国立きぬ川学院会連)	栃木県さくら市
スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者(※)	日程調整中	国立武蔵野学院 (国立きぬ川学院会連)	栃木県さくら市
中堅職員研修	児童自立支援専門員、児童生活支援員職経験が5年以上である者(※)	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童自立支援専門員・児童生活支援員研修	児童自立支援専門員、児童生活支援員職経験が5年未満である者(※)	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
学科指導関係職員研修 ※研修名の変更があり得る	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員、職員等	日程調整中	国立武蔵野学院 (国立きぬ川学院会連)	栃木県さくら市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員及び同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の構成員であって、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成21年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及びスクーリング10月5日～9日(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

(※)武蔵野学院の研修は現段階の予定である。

(※)児童福祉領域の経験を有する等、所属長の推薦がある場合にはこれに限らない。

## 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

### 【研究会報告書のとりまとめ】

○ 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、1月22日に報告書がとりまとめられた。

- 報告書には、次の事項の論点整理等がおり込まれている。
- ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
- ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
- ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がない児童等についての親権行使の在り方
- ④ 接近禁止命令の在り方
- ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
- ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

このため、

- ・懲戒を盾に虐待を正当化する親の存在。
  - ・親権者の親権と児童福祉施設長の監護権の優先関係が明確でないため親が介入。
  - ・親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- 等々の問題が、児童福祉等の現場で生じている。

### 【今後の対応】

- 法務省は、報告書を受けて本年2月5日に法制審議会へ諮問を行い、今後、部会を設けて検討を行う予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、本年2月17日に開催された社会保障審議会児童部会において「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」を設置し、今後、概ね1年をかけて検討を行う予定。

## 1. 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果総括表

	施設種別	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	保育所	22,331	10,339	11,992	53.7%	5,088	42.4%	3,721	63.0%
2	乳児院	139	79	60	43.2%	24	40.0%	15	67.6%
3	母子生活支援施設	307	134	173	56.4%	71	41.0%	40	56.7%
4	児童養護施設	1,321	690	631	47.8%	185	29.3%	121	61.4%
5	児童相談所一時保護施設	131	80	51	38.9%	32	62.7%	26	80.9%
6	第1種助産施設	449	293	156	34.7%	83	53.2%	42	74.6%
7	第2種助産施設	19	11	8	42.1%	0	0.0%	0	57.9%
8	情緒障害児短期治療施設	63	46	17	27.0%	13	76.5%	13	93.7%
9	児童自立支援施設	302	131	171	56.6%	99	57.9%	74	67.9%
10	児童家庭支援センター	52	39	13	25.0%	4	30.8%	2	78.8%
11	婦人相談所一時保護施設	49	26	18	36.7%	14	77.8%	13	79.6%
12	婦人保護施設	53	26	27	50.9%	15	55.6%	11	69.8%
13	児童厚生施設(児童遊園を除く。)	3,725	2,321	1,404	37.7%	644	45.9%	469	74.9%
	合計	28,941	14,215	14,721	50.9%	6,272	42.6%	4,547	64.8%

## ○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

## ○調査基準日

平成21年4月1日現在

未定稿

P60～P84の資料は、2月18日現在の集計状況であり、今後変わりうる。

2. 都道府県・指定都市・中核市の施設種別毎の耐震化に関する状況調査結果について

未定稿

【保育所】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	440	178	262	59.5%	31	11.8%	25	46.1%
2	青森県	193	130	63	32.6%	11	17.5%	11	73.1%
3	岩手県	118	58	60	50.8%	12	20.0%	8	55.9%
4	宮城県	153	79	74	48.4%	50	67.6%	45	81.0%
5	秋田県	108	53	55	50.9%	6	10.9%	3	51.9%
6	山形県	157	87	70	44.6%	2	2.9%	1	56.1%
7	福島県	195	105	90	46.2%	28	31.1%	16	62.1%
8	茨城県	337	192	145	43.0%	7	4.8%	4	58.2%
9	栃木県	152	76	76	50.0%	4	5.3%	4	52.6%
10	群馬県	364	206	158	43.4%	15	9.5%	11	59.6%
11	埼玉県	584	305	279	47.8%	48	17.2%	29	57.2%
12	千葉県	496	230	266	53.6%	160	60.2%	115	69.6%
13	東京都	1,766	615	1,151	65.2%	804	69.9%	585	68.0%
14	神奈川県	299	117	182	60.9%	119	65.4%	106	74.6%
15	新潟県	431	245	186	43.2%	66	35.5%	43	66.8%
16	富山県	221	110	111	50.2%	25	22.5%	17	57.5%
17	石川県	225	85	140	62.2%	30	21.4%	16	44.9%
18	福井県	233	107	126	54.1%	69	54.8%	44	64.8%
19	山梨県	250	116	134	53.6%	67	50.0%	57	69.2%
20	長野県	394	207	187	47.5%	52	27.8%	39	62.4%
21	岐阜県	454	224	230	50.7%	203	88.3%	117	75.1%
22	静岡県	309	178	131	42.4%	127	96.9%	64	78.3%
23	愛知県	913	306	607	66.5%	519	85.5%	411	78.5%
24	三重県	474	206	268	56.5%	186	69.4%	146	74.3%
25	滋賀県	259	172	87	33.6%	45	51.7%	31	78.4%
26	京都府	278	139	139	50.0%	62	44.6%	37	63.3%
27	大阪府	736	263	473	64.3%	164	34.7%	81	46.7%
28	兵庫県	543	229	314	57.8%	56	17.8%	48	51.0%
29	奈良県	226	108	118	52.2%	21	17.8%	18	55.8%
30	和歌山県	184	77	107	58.2%	53	49.5%	34	60.3%
31	鳥取県	181	86	95	52.5%	26	27.4%	23	60.2%
32	島根県	244	137	107	43.9%	10	9.3%	8	59.4%
33	岡山県	221	114	107	48.4%	11	10.3%	10	56.1%
34	広島県	326	125	201	61.7%	19	9.5%	5	39.9%
35	山口県	230	90	140	60.9%	15	10.7%	7	42.2%
36	徳島県	214	108	106	49.5%	36	34.0%	19	59.3%
37	香川県	184	74	110	59.8%	58	52.7%	33	58.2%
38	愛媛県	212	86	126	59.4%	33	26.2%	10	45.3%
39	高知県	155	69	86	55.5%	30	34.9%	15	54.2%
40	福岡県	457	215	242	53.0%	22	9.1%	15	50.3%
41	佐賀県	245	133	112	45.7%	16	14.3%	8	57.6%
42	長崎県	286	135	151	52.8%	3	2.0%	2	47.9%
43	熊本県	445	266	179	40.2%	14	7.8%	11	62.2%
44	大分県	256	114	142	55.5%	21	14.8%	16	50.8%
45	宮崎県	244	138	106	43.4%	7	6.6%	5	58.6%
46	鹿児島県	390	195	195	50.0%	33	16.9%	28	57.2%
47	沖縄県	389	225	164	42.2%	13	7.9%	8	59.9%
	都道府県合計	16,171	7,513	8,658	53.5%	3,409	39.4%	2,389	61.2%

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	147	115	32	21.8%	4	12.5%	3	80.3%
49	仙台市	90	63	27	30.0%	22	81.5%	21	93.3%
50	さいたま市	102	48	54	52.9%	23	42.6%	13	59.8%
51	千葉市	93	35	58	62.4%	58	100.0%	48	89.2%
52	横浜市	404	262	142	35.1%	121	85.2%	85	85.9%
53	川崎市	146	62	84	57.5%	84	100.0%	84	100.0%
54	新潟市	139	74	65	46.8%	24	36.9%	15	64.0%
55	静岡市	137	54	83	60.6%	83	100.0%	67	88.3%
56	浜松市	81	44	37	45.7%	37	100.0%	11	67.9%
57	名古屋市	351	91	260	74.1%	259	99.6%	252	97.7%
58	京都市	240	69	171	71.3%	59	34.5%	35	43.3%
59	大阪市	376	105	271	72.1%	139	51.3%	114	58.2%
60	堺市	101	54	47	46.5%	11	23.4%	5	58.4%
61	神戸市	233	113	120	51.5%	87	72.5%	59	73.8%
62	岡山市	152	90	62	40.8%	4	6.5%	3	61.2%
63	広島市	171	75	96	56.1%	4	4.2%	1	44.4%
64	北九州市	152	56	96	63.2%	2	2.1%	2	38.2%
65	福岡市	207	77	130	62.8%	40	30.8%	37	55.1%
	指定都市合計	3,322	1,487	1,835	55.2%	1,061	57.8%	855	70.5%
66	函館市	38	18	20	52.6%	5	25.0%	3	55.3%
67	旭川市	61	29	32	52.5%	3	9.4%	2	50.8%
68	青森市	46	38	8	17.4%	5	62.5%	2	87.0%
69	盛岡市	31	17	14	45.2%	3	21.4%	3	64.5%
70	秋田市	30	17	13	43.3%	2	15.4%	2	63.3%
71	郡山市	25	17	8	32.0%	0	0.0%	0	68.0%
72	いわき市	61	31	30	49.2%	7	23.3%	1	52.5%
73	宇都宮市	57	34	23	40.4%	3	13.0%	2	63.2%
74	前橋市	79	42	37	46.8%	16	43.2%	16	73.4%
75	川越市	29	14	15	51.7%	0	0.0%	0	48.3%
76	船橋市	78	23	55	70.5%	15	27.3%	11	43.6%
77	柏市	39	12	27	69.2%	25	92.6%	24	92.3%
78	横須賀市	46	20	26	56.5%	10	38.5%	8	60.9%
79	相模原市	59	32	27	45.8%	26	96.3%	24	94.9%
80	富山市	77	32	45	58.4%	27	60.0%	17	63.6%
81	金沢市	112	14	98	87.5%	95	96.9%	51	58.0%
82	長野市	61	41	20	32.8%	4	20.0%	3	72.1%
83	岐阜市	39	18	21	53.8%	14	66.7%	12	76.9%
84	豊橋市	69	12	57	82.6%	57	100.0%	57	100.0%
85	岡崎市	93	24	69	74.2%	56	81.2%	56	86.0%
86	豊田市	81	49	32	39.5%	30	93.8%	23	88.9%
87	大津市	57	44	13	22.8%	1	7.7%	0	77.2%
88	高槻市	38	15	23	60.5%	4	17.4%	4	50.0%
89	東大阪市	73	47	26	35.6%	0	0.0%	0	64.4%
90	姫路市	117	56	61	52.1%	13	21.3%	8	54.7%
91	尼崎市	96	26	70	72.9%	18	25.7%	12	39.6%
92	西宮市	52	24	28	53.8%	4	14.3%	1	48.1%
93	奈良市	67	40	27	40.3%	10	37.0%	8	71.6%
94	和歌山市	73	30	43	58.9%	25	58.1%	18	65.8%
95	倉敷市	122	39	83	68.0%	27	32.5%	22	50.0%
96	福山市	71	41	30	42.3%	0	0.0%	0	57.7%
97	下関市	68	30	38	55.9%	6	15.8%	5	51.5%
98	高松市	87	43	44	50.6%	26	59.1%	21	73.6%
99	松山市	53	27	26	49.1%	19	73.1%	16	81.1%
100	高知市	58	25	33	56.9%	10	30.3%	6	53.4%
101	久留米市	64	26	38	59.4%	5	13.2%	5	48.4%
102	長崎市	115	58	57	49.6%	18	31.6%	9	58.3%
103	熊本市	151	77	74	49.0%	10	13.5%	8	56.3%
104	大分市	62	37	25	40.3%	8	32.0%	7	71.0%
105	宮崎市	93	51	42	45.2%	8	19.0%	7	62.4%
106	鹿児島市	110	69	41	37.3%	3	7.3%	3	65.5%
	中核市合計	2,838	1,339	1,499	52.8%	618	41.2%	477	64.0%
	合計	22,331	10,339	11,992	53.7%	5,088	42.4%	3,721	63.0%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

## 【乳児院】

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
2	青森県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
8	茨城県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
11	埼玉県	4	2	2	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
12	千葉県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
13	東京都	14	8	6	42.9%	3	50.0%	3	78.6%
14	神奈川県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
15	新潟県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
16	富山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	7	4	3	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
21	岐阜県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
23	愛知県	6	5	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
27	大阪府	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
28	兵庫県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
29	奈良県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
31	鳥取県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
37	香川県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
38	愛媛県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
43	熊本県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
44	大分県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	106	63	43	40.6%	14	32.6%	9	67.9%

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	0	33.3%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
57	名古屋市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
58	京都市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	2	66.7%	1	50.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	岡山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
63	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	北九州市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
65	福岡市	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
	指定都市合計	28	14	14	50.0%	9	64.3%	5	67.9%
66	函館市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
67	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	金沢市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
104	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	5	2	3	60.0%	1	33.3%	1	60.0%
	合計	139	79	60	43.2%	24	40.0%	15	67.6%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【母子生活支援施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2	青森県	4	0	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
3	岩手県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	宮城県	5	4	1	20.0%	1	100.0%	0	80.0%
5	秋田県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
6	山形県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	2	66.7%	2	75.0%
8	茨城県	6	3	3	50.0%	1	33.3%	0	50.0%
9	栃木県	6	2	4	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
10	群馬県	5	0	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	埼玉県	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
12	千葉県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
13	東京都	39	21	18	46.2%	14	77.8%	10	79.5%
14	神奈川県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
15	新潟県	4	2	2	50.0%	1	50.0%	1	75.0%
16	富山県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
17	石川県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
18	福井県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
21	岐阜県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	0	0.0%
22	静岡県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
23	愛知県	9	2	7	77.8%	6	85.7%	5	77.8%
24	三重県	7	1	6	85.7%	2	33.3%	0	14.3%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
27	大阪府	4	1	3	75.0%	1	33.3%	1	50.0%
28	兵庫県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
29	奈良県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
30	和歌山県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	3	80.0%
31	鳥取県	6	3	3	50.0%	2	66.7%	2	83.3%
32	島根県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
36	徳島県	4	2	2	50.0%	1	50.0%	1	75.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	5	2	3	60.0%	1	33.3%	0	40.0%
39	高知県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
40	福岡県	12	7	5	41.7%	1	20.0%	1	66.7%
41	佐賀県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
45	宮崎県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
46	鹿児島県	6	1	5	83.3%	2	40.0%	1	33.3%
47	沖縄県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	200	82	118	59.0%	48	40.7%	29	55.5%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
49	仙台市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
50	さいたま市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	8	5	3	37.5%	3	100.0%	1	75.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
58	京都市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
59	大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	9	7	2	22.2%	0	0.0%	0	77.8%
62	岡山市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
63	広島市	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
64	北九州市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
65	福岡市	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
	指定都市合計	56	33	23	41.1%	13	56.5%	7	71.4%
66	函館市	2	0	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%
67	旭川市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
68	青森市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
69	盛岡市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
70	秋田市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
71	郡山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
74	前橋市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
75	川越市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
76	船橋市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
81	金沢市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	長野市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
83	岐阜市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
84	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
85	岡崎市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
86	豊田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
87	大津市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
90	姫路市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
91	尼崎市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
92	西宮市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
93	奈良市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
94	和歌山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
95	倉敷市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
96	福山市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
97	下関市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
98	高松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
99	松山市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
100	高知市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
101	久留米市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
102	長崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
103	熊本市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
104	大分市	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
105	宮崎市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
106	鹿児島市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
	中核市合計	51	19	32	62.7%	10	31.3%	4	45.1%
	合計	307	134	173	56.4%	71	41.0%	40	56.7%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【児童養護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	36	17	19	52.8%	0	0.0%	0	47.2%
2	青森県	11	7	4	36.4%	0	0.0%	0	63.6%
3	岩手県	10	4	6	60.0%	2	33.3%	0	40.0%
4	宮城県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
5	秋田県	11	2	9	81.8%	4	44.4%	4	54.5%
6	山形県	6	4	2	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
7	福島県	29	14	15	51.7%	2	13.3%	1	51.7%
8	茨城県	24	15	9	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
9	栃木県	24	13	11	45.8%	0	0.0%	0	54.2%
10	群馬県	16	11	5	31.3%	0	0.0%	0	68.8%
11	埼玉県	59	30	29	49.2%	10	34.5%	10	67.8%
12	千葉県	57	15	42	73.7%	25	59.5%	20	61.4%
13	東京都	179	114	65	36.3%	32	49.2%	18	73.7%
14	神奈川県	57	30	27	47.4%	13	48.1%	12	73.7%
15	新潟県	5	2	3	60.0%	1	33.3%	0	40.0%
16	富山県	8	2	6	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
17	石川県	6	3	3	50.0%	1	33.3%	1	66.7%
18	福井県	5	0	5	100.0%	3	60.0%	0	0.0%
19	山梨県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
20	長野県	45	22	23	51.1%	2	8.7%	0	48.9%
21	岐阜県	19	9	10	52.6%	8	80.0%	6	78.9%
22	静岡県	20	16	4	20.0%	4	100.0%	3	95.0%
23	愛知県	39	25	14	35.9%	4	28.6%	2	69.2%
24	三重県	27	8	19	70.4%	2	10.5%	2	37.0%
25	滋賀県	11	3	8	72.7%	8	100.0%	7	90.9%
26	京都府	15	13	2	13.3%	0	0.0%	0	86.7%
27	大阪府	52	22	30	57.7%	4	13.3%	4	50.0%
28	兵庫県	31	15	16	51.6%	5	31.3%	2	54.8%
29	奈良県	9	7	2	22.2%	1	50.0%	0	77.8%
30	和歌山県	17	9	8	47.1%	0	0.0%	0	52.9%
31	鳥取県	5	1	4	80.0%	1	25.0%	0	20.0%
32	島根県	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
33	岡山県	11	6	5	45.5%	0	0.0%	0	54.5%
34	広島県	17	4	13	76.5%	2	15.4%	0	23.5%
35	山口県	12	9	3	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
36	徳島県	10	5	5	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
37	香川県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
38	愛媛県	18	10	8	44.4%	1	12.5%	1	61.1%
39	高知県	6	2	4	66.7%	2	50.0%	0	33.3%
40	福岡県	24	11	13	54.2%	4	30.8%	4	62.5%
41	佐賀県	11	5	6	54.5%	0	0.0%	0	45.5%
42	長崎県	21	6	15	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
43	熊本県	54	35	19	35.2%	0	0.0%	0	64.8%
44	大分県	19	12	7	36.8%	1	14.3%	1	68.4%
45	宮崎県	20	18	2	10.0%	0	0.0%	0	90.0%
46	鹿児島県	34	10	24	70.6%	3	12.5%	0	29.4%
47	沖縄県	21	14	7	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	都道府県合計	1,133	593	540	47.7%	147	27.2%	100	61.2%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
49	仙台市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
51	千葉市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	17	11	6	35.3%	6	100.0%	1	70.6%
53	川崎市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
55	静岡市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	29	11	18	62.1%	16	88.9%	15	89.7%
58	京都市	17	10	7	41.2%	2	28.6%	1	64.7%
59	大阪市	9	0	9	100.0%	5	55.6%	3	33.3%
60	堺市	14	5	9	64.3%	1	11.1%	0	35.7%
61	神戸市	19	9	10	52.6%	7	70.0%	1	52.6%
62	岡山市	10	3	7	70.0%	1	14.3%	0	30.0%
63	広島市	8	5	3	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
64	北九州市	9	9	0	0.0%	0	—	0	100.0%
65	福岡市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
	指定都市合計	163	85	78	47.9%	38	48.7%	21	65.0%
66	函館市	7	0	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
67	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
81	金沢市	11	8	3	27.3%	0	0.0%	0	72.7%
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
95	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
104	大分市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	25	12	13	52.0%	0	0.0%	0	48.0%
	合計	1,321	690	631	47.8%	185	29.3%	121	61.4%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【児童相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	8	5	3	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
2	青森県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
3	岩手県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
4	宮城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	3	100.0%
8	茨城県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
12	千葉県	5	1	4	80.0%	4	100.0%	4	100.0%
13	東京都	6	3	3	50.0%	3	100.0%	2	83.3%
14	神奈川県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	3	1	2	66.7%	1	50.0%	1	66.7%
16	富山県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
21	岐阜県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
24	三重県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	2	100.0%
32	島根県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
39	高知県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
40	福岡県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
41	佐賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
42	長崎県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	109	61	48	44.0%	30	62.5%	25	78.9%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
49	仙台市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
51	千葉市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
55	静岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
56	浜松市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
57	名古屋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	岡山市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
63	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
64	北九州市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
65	福岡市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	指定都市合計	20	17	3	15.0%	2	66.7%	1	90.0%
66	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	金沢市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
104	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	合計	131	80	51	38.9%	32	62.7%	26	80.9%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【第1種助産施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	18	15	3	16.7%	1	33.3%	0	83.3%
2	青森県	29	16	13	44.8%	4	30.8%	2	62.1%
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	7	4	3	42.9%	1	33.3%	1	71.4%
5	秋田県	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
6	山形県	17	10	7	41.2%	7	100.0%	1	64.7%
7	福島県	7	3	4	57.1%	1	25.0%	1	57.1%
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	5	4	1	20.0%	1	100.0%	0	80.0%
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	13	7	6	46.2%	6	100.0%	1	61.5%
15	新潟県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
16	富山県	7	7	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	12	11	1	8.3%	1	100.0%	1	100.0%
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	43	28	15	34.9%	9	60.0%	5	76.7%
21	岐阜県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	0	50.0%
22	静岡県	7	4	3	42.9%	3	100.0%	3	100.0%
23	愛知県	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
24	三重県	24	16	8	33.3%	3	37.5%	1	70.8%
25	滋賀県	7	7	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	9	6	3	33.3%	3	100.0%	1	77.8%
27	大阪府	35	23	12	34.3%	10	83.3%	5	80.0%
28	兵庫県	7	5	2	28.6%	1	50.0%	0	71.4%
29	奈良県	13	5	8	61.5%	6	75.0%	3	61.5%
30	和歌山県	11	8	3	27.3%	1	33.3%	1	81.8%
31	鳥取県	8	5	3	37.5%	0	0.0%	0	62.5%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	17	11	6	35.3%	1	16.7%	0	64.7%
36	徳島県	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
37	香川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
39	高知県	5	3	2	40.0%	0	0.0%	0	60.0%
40	福岡県	3	2	1	33.3%	1	100.0%	0	66.7%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	16	11	5	31.3%	0	0.0%	0	68.8%
	都道府県合計	354	232	122	34.5%	64	52.5%	27	73.2%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
49	仙台市	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
50	さいたま市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
51	千葉市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	6	5	1	16.7%	1	100.0%	1	100.0%
53	川崎市	4	3	1	25.0%	0	0.0%	0	75.0%
54	新潟市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
55	静岡市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
56	浜松市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	13	6	7	53.8%	7	100.0%	6	92.3%
60	堺市	10	5	5	50.0%	1	20.0%	1	60.0%
61	神戸市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
62	岡山市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
63	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	北九州市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
65	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	63	40	23	36.5%	13	56.5%	11	81.0%
66	函館市	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
67	旭川市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	5	4	1	20.0%	0	0.0%	0	80.0%
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	3	1	2	66.7%	2	100.0%	2	100.0%
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	3	2	1	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	6	2	4	66.7%	1	25.0%	0	33.3%
104	大分市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
	中核市合計	32	21	11	34.4%	6	54.5%	4	78.1%

合計	449	293	156	34.7%	83	53.2%	42	74.6%
----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【第2種助産施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	0	0	0	—	0	—	0	—
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	0	0	0	—	0	—	0	—
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	5	5	0	0.0%	0	—	0	100.0%
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	0	0	0	—	0	—	0	—
21	岐阜県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
22	静岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	0	0	0	—	0	—	0	—
27	大阪府	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
28	兵庫県	0	0	0	—	0	—	0	—
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	0	0	0	—	0	—	0	—
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	0	0	0	—	0	—	0	—
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	0	0	0	—	0	—	0	—
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	11	9	2	18.2%	0	0.0%	0	81.8%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	3	0	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	0	0	0	—	0	—	0	—
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
65	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	6	2	4	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
66	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	倉敷市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
104	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	中核市合計	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	19	11	8	42.1%	0	0.0%	0	57.9%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【情緒障害児短期治療施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	0	0	0	—	0	—	0	—
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	0	0	0	—	0	—	0	—
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	0	0	0	—	0	—	0	—
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	0	0	0	—	0	—	0	—
18	福井県	0	0	0	—	0	—	0	—
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
27	大阪府	6	3	3	50.0%	3	100.0%	3	100.0%
28	兵庫県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
36	徳島県	0	0	0	—	0	—	0	—
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	0	0	0	—	0	—	0	—
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	0	0	0	—	0	—	0	—
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
47	沖縄県	0	0	0	—	0	—	0	—
	都道府県合計	53	39	14	26.4%	11	78.6%	11	94.3%

未定稿

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
58	京都市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
59	大阪市	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	0	0	0	—	0	—	0	—
62	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	広島市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
64	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
65	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	10	7	3	30.0%	2	66.7%	2	90.0%

未定稿

	合計	63	46	17	27.0%	13	76.5%	13	93.7%
--	----	----	----	----	-------	----	-------	----	-------

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成21年4月1日現在

【児童自立支援施設】

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
1	北海道	25	16	9	36.0%	0	0.0%	0	64.0%
2	青森県	4	0	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
3	岩手県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
8	茨城県	9	0	9	100.0%	1	11.1%	0	0.0%
9	栃木県	7	7	0	0.0%	0	—	0	100.0%
10	群馬県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	1	75.0%
11	埼玉県	15	7	8	53.3%	7	87.5%	0	46.7%
12	千葉県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
13	東京都	30	21	9	30.0%	9	100.0%	9	100.0%
14	神奈川県	10	9	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	3	0	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
16	富山県	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
17	石川県	6	0	6	100.0%	1	16.7%	0	0.0%
18	福井県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
19	山梨県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
20	長野県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
21	岐阜県	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
22	静岡県	10	4	6	60.0%	6	100.0%	5	90.0%
23	愛知県	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
24	三重県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	4	1	3	75.0%	2	66.7%	2	75.0%
27	大阪府	18	4	14	77.8%	3	21.4%	1	27.8%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
29	奈良県	7	2	5	71.4%	5	100.0%	4	85.7%
30	和歌山県	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	6	0	6	100.0%	6	100.0%	6	100.0%
33	岡山県	10	2	8	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
34	広島県	5	1	4	80.0%	0	0.0%	0	20.0%
35	山口県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
36	徳島県	3	1	2	66.7%	2	100.0%	1	66.7%
37	香川県	3	0	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
38	愛媛県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
39	高知県	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	8	8	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	8	5	3	37.5%	2	66.7%	0	62.5%
43	熊本県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	6	0	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
46	鹿児島県	7	2	5	71.4%	0	0.0%	0	28.6%
47	沖縄県	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	272	123	149	54.8%	77	51.7%	53	64.7%

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性があ る、及び既 に補強済 みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	13	5	8	61.5%	8	100.0%	7	92.3%
53	川崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	12	0	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
60	堺市	0	0	0	—	0	—	0	—
61	神戸市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
62	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
65	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	30	8	22	73.3%	22	100.0%	21	96.7%

未定稿

	合計	302	131	171	56.6%	99	57.9%	74	67.9%
--	----	-----	-----	-----	-------	----	-------	----	-------

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【児童家庭支援センター】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	6	5	1	16.7%	0	0.0%	0	83.3%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	0	0	0	—	0	—	0	—
4	宮城県	0	0	0	—	0	—	0	—
5	秋田県	0	0	0	—	0	—	0	—
6	山形県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
7	福島県	0	0	0	—	0	—	0	—
8	茨城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
9	栃木県	0	0	0	—	0	—	0	—
10	群馬県	2	0	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	埼玉県	0	0	0	—	0	—	0	—
12	千葉県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
13	東京都	0	0	0	—	0	—	0	—
14	神奈川県	0	0	0	—	0	—	0	—
15	新潟県	0	0	0	—	0	—	0	—
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	4	2	2	50.0%	1	50.0%	0	50.0%
19	山梨県	0	0	0	—	0	—	0	—
20	長野県	0	0	0	—	0	—	0	—
21	岐阜県	5	3	2	40.0%	1	50.0%	1	80.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	0	0	0	—	0	—	0	—
24	三重県	0	0	0	—	0	—	0	—
25	滋賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
26	京都府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
27	大阪府	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	0	0	0	—	0	—	0	—
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	3	1	2	66.7%	0	0.0%	0	33.3%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
45	宮崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	43	31	12	27.9%	4	33.3%	2	76.7%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済み の棟数	耐震化率
		A	B	C	D=C/A	E	F=E/C	G	H=(B+G)/A
48	札幌市	0	0	0	—	0	—	0	—
49	仙台市	0	0	0	—	0	—	0	—
50	さいたま市	0	0	0	—	0	—	0	—
51	千葉市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
52	横浜市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
53	川崎市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
54	新潟市	0	0	0	—	0	—	0	—
55	静岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
56	浜松市	0	0	0	—	0	—	0	—
57	名古屋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
58	京都市	0	0	0	—	0	—	0	—
59	大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
60	堺市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
61	神戸市	2	1	1	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
62	岡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
63	広島市	0	0	0	—	0	—	0	—
64	北九州市	0	0	0	—	0	—	0	—
65	福岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
	指定都市合計	9	8	1	11.1%	0	0.0%	0	88.9%
66	函館市	0	0	0	—	0	—	0	—
67	旭川市	0	0	0	—	0	—	0	—
68	青森市	0	0	0	—	0	—	0	—
69	盛岡市	0	0	0	—	0	—	0	—
70	秋田市	0	0	0	—	0	—	0	—
71	郡山市	0	0	0	—	0	—	0	—
72	いわき市	0	0	0	—	0	—	0	—
73	宇都宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
74	前橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
75	川越市	0	0	0	—	0	—	0	—
76	船橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
77	柏市	0	0	0	—	0	—	0	—
78	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	相模原市	0	0	0	—	0	—	0	—
80	富山市	0	0	0	—	0	—	0	—
81	金沢市	0	0	0	—	0	—	0	—
82	長野市	0	0	0	—	0	—	0	—
83	岐阜市	0	0	0	—	0	—	0	—
84	豊橋市	0	0	0	—	0	—	0	—
85	岡崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
86	豊田市	0	0	0	—	0	—	0	—
87	大津市	0	0	0	—	0	—	0	—
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	0	0	0	—	0	—	0	—
90	姫路市	0	0	0	—	0	—	0	—
91	尼崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	西宮市	0	0	0	—	0	—	0	—
93	奈良市	0	0	0	—	0	—	0	—
94	和歌山市	0	0	0	—	0	—	0	—
95	倉敷市	0	0	0	—	0	—	0	—
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	0	0	0	—	0	—	0	—
98	高松市	0	0	0	—	0	—	0	—
99	松山市	0	0	0	—	0	—	0	—
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	0	0	0	—	0	—	0	—
102	長崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
103	熊本市	0	0	0	—	0	—	0	—
104	大分市	0	0	0	—	0	—	0	—
105	宮崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
106	鹿児島市	0	0	0	—	0	—	0	—
	中核市合計	0	0	0	—	0	—	0	—
	合計	52	39	13	25.0%	4	30.8%	2	78.8%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【婦人相談所一時保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
8	茨城県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
13	東京都	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
15	新潟県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
16	富山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
24	三重県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
28	兵庫県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
29	奈良県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
32	島根県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
39	高知県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
42	長崎県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
43	熊本県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
47	沖縄県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	都道府県合計	49	31	18	36.7%	14	77.8%	13	89.8%

未定稿

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【婦人保護施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
2	青森県	0	0	0	—	0	—	0	—
3	岩手県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
4	宮城県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
5	秋田県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
6	山形県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
7	福島県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	1	100.0%
8	茨城県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
9	栃木県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	群馬県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
11	埼玉県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
12	千葉県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
13	東京都	11	7	4	36.4%	0	0.0%	0	63.6%
14	神奈川県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
15	新潟県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
16	富山県	0	0	0	—	0	—	0	—
17	石川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
18	福井県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
19	山梨県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
20	長野県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
21	岐阜県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
22	静岡県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
23	愛知県	2	1	1	50.0%	1	100.0%	0	50.0%
24	三重県	2	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
25	滋賀県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
26	京都府	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
27	大阪府	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
28	兵庫県	2	0	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
29	奈良県	0	0	0	—	0	—	0	—
30	和歌山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
31	鳥取県	0	0	0	—	0	—	0	—
32	島根県	0	0	0	—	0	—	0	—
33	岡山県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
34	広島県	0	0	0	—	0	—	0	—
35	山口県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
36	徳島県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
37	香川県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
38	愛媛県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
39	高知県	0	0	0	—	0	—	0	—
40	福岡県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
41	佐賀県	0	0	0	—	0	—	0	—
42	長崎県	0	0	0	—	0	—	0	—
43	熊本県	0	0	0	—	0	—	0	—
44	大分県	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
45	宮崎県	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
46	鹿児島県	0	0	0	—	0	—	0	—
47	沖縄県	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	都道府県合計	53	26	27	50.9%	15	55.6%	11	69.8%

未定稿

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

【児童厚生施設】

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/G	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	北海道	148	93	55	37.2%	1	1.8%	1	63.5%
2	青森県	26	20	6	23.1%	1	16.7%	1	80.8%
3	岩手県	42	27	15	35.7%	1	6.7%	1	66.7%
4	宮城県	51	35	16	31.4%	6	37.5%	5	78.4%
5	秋田県	24	15	9	37.5%	1	11.1%	1	66.7%
6	山形県	38	29	9	23.7%	0	0.0%	0	76.3%
7	福島県	50	30	20	40.0%	4	20.0%	3	66.0%
8	茨城県	42	28	14	33.3%	1	7.1%	1	69.0%
9	栃木県	25	18	7	28.0%	0	0.0%	0	72.0%
10	群馬県	48	41	7	14.6%	3	42.9%	2	89.6%
11	埼玉県	96	70	26	27.1%	5	19.2%	1	74.0%
12	千葉県	55	37	18	32.7%	8	44.4%	4	74.5%
13	東京都	617	254	363	58.8%	284	78.2%	218	76.5%
14	神奈川県	5	3	2	40.0%	1	50.0%	0	60.0%
15	新潟県	47	44	3	6.4%	0	0.0%	0	93.6%
16	富山県	29	17	12	41.4%	2	16.7%	2	65.5%
17	石川県	73	47	26	35.6%	7	26.9%	5	71.2%
18	福井県	75	44	31	41.3%	13	41.9%	12	74.7%
19	山梨県	43	41	2	4.7%	1	50.0%	1	97.7%
20	長野県	65	59	6	9.2%	1	16.7%	1	92.3%
21	岐阜県	75	38	37	49.3%	30	81.1%	21	78.7%
22	静岡県	30	21	9	30.0%	7	77.8%	1	73.3%
23	愛知県	260	168	92	35.4%	72	78.3%	54	85.4%
24	三重県	41	25	16	39.0%	9	56.3%	6	75.6%
25	滋賀県	35	26	9	25.7%	2	22.2%	2	80.0%
26	京都府	29	10	19	65.5%	5	26.3%	5	51.7%
27	大阪府	38	18	20	52.6%	11	55.0%	5	60.5%
28	兵庫県	42	29	13	31.0%	1	7.7%	1	71.4%
29	奈良県	56	31	25	44.6%	2	8.0%	2	58.9%
30	和歌山県	85	28	57	67.1%	11	19.3%	6	40.0%
31	鳥取県	39	20	19	48.7%	1	5.3%	1	53.8%
32	島根県	4	1	3	75.0%	0	0.0%	0	25.0%
33	岡山県	20	13	7	35.0%	0	0.0%	0	65.0%
34	広島県	27	19	8	29.6%	1	12.5%	0	70.4%
35	山口県	32	14	18	56.3%	5	27.8%	1	46.9%
36	徳島県	59	43	16	27.1%	1	6.3%	1	74.6%
37	香川県	43	29	14	32.6%	2	14.3%	1	69.8%
38	愛媛県	25	16	9	36.0%	0	0.0%	0	64.0%
39	高知県	22	9	13	59.1%	2	15.4%	1	45.5%
40	福岡県	41	35	6	14.6%	0	0.0%	0	85.4%
41	佐賀県	26	10	16	61.5%	0	0.0%	0	38.5%
42	長崎県	38	23	15	39.5%	0	0.0%	0	60.5%
43	熊本県	26	20	6	23.1%	0	0.0%	0	76.9%
44	大分県	34	27	7	20.6%	1	14.3%	1	82.4%
45	宮崎県	27	15	12	44.4%	1	8.3%	0	55.6%
46	鹿児島県	28	13	15	53.6%	0	0.0%	0	46.4%
47	沖縄県	64	57	7	10.9%	0	0.0%	0	89.1%
	都道府県合計	2,845	1,710	1,135	39.9%	504	44.4%	368	73.0%

未定稿

未定稿

	都道府県	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に 占める割 合 D=C/A	耐震診断 実施棟数 E	耐震診断 実施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの 棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
48	札幌市	27	25	2	7.4%	1	50.0%	0	92.6%
49	仙台市	72	68	4	5.6%	4	100.0%	4	100.0%
50	さいたま市	16	14	2	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
51	千葉市	0	0	0	—	0	—	0	—
52	横浜市	0	0	0	—	0	—	0	—
53	川崎市	57	39	18	31.6%	18	100.0%	17	98.2%
54	新潟市	9	6	3	33.3%	0	0.0%	0	66.7%
55	静岡市	10	8	2	20.0%	2	100.0%	2	100.0%
56	浜松市	4	2	2	50.0%	2	100.0%	2	100.0%
57	名古屋市	19	6	13	68.4%	13	100.0%	12	94.7%
58	京都市	90	66	24	26.7%	14	58.3%	8	82.2%
59	大阪市	9	5	4	44.4%	1	25.0%	0	55.6%
60	堺市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
61	神戸市	121	59	62	51.2%	47	75.8%	28	71.9%
62	岡山市	14	8	6	42.9%	0	0.0%	0	57.1%
63	広島市	96	71	25	26.0%	1	4.0%	0	74.0%
64	北九州市	42	25	17	40.5%	0	0.0%	0	59.5%
65	福岡市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
	指定都市合計	588	402	186	31.6%	105	56.5%	73	80.8%
66	函館市	13	9	4	30.8%	0	0.0%	0	69.2%
67	旭川市	7	6	1	14.3%	0	0.0%	0	85.7%
68	青森市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
69	盛岡市	28	20	8	28.6%	0	0.0%	0	71.4%
70	秋田市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
71	郡山市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
72	いわき市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
73	宇都宮市	3	3	0	0.0%	0	—	0	100.0%
74	前橋市	5	3	2	40.0%	2	100.0%	2	100.0%
75	川越市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
76	船橋市	20	13	7	35.0%	0	0.0%	0	65.0%
77	柏市	3	0	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%
78	横須賀市	0	0	0	—	0	—	0	—
79	相模原市	26	26	0	0.0%	0	—	0	100.0%
80	富山市	7	3	4	57.1%	2	50.0%	1	57.1%
81	金沢市	31	15	16	51.6%	16	100.0%	14	93.5%
82	長野市	28	25	3	10.7%	0	0.0%	0	89.3%
83	岐阜市	13	10	3	23.1%	1	33.3%	1	84.6%
84	豊橋市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
85	岡崎市	1	0	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
86	豊田市	4	3	1	25.0%	1	100.0%	1	100.0%
87	大津市	8	4	4	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
88	高槻市	0	0	0	—	0	—	0	—
89	東大阪市	4	1	3	75.0%	3	100.0%	2	75.0%
90	姫路市	13	12	1	7.7%	0	0.0%	0	92.3%
91	尼崎市	0	0	0	—	0	—	0	—
92	西宮市	8	2	6	75.0%	1	16.7%	0	25.0%
93	奈良市	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
94	和歌山市	8	7	1	12.5%	0	0.0%	0	87.5%
95	倉敷市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
96	福山市	0	0	0	—	0	—	0	—
97	下関市	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
98	高松市	11	6	5	45.5%	4	80.0%	2	72.7%
99	松山市	6	6	0	0.0%	0	—	0	100.0%
100	高知市	0	0	0	—	0	—	0	—
101	久留米市	1	0	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
102	長崎市	6	3	3	50.0%	0	0.0%	0	50.0%
103	熊本市	1	1	0	0.0%	0	—	0	100.0%
104	大分市	2	2	0	0.0%	0	—	0	100.0%
105	宮崎市	10	7	3	30.0%	2	66.7%	2	90.0%
106	鹿児島市	4	4	0	0.0%	0	—	0	100.0%
	中核市合計	292	209	83	28.4%	35	42.2%	28	81.2%
	合計	3,725	2,321	1,404	37.7%	644	45.9%	469	74.9%

- 調査対象  
非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。
- 調査基準日  
平成21年4月1日現在

## 別添2 住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省所管）の概要 ～ 児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助～

### ○ 補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う建築物の耐震診断
  - (2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助  
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)
- ※ 耐震診断については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による都道府県耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものが対象

### ○ 補助率（建築物の場合）

- 地方公共団体が実施する場合 国：1／3、地方：2／3
- 地方公共団体以外が実施する場合 国：1／3、地方：1／3、所有者等：1／3

※ この他に補助限度額がある

平成22年度予算（案）額  
社会資本整備総合交付金 22,000億円の内数



## [職業家庭両立課関係]



## 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

### (1) 改正育児・介護休業法の施行について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割に達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約7割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は1.23%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、少子化対策の車の両輪の1つとされた「働き方の見直し」の一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成21年6月に育児・介護休業法が改正された。主な内容は以下のとおりである。

#### ①子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

#### ②父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

#### ③仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

#### ④実効性の確保

- ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

改正法の施行日については政令により、原則、平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日）となっているところであるが、④実効性の確

保のうち、紛争解決の援助等については平成21年9月30日、調停制度の創設については平成22年4月1日に施行されることとなっている。

厚生労働省としては、今後、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底をすることとしており、各都道府県等におかれても御協力をお願いしたい。

## **(2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について**

**(平成23年4月1日施行)**

平成20年12月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、次世代育成支援対策推進法が改正され、昨年4月から、一般事業主行動計画の公表と労働者への周知が義務化されたところである。

また、平成23年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

計画の公表については、インターネットの利用（「両立支援のひろば」サイト（<http://www.ryouritsushien.jp/>）等）その他適切な方法により公表しなければならないが、県の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

また、平成21年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出が義務となる101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、8.5%と大変低い状況である。

各都道府県におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

## **(3) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について**

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、本年度よりファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行う事業を実施している。

病児・病後児の預かり等については、地域において実施していくという方針の下、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」を平成20年度限りで廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり等への移行を目指しているところである。国の事業として暫定的に実施している「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

## [職業家庭兩立課 関連資料]



# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらに合わせ、育児休業給付についても所要の改正

## 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をしなかった者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日。) 4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

## 行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)  
→義務
  - ・中小企業(300人以下)  
→努力義務
- ※改正法により平成23年4月から101人以上に義務化

## 届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知(※H21年4月から)
- ・目標達成に向けて計画実施

## 計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

[平成19年4月1日～]

## 厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
  - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする  
 男性:年に〇人以上取得  
 女性:取得率〇%以上
  - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施  
 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
  - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置  
 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
  - 目標〇 …… ■ ■ ■
  - 対策 …… ■ ■ ■

## 〇届出状況(平成21年12月末時点)

- 301人以上企業の **98.3%**
- 300人以下企業 **22,954社**  
(101人以上300人以下企業の8.5%)
- 規模計届出企業数 **36,670社**
- 〇認定状況(平成21年12月末時点)  
認定企業 **818社**



次世代認定マーク「くるみん」

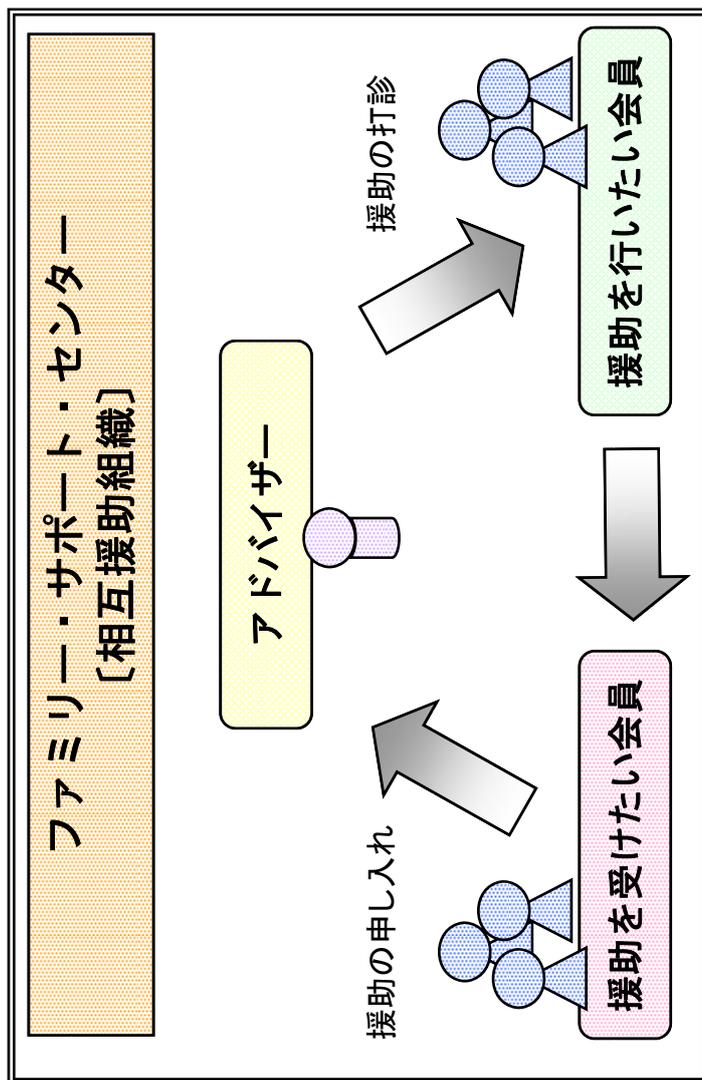
## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得率がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

## ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児等預かり事業の開始

○ 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している(「病児・緊急対応強化事業」)。

○ なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する(移行期間(平成21年度・22年度)においては、国において円滑な移行のための事業(「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」)を実施。)



### 《平成21年度の実施状況》

○ ファミリー・サポート・センター事業

実施数 599市区町村

○ 病児・病後児等預かり事業

実施数 47市区町村



## [家庭福祉課関係]



## 1. 社会的養護体制の拡充について

### (1) 子ども・子育てビジョンの策定等について（社会的養護関連）

現行の「少子社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」については、政府として、その見直しに向けた検討が進められ、平成22年度から平成26年度までの今後5年間の施策内容と数値目標を盛り込むこととして、1月29日、新たに「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたところである。

国の策定した行動計画策定指針では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化など、都道府県が後期行動計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示したところであり、各自治体におかれては、地域の実情を踏まえ、社会的養護関連の計画実施に努めていただきたい。

### (2) 里親委託等の推進について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、昨年4月に改正された児童福祉法等においては、社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度を推進する取組を進めているところ。（関連資料1 参照）

また、同法改正で「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられ、普及が期待されているところである。（関連資料2 参照）

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」については、平成22年度予算案において、さらに推進することとしている。（関連資料3 参照）各自治体においては、里親会等に同事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

### (3) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たっ

て、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしているところである。（関連資料4 参照）

また、平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案において「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。

施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要であり、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施しているところである。

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

#### （4）児童福祉施設等におけるケアの充実について

##### ① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着形成に問題のあった子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、施設におけるケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施を進めており、子ども・子育てビジョンでは平成26年度までに800か所を計画的に整備することとしている。また、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設は平成26年度までに300か所を整備することとしている。（関連資料5 参照）

平成22年度予算案においては、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員（非常勤）を配置するととも

に、1 本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件をもって緩和（1 施設あたり 3 か所まで）することとしており、これらを活用してケア形態の小規模化の一層の推進に努めていただきたい。

② 家庭支援専門相談員・個別対応職員等の拡充

社会的養護施設の職員について、平成 22 年度予算案においては、乳児院における被虐待経験のある乳幼児のケアの向上のため、被虐待児個別対応職員の配置を拡充し、さらに乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を強化するため、非常勤の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置の拡充を図ることとした。

また、児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を行うこととしており、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。

③ 児童家庭支援センター等の拡充

児童家庭支援センターについては、平成 22 年度予算案において、心理療法担当職員の常勤化を推進しているところである。（関連資料 7 参照）

また、改正児童福祉法により、施設に附置されていなくても児童家庭支援センターとなることが可能となった。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体や妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

子ども・子育てビジョンでは、平成 26 年度までに 120 か所を計画的に整備することとしており、今後、児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。

## （5）施設機能見直しのための調査について

平成 19 年 11 月の「社会的養護専門委員会報告書」で、

- ① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めたケア改善に向けた方策を検討する必要がある。
- ② 見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

との提言が行われ、これを受けて、施設内で行われているケアの現状を把握するための調査・分析を行い、その基本的な集計を昨年 10 月の社会的養護専門委員会へ報告したところである。

今後、さらに詳細な集計・分析を進め、その結果や次世代育成支援策

の再構築及び財源のあり方に関する議論を踏まえ、施設機能の見直しについての検討を進めることとしている。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」等の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定において入所者の居住環境への十分な配慮をお願いする。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することとしている。

平成22年度予算案においては、施設の小規模化を推進する観点から児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、入所児童に対するケアの環境の充実に努めていただきたい。

## 3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

### (1) 児童扶養手当について

#### ア 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の児童扶養手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれることとなる。

## 手当額

	(平成21年度)	(平成22年度)
全部支給（月額）	41,720 円	→ 据え置き
一部支給（月額）	41,710 円	→ 据え置き ～ 9,850 円

### イ 児童扶養手当の一部支給停止措置について

各自治体におかれましては、昨年度より実施している児童扶養手当の一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務については、「支給要件に該当するに至った日から7年」の要件に該当する受給資格者が、平成22年4月に初めて児童扶養手当法第13条の2に基づく手続を行うことが必要となるが、これらの方への事前通知の送付について漏れがないよう対応頂くことに加え、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等引き続き進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随意支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促していただくようお願いする。

### ウ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているところであるが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては下記の事項に留意のうえ、引き続き適正な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わ

るため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。(関連資料9 参照)

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

母子家庭等の自立促進のためには、就業支援に力を入れていく必要があるが、事業ごとに見ると、未実施の自治体も多く実施自治体の間でも取組状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、一層の積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も効果的に活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

### ア 母子家庭等就業・自立支援事業

#### ①母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料10 参照)

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであるが、平成22年度予算案においては、本事業のうち「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」について、平日に加え土日を開所した場合に、開所日数

に応じた運営費の加算を行うこととしているので、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

## ②一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

## イ 母子自立支援プログラム策定等事業

### ①母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

### ②生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定し、担当者制によるきめ細かな就業支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、本事業につ

いては、福祉事務所等の福祉関係部門とハローワーク等の雇用関係部門間の連携が重要となることから、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。また、その際には、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。（関連資料11 参照）

#### ウ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から、①支給額を引き上げるとともに、②平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を、これまでの「修業期間の最後の1/2の期間（上限18か月）」から「修業期間の全期間」に延長したところである。各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や母子家庭の母等に対する適切な周知についてお願いしたい。（関連資料12 参照）

#### エ ひとり親家庭等の在宅就業支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援については、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」により、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとしているところである。

本事業については、昨年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の『在宅就業』の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされたこと受け、事業の運用の改善を行い、地方公共団体の策定する事業計画について、都道府県において審査・採択する仕組み（都道府県審査分）を新たに設けたところであり、先月18日に開催した全国児童福祉主管課長会議において示した事業例を参考に、積極的な実施をお願いしたい。

また、在宅就業はひとり親の自立支援のみならず、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義や人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義を持つように、政策として多面的な意義を持つものであり、その実施に際しては、雇用関係部局、商工関係部局等との連携に特に留意いただきたい。（関連資料14 参照）

#### オ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象とした訓練としては、①座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練である日本版デュアルシステム、②事務やパソコン等女性の受講ニーズが高い分野における座学中心の訓練に、託児サービスをセットして提供している委託訓練、③DVや離婚等により精神的にダメージを受けた者に配慮した特別訓練、④自立支援プログラムに基づき、就職の準備段階としての「準備講習」と職業訓練を組み合わせた「準備講習付き職業訓練」の4つを用意している。

特に平成21年度から開始した託児サービス付きの委託訓練については、訓練を申し込む際にあわせて託児サービスについても申し込むもので、受講生1人につき複数のお子さんを預かることも可能としている。

また、同じく今年度創設したDV被害者等に対する職業訓練についてが、職業自立を可能とするための基礎スキルであるパソコン能力を習得することを目的とし、実施機関の訓練担当者に事前研修を実施し、訓練の指導スピードもゆるやかにするなど、精神的なダメージにも配慮した訓練運営を行うとともに、託児サービスも提供している。

これらの新しい取組については、特に、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）（関連資料15～18 参照）

#### カ 緊急人材育成支援事業

雇用保険を受給できない者等に対する無料の職業訓練（基金訓練）と訓練期間中の生活保障である「訓練・生活支援給付」の実施を内容とした緊急人材育成支援事業を平成21年7月から実施している。

基金訓練では、①職種に関わりなく必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成等）や②医療、介護・福祉等の分野で必要とされる基本能力から実践能力を習得するための訓練を実施している。また、それ

と併せて、それらの訓練及びハローワークのあっせんにより公共職業訓練を受けている雇用保険を受給できない者のうち、年収等の一定の要件を満たす者について、訓練期間中の生活保障として月10万円（被扶養者家族を有する方にあっては月12万円）の「訓練・生活支援給付金」を支給しているところである。（関連資料19 参照）

本事業については、公共職業訓練の受講ができない場合に受講することも可能であり、また、雇用保険や訓練手当を受給できない母子家庭の母等であっても、要件に該当すれば「訓練・生活支援給付」を受給しながら訓練を受講することが可能である。

各自治体においては、公共職業訓練の各種メニューと併せて、積極的な周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。）

なお、申請手続きや、各地における訓練の実施状況については、厚生労働省や中央職業能力開発協会のホームページに掲載しているところである。

#### < 関連HP >

厚生労働省HP : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>

中央職業能力開発協会HP : <http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>

#### キ 中小企業雇用安定化奨励金

ハローワークにおいて、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、奨励金を支給しているところである。

本事業については、取組の一層の推進を図るため、平成22年度から支給額の引上げ等を行うこととしており、対象となる労働者が母子家庭の母である場合の支給額も引上げとなるので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

#### < 支給内容 >

- ・ 就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を設け、1人以上正社員に転換させた場合 1 事業主につき 40 万円
- ・ 転換制度導入後、3年以内に2人以上、正社員に転換した場合 1 労働者につき 20 (30<sup>※</sup>) 万円  
※労働者が母子家庭の母等の場合

#### ク マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。既存のマザーズハローワーク事業の拠点148か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所）に加え、平成22年度予算案においては、新たに、ハローワーク内にマザーズコーナーを15か所設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

（関連資料20 参照）

#### ケ 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

#### コ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

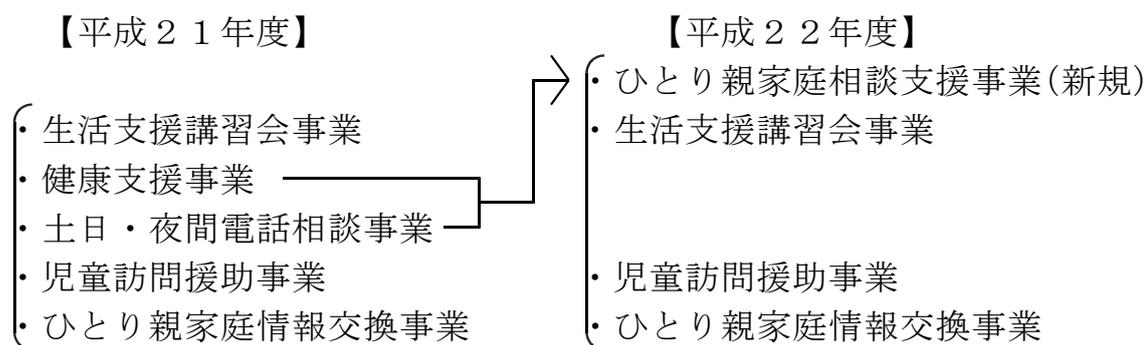
### （3）ひとり親家庭生活支援事業の改正について

ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康の面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相

談などを実施してきたところであるが、平成22年度から、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、それらの事業内容も含める形で、相談員を配置し、土日も含めた生活相談を実施する「ひとり親家庭相談支援事業」を創設することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。（都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。）

#### <ひとり親家庭相談支援事業のイメージ>



#### (4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。（関連資料21 参照）

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官のOBなど養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成22年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等のひとり親が訪れる機会のある各種相談窓口等において配布する等ご活用いただきたい。

## **(5) 母子寡婦福祉貸付金について**

### **ア 平成22年度における拡充について**

母子家庭の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度から、母子家庭の母等が高等学校等に通う際に必要となる入学金や学費等について、技能習得資金を活用して貸し付けることを可能とすることとしている。

また、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額についても、実際に必要となる金額を考慮し、現行の8万5千円から16万円に引き上げることとしているのでご留意いただきたい。

### **イ 貸付の際の留意事項について**

母子寡婦福祉貸付金の貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適性に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

## **(6) 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について**

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成22年度においても、同様に表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体やハローワーク等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

#### **(7) 安心子ども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について**

母子家庭等の自立支援については、平成21年度第1次補正予算により安心子ども基金を拡充し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長やひとり親家庭が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問等の施策の拡充を図ったところである。

これらの事業については、平成23年度までの事業について補助の対象としていることから、各地自治体においても積極的な実施をお願いしたい。

#### **(8) 母子家庭等対策総合支援事業の執行について**

母子家庭等対策総合支援事業に係る平成22年度の補助金交付については、下記のスケジュールにより行うこととしている。これに伴い、交付申請の時期が大幅に早まることとなるが、早期執行の観点から御了知頂くとともに、管内市等を含め事務に遺漏がなきよう取り計らいをお願いする。

<平成22年度における補助金交付スケジュール（予定）>

5月末	当初交付申請締切
夏頃	当初交付決定
秋頃	所要額調査
1月上旬	変更交付申請
年度末	変更交付決定

## 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

### （1） 婦人相談所等の体制の強化について

平成20年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、24,879人（前年度23,758人）、31.3%（前年度30.7%）となっている。（関連資料25、26 参照）

また、一時保護された女性6,613人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,666人で70.6%を占めている。

一時保護委託契約施設数は261ヵ所（平成21年4月1日現在）であり、前年度と同数である。

婦人相談所等に関しては、

- ① 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
  - ② 婦人相談所職員等への専門研修
  - ③ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
  - ④ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化
- 等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成22年度予算案では、人身取引被害者支援体制の強化を図るため、婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費について補助することとしているので、被害者等の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ① 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ② 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ③ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談・保護等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ④ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用等により、適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者等の安全確保、支援の充実に向けた一層の取組をお願いする。

## **(2) DV被害者に対する自立支援等について**

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果として、「一時保護の機能の充実」についての勧告が行われた。同勧告を踏まえ、同年11月に家庭福祉課長名で通知を発出し、

- ① 夜間・休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること
- ② 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること

等の留意事項をお示ししたところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

児童手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、児童手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者の児童手当を停止し、DV被害者が児童手当の支給を受けられることができる取扱いとしているところである。今国会に法案を提出している子ども手当についても、同様の取扱いとする方向で検討がされている。申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願いするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

## **(3) 人身取引被害女性の保護について**

人身取引被害女性の保護については、これまで婦人相談所等に保護を

求めてきた270名（平成13年4月1日～平成21年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より、婦人相談所から民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を実施しているところであり、平成21年11月末までに91名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料27 参照）

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定、以下「旧計画」という。）が策定されてから5年が経過し、その間、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害女性の保護が図られるなど、旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える一方で、ブローカー等が被害女性を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきている。こうした国内情勢や、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心の高さ等の内外からの指摘を踏まえ、このたび、犯罪対策閣僚会議（平成21年12月22日）において、「人身取引対策行動計画2009」（以下「新計画」という。）が決定されたところである。

新計画には、婦人保護事業に関連する事項として、

- ①潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
- ②被害者に対する法的援助に関する周知等
- ③中長期的な保護施策に関する検討

等が盛り込まれている。（関連資料28 参照）

これまでも婦人相談所の体制について、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

また、人身取引被害女性への対応における留意点等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。



## [家庭福祉課 関連資料]



## 都道府県別 里親の登録世帯数及び受託世帯数等

(世帯数)

		里親		(再掲)									
				親族里親		養子縁組前提里親		養育里親		みなし養育里親		専門里親	
		登録数	受託数	登録数	受託数	登録数	受託数	登録数	受託数	登録数	受託数	登録数	受託数
1	北海道	464	192	8	8	2	1	315	180	139	3	40	5
2	青森県	113	36	3	3	13	2	58	29	39	2	15	9
3	岩手県	157	36	5	5	36	12	67	19	49	0	5	4
4	宮城県	85	27	3	3	9	0	45	23	20	0	3	0
5	秋田県	103	22	4	4	18	9	12	9	69	0	3	2
6	山形県	80	11	2	2	4	0	48	9	26	0	6	1
7	福島県	168	35	1	1	26	13	97	32	50	0	2	2
8	茨城県	132	60	1	1	0	0	86	57	58	0	5	1
9	栃木県	188	79	18	18	5	0	107	61	58	1	11	1
10	群馬県	128	40	3	3	9	0	104	37	12	0	3	0
11	埼玉県	308	100	3	3	137	3	237	94	109	0	18	1
12	千葉県	244	121	13	13	84	4	153	103	60	0	15	1
13	東京都	571	284	1	1	125	34	324	248	101	0	20	1
14	神奈川県	173	97	2	2	0	0	168	66	3	0	18	5
15	新潟県	154	55	17	17	60	1	53	33	53	0	6	4
16	富山県	72	10	1	1	17	2	31	7	19	0	4	0
17	石川県	32	11	3	3	9	1	13	7	7	0	2	0
18	福井県	56	11	4	4	19	0	9	7	24	0	3	1
19	山梨県	105	51	13	12	8	1	67	37	17	1	5	4
20	長野県	179	36	7	7	33	7	61	22	78	0	6	2
21	岐阜県	116	34	3	3	38	6	48	25	19	0	8	1
22	静岡県	199	72	8	8	1	0	115	63	73	0	3	2
23	愛知県	237	75	1	0	4	2	156	73	48	0	19	8
24	三重県	155	55	18	18	14	3	94	31	29	0	11	3
25	滋賀県	89	38	8	8	5	1	84	34	35	0	11	1
26	京都府	49	11	5	5	8	0	22	6	14	0	1	0
27	大阪府	145	45	15	15	39	8	75	19	11	0	4	3
28	兵庫県	211	72	2	2	9	3	119	67	81	0	18	8
29	奈良県	103	27	6	6	18	5	37	16	42	0	2	2
30	和歌山県	51	23	2	2	0	0	51	21	0	0	8	2
31	鳥取県	63	26	5	5	8	4	50	17	0	0	9	4
32	島根県	58	31	4	4	6	0	43	22	18	0	7	3
33	岡山県	61	14	1	1	0	0	21	13	41	0	6	0
34	広島県	104	29	4	3	4	0	74	30	27	0	12	0
35	山口県	133	32	9	9	3	0	133	23	0	0	20	7
36	徳島県	40	21	6	6	4	2	19	13	11	0	7	1
37	香川県	40	18	4	4	7	1	28	13	2	0	3	1
38	愛媛県	50	13	2	2	10	0	11	11	27	0	0	0
39	高知県	34	7	0	0	2	0	15	7	17	0	1	0
40	福岡県	115	49	15	15	6	1	62	33	33	0	6	0
41	佐賀県	39	10	3	3	16	3	20	7	5	0	0	0
42	長崎県	61	16	4	4	18	3	27	16	12	0	5	3
43	熊本県	89	37	1	1	0	0	57	35	32	2	14	4
44	大分県	95	52	1	1	21	2	75	48	17	1	12	2
45	宮崎県	118	44	4	4	4	0	81	40	33	0	9	4
46	鹿児島県	67	24	1	1	39	0	38	24	18	0	17	4
47	沖縄県	134	76	5	5	2	0	81	65	46	6	19	5
48	札幌市	128	71	1	1	15	2	92	59	20	0	11	5
49	仙台市	49	16	1	1	12	2	27	13	9	0	6	0
50	さいたま市	63	20	0	0	1	0	43	19	8	1	9	1
51	千葉市	37	21	2	2	2	0	33	16	0	0	6	3
52	横浜市	109	55	6	6	24	5	69	44	9	0	1	0
53	川崎市	98	81	6	6	0	0	88	44	0	0	10	3
54	新潟市	50	22	1	1	17	0	26	19	16	0	0	0
55	静岡市	81	33	2	2	0	0	51	33	28	0	5	5
56	名古屋市	85	24	3	3	30	6	39	13	22	2	1	0
57	浜松市	44	15	0	0	6	2	31	13	3	0	2	2
58	京都市	56	18	6	6	10	2	21	10	19	0	5	2
59	大阪市	88	51	29	9	8	8	46	34	5	0	2	1
60	堺市	21	9	4	4	2	2	10	3	5	0	0	0
61	神戸市	29	13	2	2	4	1	23	10	0	0	5	0
62	岡山市	30	11	1	1	0	0	13	9	16	0	10	3
63	広島市	28	10	0	0	3	0	28	10	0	0	0	0
64	北九州市	51	21	4	4	13	6	44	11	1	0	6	0
65	福岡市	79	42	3	3	2	0	54	39	20	0	7	2
66	横須賀市	17	8	1	1	0	0	15	6	1	1	0	0
67	金沢市	15	4	1	1	5	0	4	3	5	0	4	3
計		7326	2810	322	299	1054	170	4448	2260	1869	20	512	142

(平成21年10月1日現在 : 家庭福祉課調べ)

※ 再掲部分重複計上あり

※ みなし里親 : 前年度から受託しているが、里親種別を未決定の里親

## 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の実施状況

	都道府県市名	H21年度	H22年度予定
1	北海道	8	4
2	青森県	2	
3	岩手県		
4	宮城県	2	
5	秋田県		
6	山形県	2	
7	福島県		
8	茨城県		4
9	栃木県		1
10	群馬県	4	
11	埼玉県		1
12	千葉県	2	1
13	東京都	9	3
14	神奈川県		
15	新潟県	1	
16	富山県		1
17	石川県		
18	福井県		1
19	山梨県		7
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県	2	
23	愛知県		1
24	三重県		
25	滋賀県	2	2
26	京都府		
27	大阪府	1	
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県	1	
34	広島県	1	
35	山口県	1	
36	徳島県		1
37	香川県		1
38	愛媛県		1
39	高知県		1
40	福岡県		2
41	佐賀県		
42	長崎県		1
43	熊本県		
44	大分県	2	1
45	宮崎県		
46	鹿児島県		1
47	沖縄県	3	3
48	札幌市		4
49	仙台市		1
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	3	7
53	川崎市		4
54	新潟市		1
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋		
58	京都市		1
59	大阪市	3	2
60	堺市		
61	神戸市		
62	岡山市		1
63	広島市		1
64	北九州市	2	2
65	福岡市	2	2
66	横須賀市		1
67	金沢市		
	合計	53	65

資料:家庭福祉課調べ(H22.2.1)

平成22年度 里親支援機関の設置予定状況

(資料3)

	都道府県市名	里親制度普及促進事業	里親委託推進・支援等事業
1	北海道	○	
2	青森県	○	1
3	岩手県		
4	宮城県	○	
5	秋田県		
6	山形県	○	1
7	福島県	○	4
8	茨城県	○	1
9	栃木県	○	3
10	群馬県		
11	埼玉県	○	
12	千葉県		
13	東京都	○	1
14	神奈川県		
15	新潟県	○	
16	富山県	○	1
17	石川県	○	
18	福井県	○	
19	山梨県	○	1
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県		
23	愛知県	○	2
24	三重県	○	1
25	滋賀県	○	1
26	京都府		
27	大阪府	○	2
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	1
30	和歌山県	○	1
31	鳥取県		
32	島根県	○	
33	岡山県	○	1
34	広島県	○	3
35	山口県	○	1
36	徳島県		
37	香川県	○	1
38	愛媛県	○	
39	高知県		
40	福岡県	○	
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県	○	1
44	大分県	○	2
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県	○	2
48	札幌市		
49	仙台市	○	
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	○	
53	川崎市	○	1
54	新潟市		
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋		
58	京都市		
59	大阪市		
60	堺市		1
61	神戸市	○	1
62	岡山市	○	1
63	広島市	○	1
64	北九州	○	1
65	福岡市	○	1
66	横須賀市		1
67	金沢市		
	合計	41	40

資料: 家庭福祉課調べ(H22.2.1)

## 自立援助ホームの設置状況

	都道府県市名	H20年度	H21年度新規	H22年度新規予定
1	北海道	1		1
2	青森県			
3	岩手県			1
4	宮城県			
5	秋田県		1	
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			2
9	栃木県	1		1
10	群馬県	1		
11	埼玉県	3		
12	千葉県	3	1	
13	東京都	18		
14	神奈川県	2		1
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県		1	
20	長野県	1	-1	
21	岐阜県		1	
22	静岡県	1		1
23	愛知県			
24	三重県			1
25	滋賀県	1		
26	京都府			
27	大阪府	1	1	
28	兵庫県			
29	奈良県			
30	和歌山県	1		
31	鳥取県	3		
32	島根県	1		
33	岡山県			1
34	広島県			
35	山口県	1		
36	徳島県			1
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県	1		
40	福岡県			
41	佐賀県			
42	長崎県			1
43	熊本県	1		
44	大分県	1		
45	宮崎県			1
46	鹿児島県			1
47	沖縄県	1		
48	札幌市			2
49	仙台市	1		
50	さいたま市	1		
51	千葉市	1	-1	
52	横浜市	2		
53	川崎市		1	
54	新潟市			1
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市	1		
59	大阪市	2		
60	堺市			
61	神戸市			
62	岡山市		1	
63	広島市			
64	北九州市	1		1
65	福岡市	1		
66	横須賀市			
67	釜沢市			
	合計	54	5	17

資料：家庭福祉課調べ(H22.2.1)

※「H21年度新規」は予定を含む。

小規模化の実施率の状況（都道府県市別）

（資料5）

		小規模グループケア											地域小規模児童養護施設			
		乳児院			児童養護施設			情緒障害児短期治療施設			児童自立支援施設					
		施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率
1	北海道	3			18	8	44.4%	1			3	1	33.3%	18	9	50.0%
2	青森県	3	1	33.3%	6	5	83.3%	-			1			6	1	16.7%
3	岩手県	2			6	5	83.3%	1			1			6	3	50.0%
4	宮城県	1			1	1	100.0%	-			1			1	1	100.0%
5	秋田県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	-			1			4		
6	山形県	1			5	3	60.0%	-			1			5		
7	福島県	1			8	5	62.5%	-			1			8	2	25.0%
8	茨城県	2			17	7	41.2%	1			1			17	3	17.6%
9	栃木県	2			10	7	70.0%	-			1			10	4	40.0%
10	群馬県	3			6	4	66.7%	1			1			6	4	66.7%
11	埼玉県	4			20	16	80.0%	1			1			20	9	45.0%
12	千葉県	2			15	6	40.0%	-			1			15	3	20.0%
13	東京都	10	5	50.0%	52	42	80.8%	-			2			52	34	65.4%
14	神奈川県	3	1	33.3%	15	12	80.0%	-			1			15	4	26.7%
15	新潟県	1			4	1	25.0%	-			1			4	1	25.0%
16	富山県	1			3	2	66.7%	-			1			3		
17	石川県	1			4	1	25.0%	-			1			4		
18	福井県	2			5			-			1			5	1	20.0%
19	山梨県	1			6	4	66.7%	-			1			6	2	33.3%
20	長野県	4	1	25.0%	16	14	87.5%	1	1	100.0%	1			16	1	6.3%
21	岐阜県	2	1	50.0%	10	8	80.0%	1			1			10	3	30.0%
22	静岡県	2			9	4	44.4%	1			1			9	2	22.2%
23	愛知県	4	1	25.0%	17	4	23.5%	2			1			17	7	41.2%
24	三重県	2			11	7	63.6%	-			1			11	3	27.3%
25	滋賀県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	1	1	100.0%	1			4	3	75.0%
26	京都府	2			6	5	83.3%	1			1			6		
27	大阪府	3			23	12	52.2%	3	2	66.7%	2			23	5	21.7%
28	兵庫県	4	1	25.0%	15	7	46.7%	1			1			15	1	6.7%
29	奈良県	2	1	50.0%	6	3	50.0%	-			1			6	2	33.3%
30	和歌山県	1			7			-			1			7	1	14.3%
31	鳥取県	2	1	50.0%	5	4	80.0%	1	1	100.0%	1			5		
32	島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	-			1			3		
33	岡山県	1			7	5	71.4%	1			1			7		
34	広島県	1			8	1	12.5%	-			1			8	4	50.0%
35	山口県	1			10	6	60.0%	1			1			10	2	20.0%
36	徳島県	1	1	100.0%	7	2	28.6%	-			1			7		
37	香川県	1			3	1	33.3%	1			1			3		
38	愛媛県	2			10	5	50.0%	-			1			10	2	20.0%
39	高知県	1	1	100.0%	8	5	62.5%	1			1			8	1	12.5%
40	福岡県	3	3	100.0%	11	6	54.5%	1			1			11	4	36.4%
41	佐賀県	1			6	4	66.7%	-			1			6		
42	長崎県	1			11	5	45.5%	1			1			11	1	9.1%
43	熊本県	3			12	8	66.7%	1			1			12	4	33.3%
44	大分県	1			9	6	66.7%	-			1			9	1	11.1%
45	宮崎県	1	1	100.0%	9	3	33.3%	-			1			9	2	22.2%
46	鹿児島県	3			14	6	42.9%	1			1			14	1	7.1%
47	沖縄県	1	1	100.0%	8	1	12.5%	-			1			8	2	25.0%
48	札幌市	1	1	100.0%	5	3	60.0%	-			-			5		
49	仙台市	1	1	100.0%	4	1	25.0%	1			-			4	1	25.0%
50	さいたま市	1			2			-			-			2		
51	千葉市	1			2	1	50.0%	-			-			2	1	50.0%
52	横浜市	3	2	66.7%	7	7	100.0%	1	1	100.0%	2			7	1	14.3%
53	川崎市	1			2			-			-			2	2	100.0%
54	新潟市	-			1	1	100.0%	-			-			1		
55	静岡市	1			1			-			-			1	1	100.0%
56	浜松市	1	1	100.0%	3	2	66.7%	-			-			3		
57	名古屋市	3	1	33.3%	14	6	42.9%	1			1			14	5	35.7%
58	京都市	2	2	100.0%	7	5	71.4%	1			-			7	2	28.6%
59	大阪市	4	3	75.0%	10	4	40.0%	2			1			10	2	20.0%
60	堺市	-			4	1	25.0%	-			-			4	1	25.0%
61	神戸市	3	3	100.0%	14	8	57.1%	-			1			14		
62	岡山市	-			5	2	40.0%	-			-			5	2	40.0%
63	広島市	1			3			1			-			3	1	33.3%
64	北九州市	1	1	100.0%	6	6	100.0%	-			-			6		
65	福岡市	2	2	100.0%	3	3	100.0%	-			-			3	2	66.7%
66	横須賀市	-			1	1	100.0%	-			-			1		
67	金沢市	1			4	3	75.0%	-			-			4		
	計	123	40	32.5%	568	322	56.7%	32	6	18.8%	56	1	1.8%	568	154	27.1%

資料：家庭福祉課調べ（平成22年2月1日現在）

\* 1：各施設の施設数は福祉行政報告例（平成21年3月31日現在）

\* 2：児童自立支援施設については、国立の2施設を除く。

## 児童福祉施設基幹的職員研修の実施状況

	都道府県市名	H21年度	H22年度予定
1	北海道	○	
2	青森県		
3	岩手県	○	○
4	宮城県		基幹的職員研修
5	秋田県		
6	山形県		○
7	福島県	○	
8	茨城県		○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	○
11	埼玉県	○	
12	千葉県		○
13	東京都	○	○
14	神奈川県		○
15	新潟県		
16	富山県		○
17	石川県	○	
18	福井県		○
19	山梨県		
20	長野県	○	○
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	
23	愛知県		○
24	三重県		
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県		
29	奈良県	○	
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	○
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	○
36	徳島県	○	
37	香川県	○	
38	愛媛県		○
39	高知県	○	○
40	福岡県		○
41	佐賀県	○	
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県		○
45	宮崎県		○
46	鹿児島県		
47	沖縄県		○
48	札幌市		○
49	仙台市		○
50	さいたま市		
51	千葉市		○
52	横浜市		○
53	川崎市		○
54	新潟市		
55	静岡市		○
56	浜松市	○	
57	名古屋		
58	京都市		○
59	大阪市		○
60	堺市	○	○
61	神戸市		○
62	岡山市	○	○
63	広島市	○	○
64	北九州		○
65	福岡市		
66	横須賀市		
67	金沢市	○	○
	合計	30	42

資料：家庭福祉課調べ(H22.2.1)

# 児童家庭支援センターの設置状況

(資料7)

	都道府県市名	H20年度	H21年度新規	H22年度新規予定
1	北海道	8		
2	青森県	1		
3	岩手県	1		
4	宮城県	1		
5	秋田県			
6	山形県	2		
7	福島県			
8	茨城県	2		
9	栃木県			
10	群馬県	2		
11	埼玉県	3		
12	千葉県	2		1
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県	2		
18	福井県	4		
19	山梨県	1		
20	長野県			
21	岐阜県	3		
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県	1		
25	滋賀県	1		
26	京都府	1	1	
27	大阪府	1		
28	兵庫県	2	3	
29	奈良県	2		
30	和歌山県		1	
31	鳥取県	1		
32	島根県			
33	岡山県			1
34	広島県			
35	山口県	4		
36	徳島県	1		
37	香川県	1		
38	愛媛県	1		
39	高知県	3		
40	福岡県	1		
41	佐賀県			
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県	2		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市	1	1	
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市	3		
52	横浜市	1		1
53	川崎市	1		
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市			
59	大阪市	1		
60	堺市	1		
61	神戸市	2		
62	岡山市			
63	広島市			
64	北九州市	1		
65	福岡市			
66	横須賀市			
67	金沢市	1		
	計	71	6	3

資料: 家庭福祉課調べ(H22.2.1) - 125 -

※「H21年度新規」は予定を含む。

情緒障害児短期治療施設の設置状況

(資料8)

	都道府県市名	H20年度	H21年度新規	H22年度新規予定
1	北海道	1		
2	青森県			1
3	岩手県	1		
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県	1		
9	栃木県			1
10	群馬県	1		
11	埼玉県	1		
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県	1		
21	岐阜県	1		
22	静岡県	1		
23	愛知県	2		
24	三重県			1
25	滋賀県	1		
26	京都府	1		
27	大阪府	3		
28	兵庫県	1		
29	奈良県			
30	和歌山県		1	
31	鳥取県	1		
32	島根県			1
33	岡山県	1		
34	広島県			
35	山口県	1		
36	徳島県			
37	香川県	1		
38	愛媛県			
39	高知県	1		
40	福岡県	1		
41	佐賀県			
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県	1		
47	沖縄県			
48	札幌市			
49	仙台市	1		
50	さいたま市			
51	千葉市			
52	横浜市	1		
53	川崎市			
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市	1		
59	大阪市	2		
60	堺市			
61	神戸市			
62	広島市	1		
63	北九州市		1	
64	福岡市			
65	横須賀市			
66	金沢市			
	合計	32	2	4

資料：家庭福祉課調べ(H22.2.1)  
 ※「H21年度新規」は予定を含む。

## 児童扶養手当制度の運用について

### 手続上の留意点

- 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。

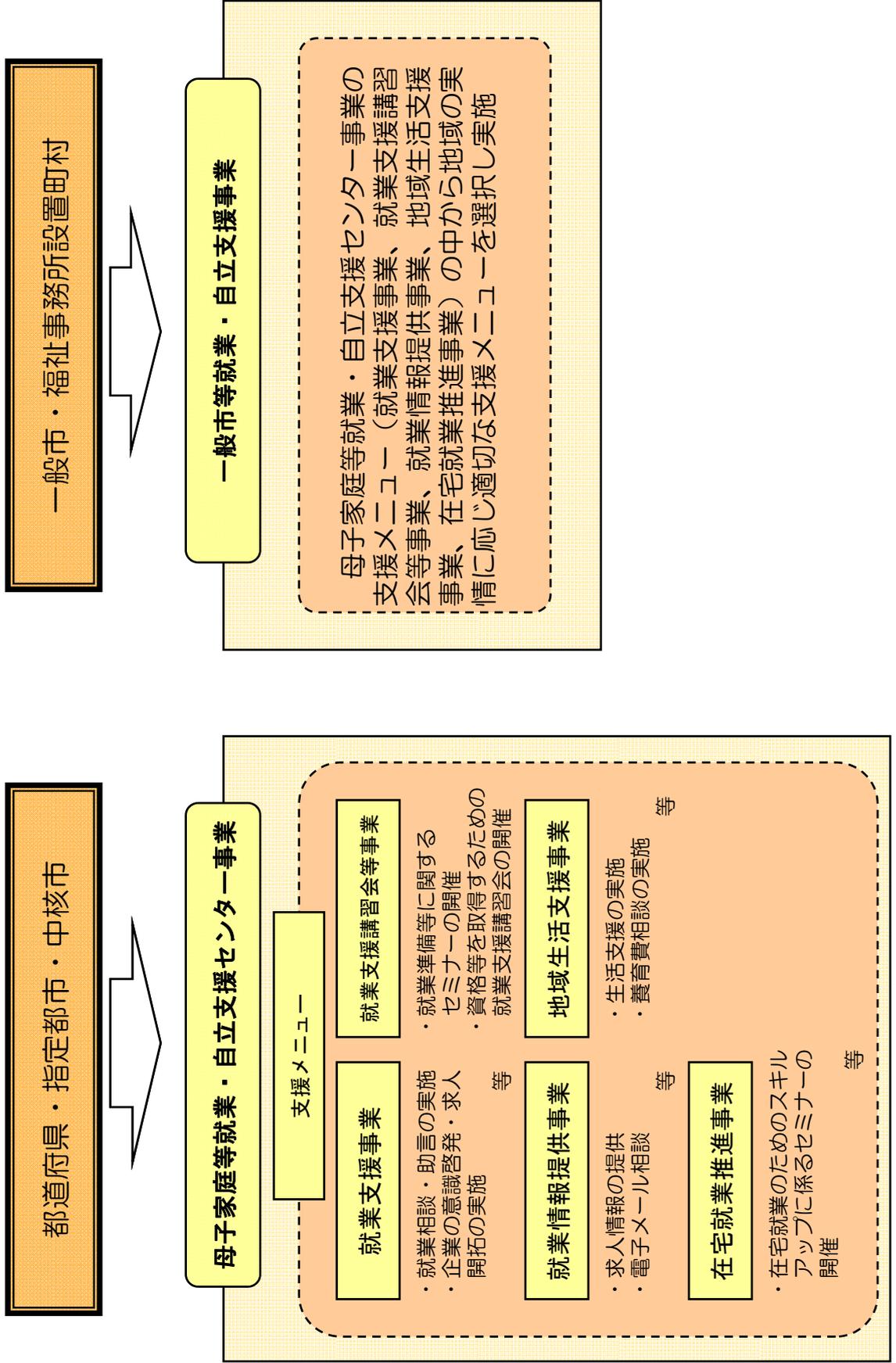
### 例えば

- ・ 前夫の住所が近隣であるからという理由だけで、偽装離婚であると申請を拒むのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ 未婚で子どもを出産した場合に、事実婚であると決めつけて資格喪失処分を行うのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ 親類の男性と週1回程度食事をしていただけで、事実婚であると決めつけて資格喪失を促すのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ DV被害者（母）に対する加害者（父）からのメールの内容が、そのDV被害者（母）に対する脅しの内容であるような場合に、メールがあったという理由だけで、児童に対する遺棄に該当しないか判断するのではなく、児童の遺棄に該当するか否かについて、メールの内容も含め様々な事実関係を総合的に勘案の上判断する。

- なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。

# 母子家庭就業・自立支援事業について

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



# 母子自立支援プログラム策定事業について

## 自治体

(母子家庭等就業・自立支援センター、福祉事務所等)

福祉事務所担当コーディネーターとしての参加等連携した支援の実施

- ・面接相談
- ・状況、課題等の把握
- ・ハローワーク等の関係機関等との連絡調整

(母子自立支援員等との兼務可)  
自立支援プログラム策定員

## 自立支援プログラムの作成

自立支援プログラムに基づいた支援

- ・就職準備支援コース事業
- ・母子家庭等就業・自立支援事業
- ・母子家庭自立支援給付金
- ・母子福祉貸付金
- ・保育所の優先入所等の活用

生活保護受給者等就労支援事業への移行

面接の上、就労支援メニューを決定

- ・就職準備プログラムの実施
- ・就労支援ナビゲーターによる就職支援
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練の受講あっせん
- ・民間の教育訓練講座の受講勧奨
- ・ハローワークによる一般の職業相談・紹介の実施

## 就業による自立



児童扶養手当受給者等

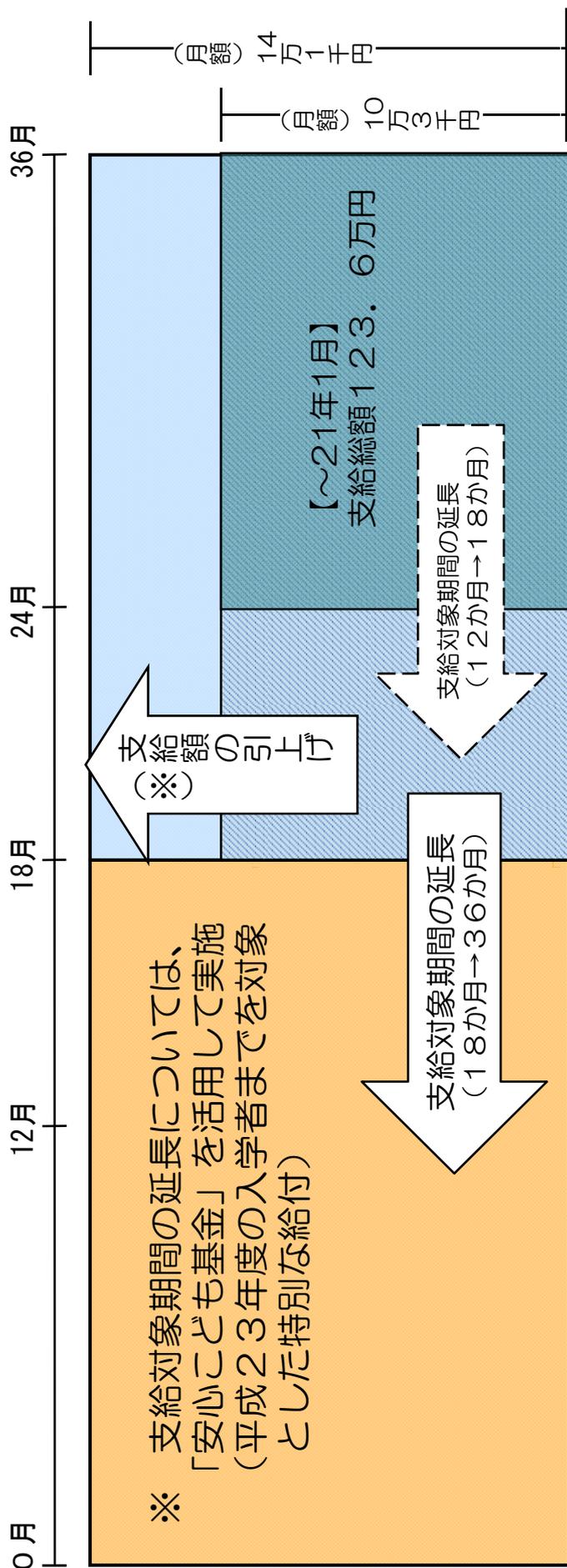
# 高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、**高等技能訓練促進費**（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

[対象資格]：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

## 例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合(住民税非課税世帯)

- ⇒ 21年度補正予算(21年6月実施)
- ⇒ 20年度第2次補正予算(21年2月実施)



※ 支給対象期間の延長については、「安心こども基金」を活用して実施(平成23年度の入学者までを対象とした特別な給付)

支給額の引上げ

支給対象期間の延長  
(18か月→36か月)

支給対象期間の延長  
(12か月→18か月)

【~21年1月】  
支給総額123.6万円

※ 住民税課税世帯についても、(月額)51,500円から月額70,500円へ引上げ。

入学支援終了一時金の支給5万円  
※住民税課税世帯は2万5千円

# 経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

## 職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない  
 ・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実

・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）  
 ・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）  
 （母子家庭等就業・自立支援センター 106か所）

## 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

## 就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

## 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

平成21年度第1次補正予算による安心子ども基金の拡充(1,500億円→2,500億円)のうち、「ひとり親家庭等の支援の拡充」500億円

※母子寡婦福祉貸付金除く

## ひとり親家庭等の在宅就業支援

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない

ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

## 母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付を実施

○貸付利率の引き下げ  
 ○貸付条件の緩和

★の事業については、父子家庭も対象。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(母子家庭等の在宅就業支援)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○母子家庭等の在宅就業支援

・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

### 平成21年度第1次補正予算

ひとり親家庭等が仕事と家庭の両立を図りやすい働き方としての在宅就業の推進を図るため、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」において、在宅就業の拡大に向けた環境整備を積極的に進める(都道府県・市)に対して、国による審査・採択の上、助成を行う。



### 今回の措置

○都道府県審査分事業の実施(安心こども基金の運用改善)  
各都道府県において自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の推進をさらに図る。

# 委託訓練活用型デュアルシステム

対象人員 43,500人

## 1. 事業の目的

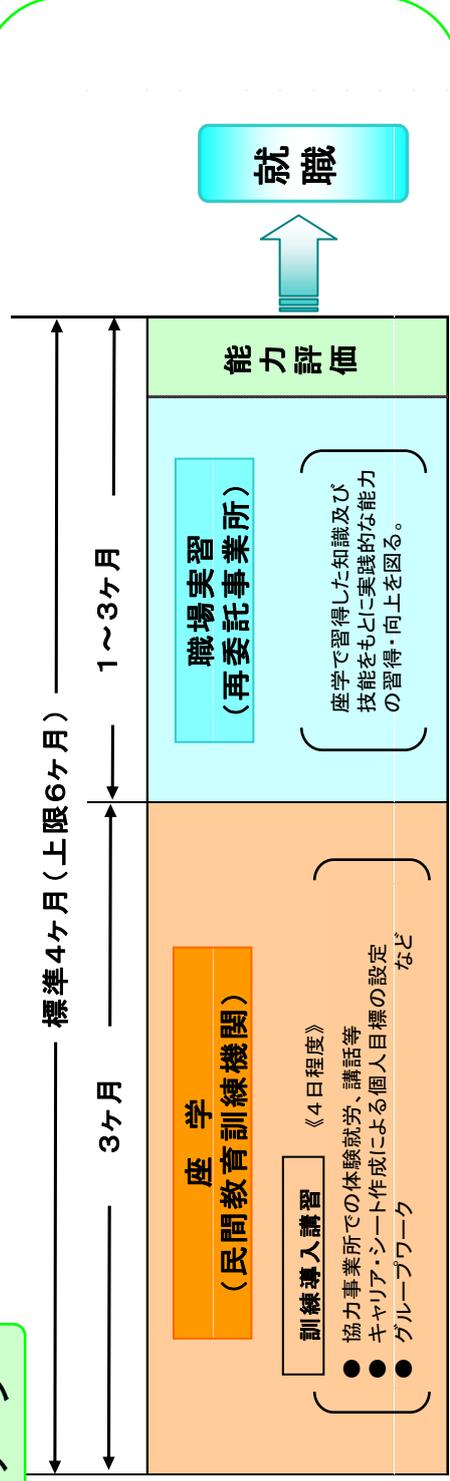
フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

## 2. 訓練の概要

- ① 訓練期間： 標準4ヶ月（上限6ヶ月）
- ② 対象者： フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者
- ③ 受講申込： ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料： 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容： IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

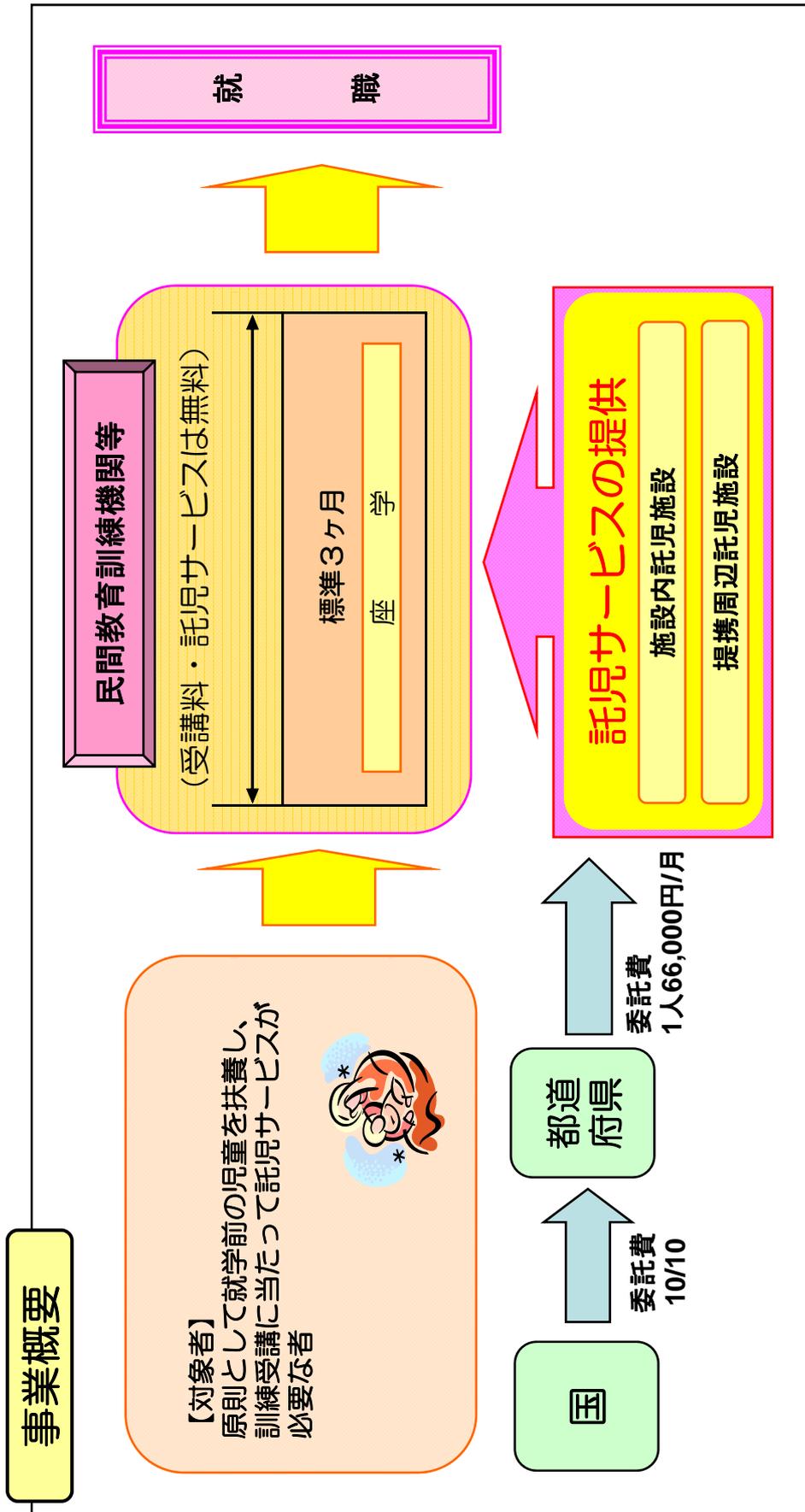
## 3. 実施イメージ



# 託児サービスを付加した委託訓練の実施

対象人員 3,000人

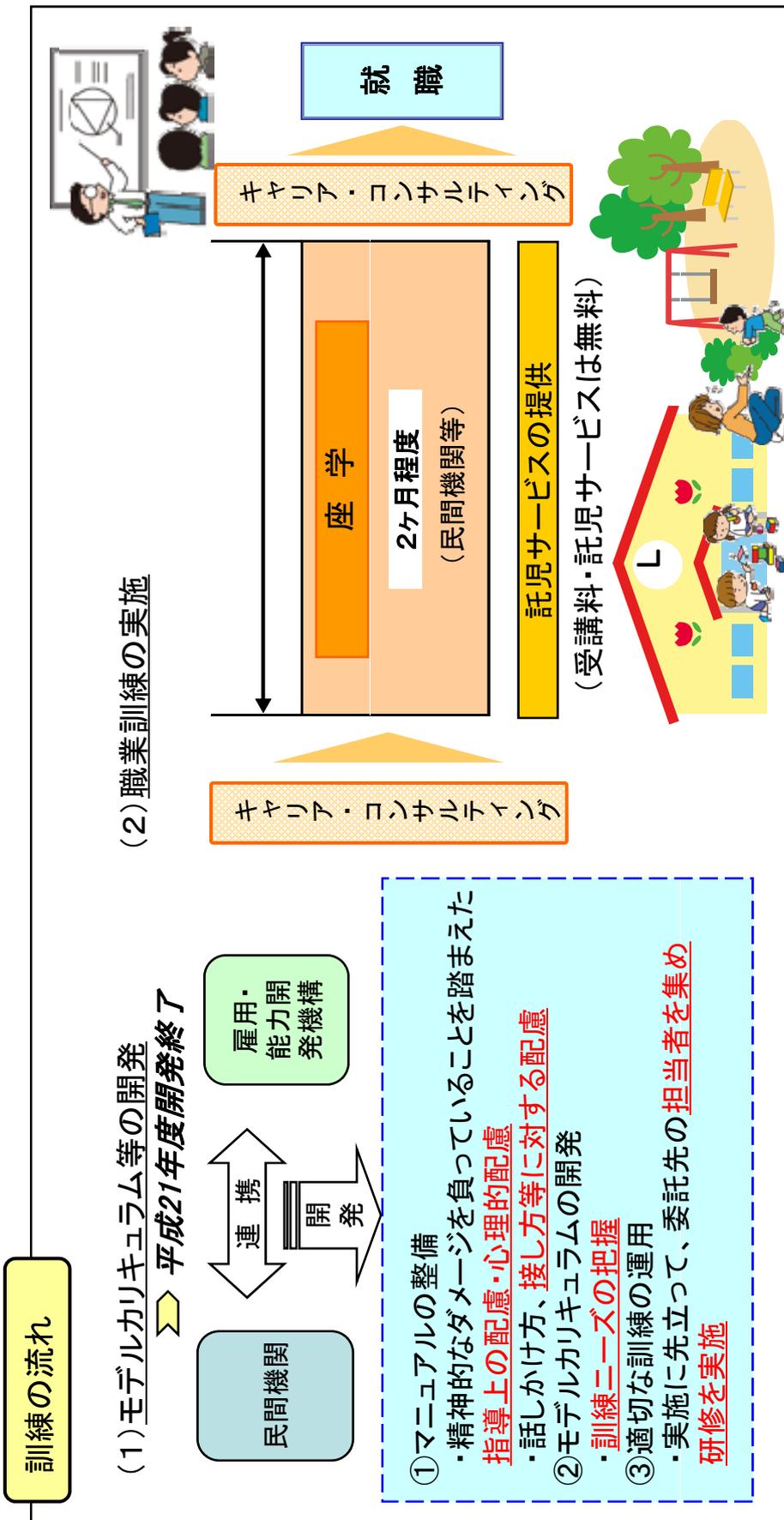
民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。  
【1ヶ月当たり66,000円を付加】



# 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

(対象人員 400人)

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同で開発した母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。



# 母子家庭の母等の職業的自立の促進

対象人員 2,210人

## 1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

## 2 事業概要

### (1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があった者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

### (2) 準備講習付き職業訓練

- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)
- ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6月程度)をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。

## 3 実施方法

国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

## 4 実績

受講者数 1,789人、就職率 69.3%

# 緊急人材育成・就職支援基金

## 緊急人材育成・就職支援基金の概要

○ 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

### 1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

#### ① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

#### ② 訓練期間中の生活保障

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付  
(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ  
(単身者：月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで)

### 2 中小企業等における雇用創出

#### ① 実習型雇用・雇入れの助成

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れられる中小企業等に対し助成  
(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円)

#### ② 職場体験等を通じた雇入れの助成

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成  
(職場体験の受入：1人10万円、雇入れ：1人100万円)

### 3 長期失業者等の再就職支援

#### ① 長期失業者に対する再就職支援

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

#### ② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1～3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

# ハローワーク

ニーズや状況に応じて  
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex

製造業

事業活動の縮小等を  
余儀なくされた事業主

## 基金訓練の種類

### 1 職業横断的スキル習得訓練コース(3か月)

文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作等の職業横断的な情報技術等(I Tスキル等)が不十分な者を対象とした訓練。

### 2 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース

医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業等の新規成長分野又は雇用吸収の見込める分野、その他地域の人材ニーズがある分野で求められる基本能力習得のために、以下の構成により実施する訓練。

#### ① 基礎演習コース(6か月)

若年者等に配慮し、(i)就職に必要な基礎力の養成と、(ii)主要な業界、業種に係る短期間の体験等の提供等を内容とし、実践的演習に向けたレディネス(職業準備性)の付与及び具体的な職業選択へ向けた動機付けを支援する。

#### ② 実践演習コース(3～6か月)

新規成長分野、雇用吸収分野等における職種について、(i)座学形式、(ii)座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式、(iii)事業所における実習形式等により、より実践的な能力の習得を支援する。

# 基金訓練の実施イメージ

基礎的能力の習得のための訓練

## 基礎演習コース (6ヶ月)

- ・ 基礎力の養成
- ・ 主要な業界、職種に係る短期間の体験の場の提供等

## 職種横断的スキル向上のための訓練 (3ヶ月)

- ・ ITスキル
- ・ 会計・簿記 等

## 実践演習コース (3～6ヶ月)

- ・ 各業界、職種で求められる知識・技能の習得

## 【実践演習コースの主な実施分野と規模】

分野・職種	具体的な訓練コース
情報通信、情報処理、コンテンツ等	プログラム(JAVAなど)・ソフトウェア・コーデイネーター・システム運用・構築プロモート 等
介護・福祉	介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級 等
医療	医師事務作業補助者(医療秘書)等
農業	造園、農業経営 等
環境	リサイクル、第二種電気工事士 等
地域ニーズ	地場産業、ものづくり、観光、サービス等の地域ニーズに対応したものの(上記分野を含む)

# 訓練・生活支援給付のあらまし

## 趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

## 概要

- (1) 主な要件
- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、職業訓練(基金訓練または公共職業訓練)を受講していること
  - ② 次のいずれにも該当すること
    - ア 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
    - イ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
    - ウ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
    - エ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
    - オ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

- (2) 受講者に対する給付金・貸付

### 【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

# マザーズハローワーク事業の概要

## 概要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度により事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(全国100箇所(21年度))を設置

- ・22年度予算案においては、更に全国に15箇所を設置して同様のサービスを展開。

\*平成22年度設置予定のマザーズコーナー15箇所を含め、163箇所を整備

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

### ○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

### ○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

# 養育費相談支援センターについて

※ 父子家庭も対象となる事業

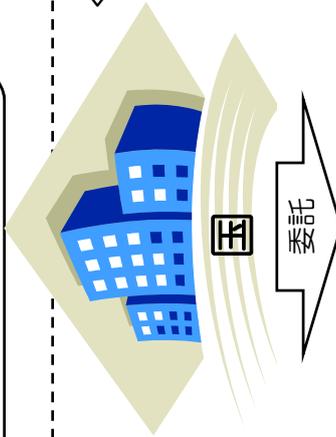
## 目指すべき方向

- 養育費の取り決め率の増
  - 養育費の受給率の増
- ↓
- ひとり親家庭の生活の安定
  - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

## 養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 《養育費の相談支援のスキーム》



## 養育費相談支援センター

(委託先 (H21年度) : (社) 家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供  
→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援  
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

・研修  
・サポート

・困難事例  
の相談

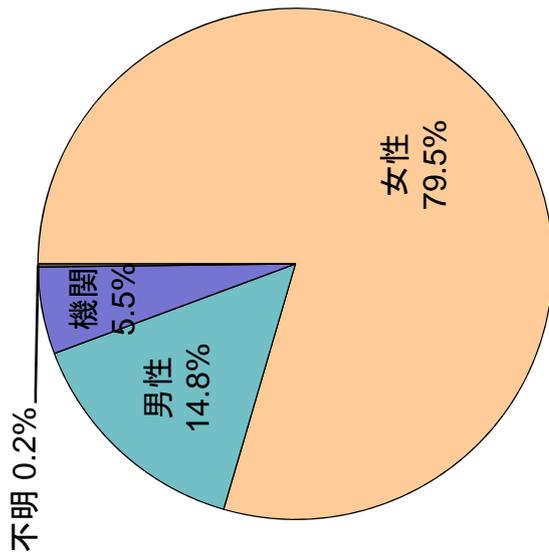
## 母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

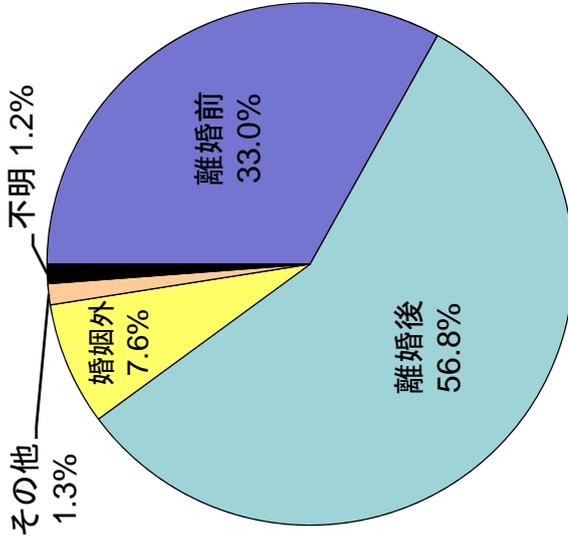
# 養育費相談支援センターにおける相談実績等 (H20.4~H21.3)

## 相 談

相談者別内訳 (N=3,193)

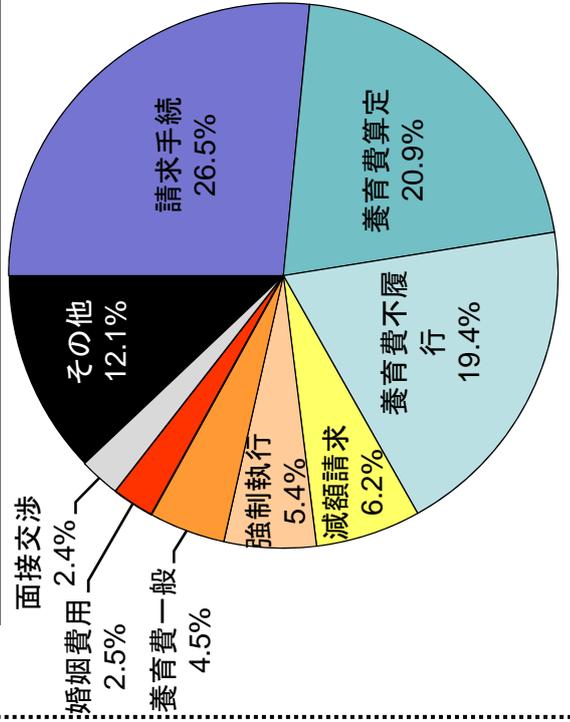


相談時期内訳 (N=3,193)



## 研 修

相談内容内訳 (N=3,699) ※複数選択有



○母子家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員や母子自立支援員を対象とした全国研修会の実施 (7月、9月)

○地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣 (H20.4~H21.3) 63か所 (参加者約4,100人)

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年10月1日現在)

	都道府県									
	母子家庭及び児童自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7 福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
北海道・東北ブロック										
関東ブロック										



	都道府県										市等									
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭及び子育て自立促進計画	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	母子自立支援プログラム策定等事業	高等技能訓練促進費事業	自立支援教育訓練給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業							
15 新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
16 山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
17 長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
18 静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
19 富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
20 石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
21 福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
23 愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							

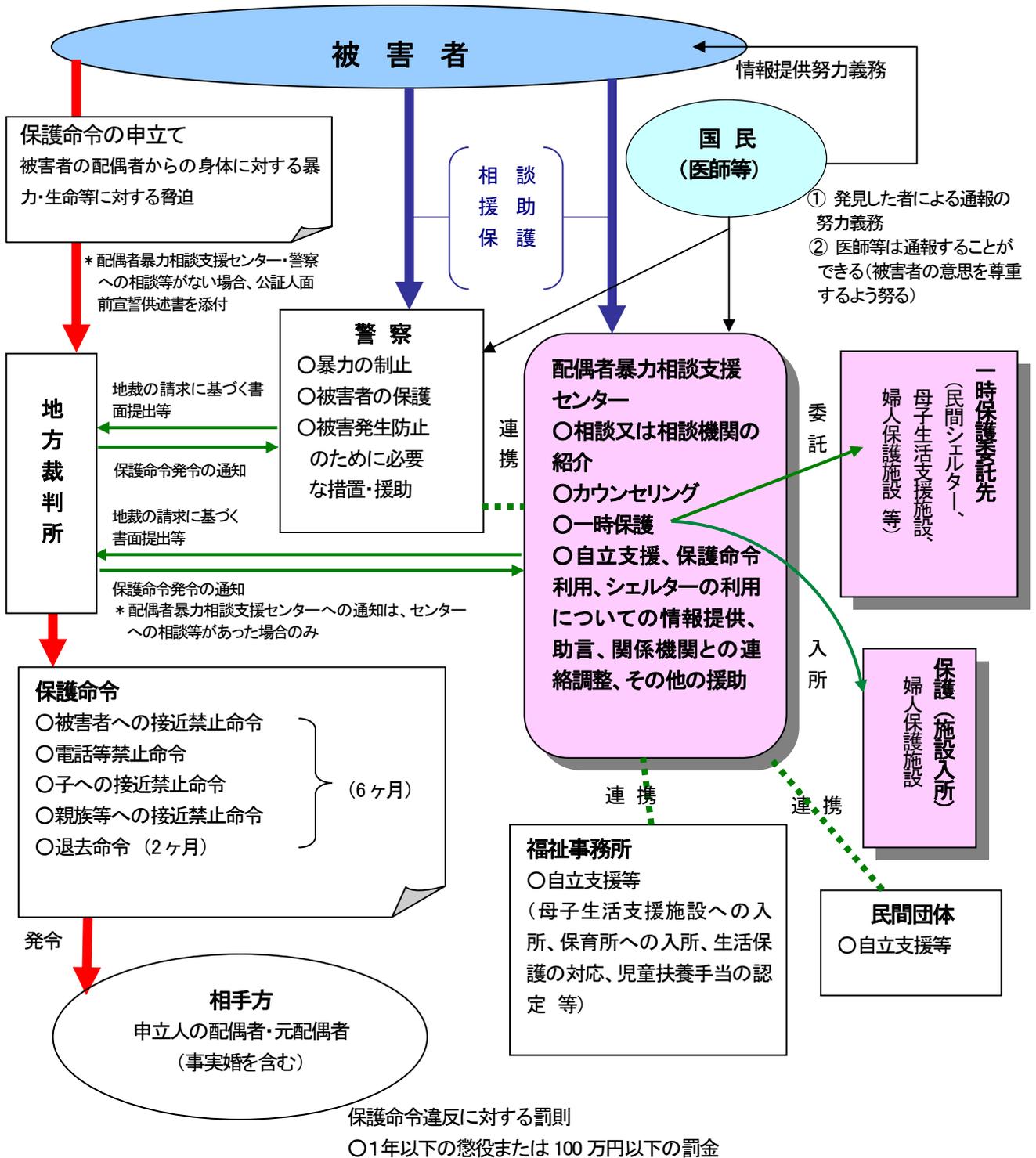
都道府県	市等										
	母子家庭等就労自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業
24 三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
25 滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26 京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

近畿ブロック

都道府県	市等									
	母子家庭及び単身自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
31 鳥取県	○	◎	◎	◎	-	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(県)の事業対象に含め実施(4/4)	(県)の事業対象に含め実施(19/19)	ひとり親家庭生活支援事業(0/19)
	◎	◎	◎	◎	-	松江市、浜田市、出雲市、松江市、大田市、安来市、益田市、雲南市、真出雲町、新南町、美郷町、川本町、美郷町、色野町、津和野町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(2/21)	松江市、浜田市、出雲市、松江市、大田市、安来市、益田市、雲南市、真出雲町、新南町、美郷町、川本町、美郷町、色野町、津和野町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(20/21)	(左記以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	
32 鳥根県	◎	◎	◎	◎	-	岡山市(倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17))	岡山市、倉敷市、瀬戸内市、美作市(3/17)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/27)	(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(0/27)
	◎	◎	◎	◎	-	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市、美作市(3/17)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/27)	(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(0/27)
33 岡山県	◎	◎	◎	◎	-	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市、美作市(3/17)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/27)	(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(0/27)
	◎	◎	◎	◎	-	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市、美作市(3/17)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/27)	(岡山市、倉敷市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(0/27)
34 広島県	◎	◎	◎	◎	-	広島市、福山市、府中市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島市、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、府中市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島市、大崎上島町、世羅町、神石高原町(19/22)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
	◎	◎	◎	◎	-	広島市、福山市、府中市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島市、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、府中市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島市、大崎上島町、世羅町、神石高原町(19/22)	(県)の事業対象に含め実施(2/2)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
35 山口県	◎	◎	◎	◎	-	下関市(1/13)	下関市、宇都市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市(3/13)	(県)の事業対象に含め実施(13/13)	下関市(宇都市、山口市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	(下関市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
	◎	◎	◎	◎	-	下関市(1/13)	下関市、宇都市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市(3/13)	(県)の事業対象に含め実施(13/13)	下関市(宇都市、山口市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	(下関市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
36 徳島県	◎	◎	◎	◎	-	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県)の事業対象に含め実施(24/24)	徳島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	徳島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)
	◎	◎	◎	◎	-	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県)の事業対象に含め実施(24/24)	徳島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	徳島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)
37 香川県	◎	◎	◎	◎	-	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	(県)の事業対象に含め実施(5/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)
	◎	◎	◎	◎	-	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	(県)の事業対象に含め実施(5/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)
38 愛媛県	◎	◎	◎	◎	-	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	(県)の事業対象に含め実施(13/13)	松山市(松山市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(20/20)	松山市(1/20)
	◎	◎	◎	◎	-	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	(県)の事業対象に含め実施(13/13)	松山市(松山市以外の市等に在住者分は県の事業対象に含め実施)(20/20)	松山市(1/20)
39 高知県	◎	◎	◎	◎	-	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	(県)の事業対象に含め実施(1/11)	高知市(1/34)	(0/34)
	◎	◎	◎	◎	-	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	(県)の事業対象に含め実施(1/11)	高知市(1/34)	(0/34)
40 福岡県	◎	◎	◎	◎	-	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	(県)の事業対象に含め実施(11/28)	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(22/66)	福岡市(1/66)
	◎	◎	◎	◎	-	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	(県)の事業対象に含め実施(11/28)	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、筑後市、八幡市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(22/66)	福岡市(1/66)

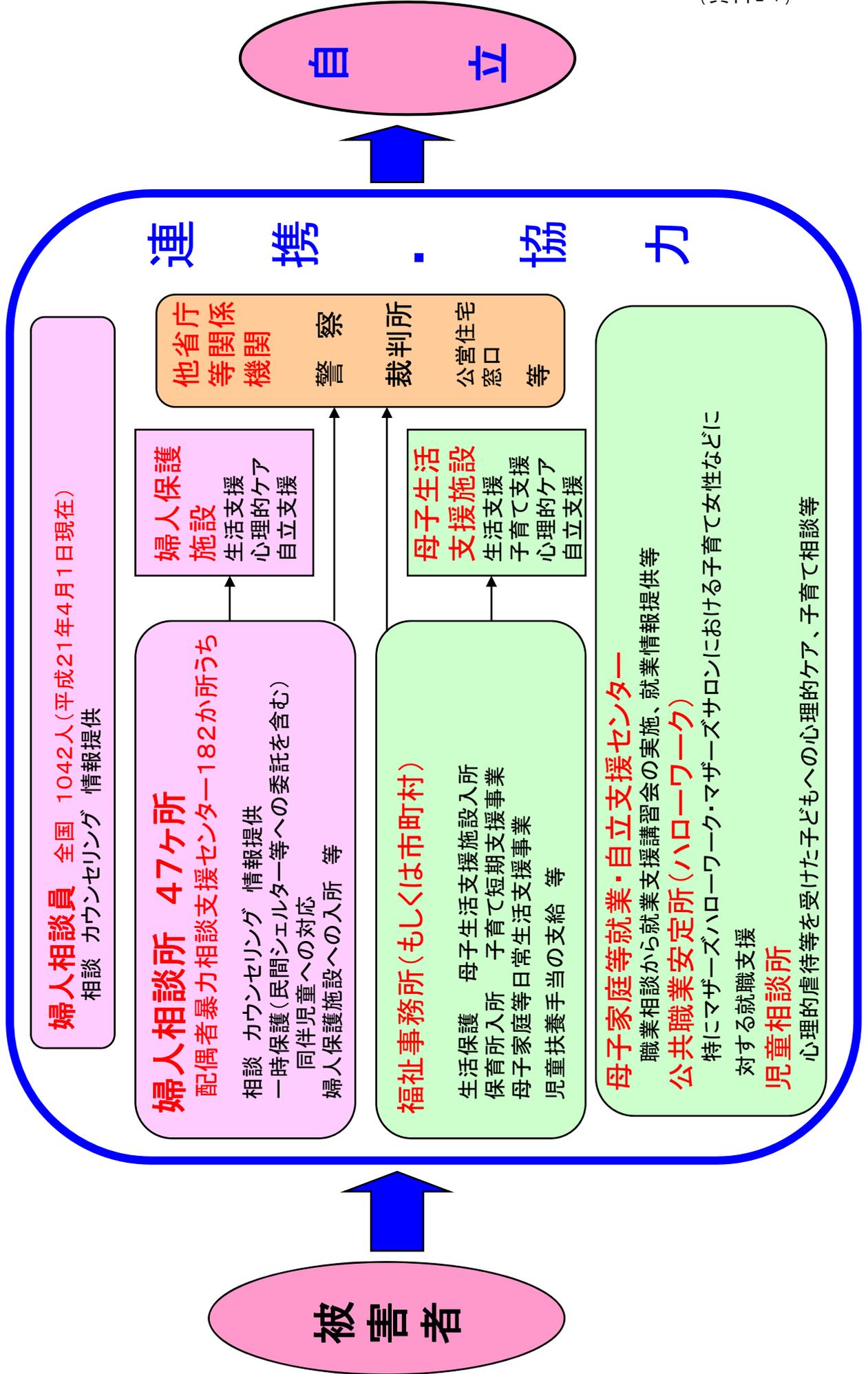


# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律の概要 (チャート)



「STOP THE 暴力」(内閣府男女共同参画局) より

# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について



# 平成20年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成20年4月1日～平成21年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて137,439人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による	電話相談		その他(手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実人員	(100%) 137,439	(13.0%) 17,815	2,854	1,072	(0.3%) 477	(86.0%) 118,159	24,907	(0.7%) 988
延人員	(100%) 230,376	(33.9%) 78,111	12,274	4,503	(0.4%) 911	(63.9%) 147,212	30,486	(1.8%) 4,142

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は9,364人であり、実人員総数の52.7%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 17,781	(52.7%) 9,364	(12.5%) 2,229	(8.4%) 1,486	(4.9%) 869	(4.4%) 791	(3.4%) 608	(2.4%) 421	(0.5%) 90	(10.8%) 1,923

※暴力被害男性(34人)は含まない。

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 6 1 3	1, 7 6 7	9 6, 1 0 8	2 6, 4 7 5
同 伴 す る 家 族	5, 5 3 2	2, 1 4 9	8 0, 8 8 9	2 9, 7 2 8

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等の暴力	帰住先なし、住居問題	親族間の問題	子どもの問題	人身取引、売春強要など	医療関係	経済関係	離婚問題、家庭不和	その他
(100%) 6, 613	(70.6%) 4, 666	(14.3%) 947	(4.4%) 291	(3.0%) 198	(1.3%) 83	(0.8%) 56	(0.8%) 54	(0.7%) 45	(4.1%) 273

※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

### (5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 6, 343	(18.6%) 1, 177	(18.1%) 1, 145	(17.2%) 1, 089	(15.5%) 985	(12.0%) 764	(4.8%) 304	(3.8%) 238	(2.3%) 144	(7.8%) 497

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされた。

平成21年4月1日現在、47都道府県444名（うち婦人相談所223名）、266市区598名、合計1,042名の婦人相談員が全国に配置されている。

### (1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による 巡回相談による相談	電 話 相 談		そ の 他 (手紙等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談		
実 人 員	(100%) 119, 426	(51.8%) 61, 847	3, 856	3, 124	(2.6%) 3, 049	(45.1%) 53, 889	1, 243	(0.5%) 641
延 人 員	(100%) 255, 614	(58.4%) 149, 208	9, 225	8, 857	(3.3%) 8, 515	(37.6%) 96, 219	1, 939	(0.7%) 1, 672

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等の暴力を主訴とする実人員は15,515人であり、実人員総数の25.1%にあたる。

総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし、 住居問題	子どもの 問題	親族間の 問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 61,813	(25.1%) 15,515	(19.9%) 12,301	(16.8%) 10,375	(9.2%) 5,659	(8.4%) 5,184	(6.2%) 3,856	(3.7%) 2,263	(0.1%) 70	(10.7%) 6,590

※暴力被害男性(34人)は含まない。

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を收容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成21年4月1日現在40都道府県に50か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うことができることとなった。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	511	823	817	517	190,810
同伴する家族	63	466	488	41	17,823
うち同伴児	63	460	482	41	17,732

### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が39.1%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が29.1%にのぼる。

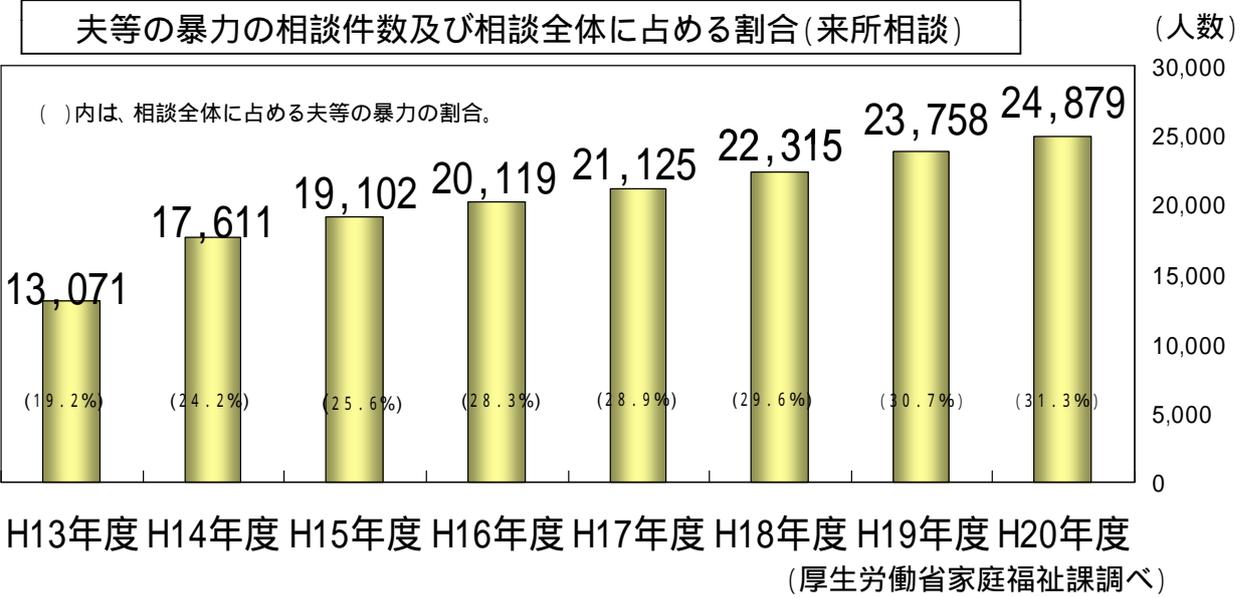
総数	夫等の暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間の 問題	子どもの 問題	人身取引 売春強要 など	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,334	(39.1%) 522	(29.1%) 388	(12.4%) 165	(6.1%) 82	(3.2%) 43	(2.8%) 37	(2.2%) 29	(1.3%) 17	(3.8%) 51

※在所者とは、前年度末在所者と平成20年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

# DV被害者等の相談・保護等の状況について

## 婦人相談所及び婦人相談員による相談

婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

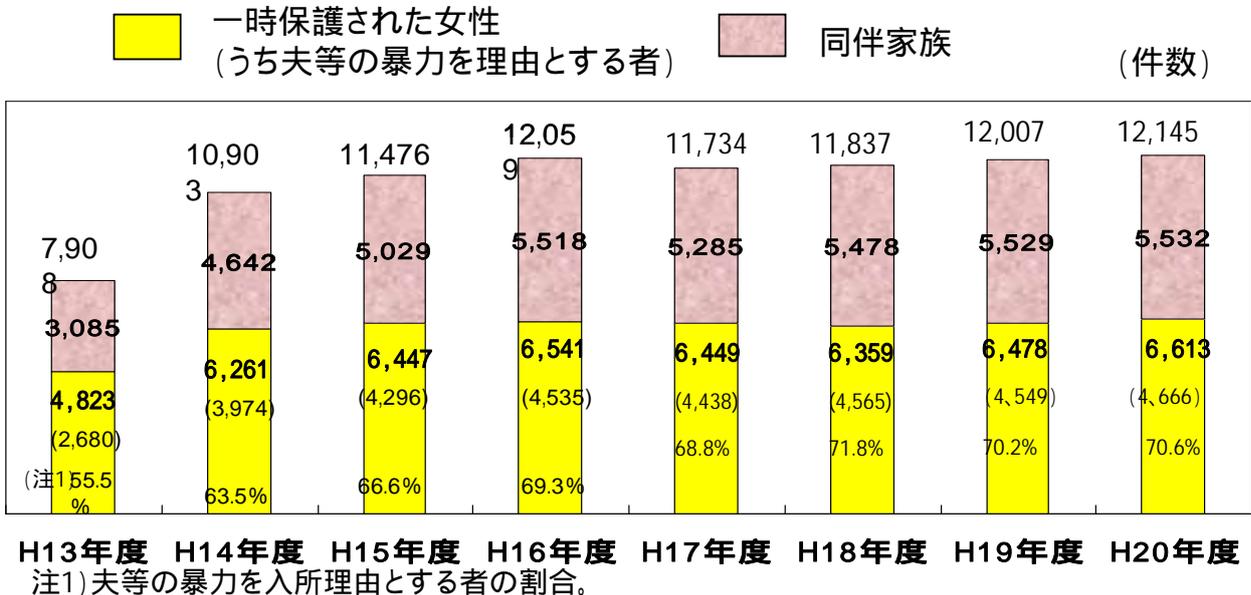


## 婦人相談所による一時保護

婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。

主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。

平均一時保護日数は14.5日(平成20年度)



## DV被害者の一時保護委託の状況

平成14年度に一時保護委託制度を創設。

委託契約施設数は年々増加し、平成21年4月1日現在で261施設。

平成20年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,916人。  
(女性本人1,767人、同伴家族2,149人)である。

DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.0日となっている。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成21年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	99 (96)	86 (90)	25 (25)	20 (20)	4 (4)	9 (8)	9 (9)	6 (6)	3 (3)	261 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成20年4月1日現在

# 厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年11月30日現在）

## 1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計270人。うち264人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

### ○年度別保護実績（合計270人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	9人（タイ人4人・フィリピン2人・中国2人・台湾1人）

### ○都道府県別保護実績（合計270人）

愛知県	54人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人									

\*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

\*\*3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

### ○一時保護委託実績（270人のうち91人）

平成17年4月1日～平成21年11月30日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 \*35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人  
児童自立援助ホーム1人

\*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

### ○平均保護日数 33.0日

## 2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

# 「人身取引対策行動計画2009」の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

## 国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

## 国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解  
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

## 人身取引の実態把握の徹底

## 総合的・包括的な人身取引対策

### 1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
  - 出入国管理の強化
  - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
  - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
  - **不法就労対策を通じた人身取引の防止 (※)**

### 3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
  - **潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知**
  - **取締り過程における被害者の発見 (※)**
- (2) 被害者保護の徹底
  - 被害者としての立場への配慮
  - 被害者の法的地位の安定
  - シェルターの提供と支援
  - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
  - **被害者に対する法的援助に関する周知等**
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
  - **中長期的な保護施策に関する検討等**
  - **男性被害者の保護施策に関する検討**
- (5) 帰国支援の推進
  - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

### 2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
  - 人身取引事犯の取締りの徹底
  - 売春事犯等の取締りの徹底
  - **児童の性的搾取に対する厳正な対応**
  - **悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底 (※)**
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
  - 外国関係機関との連携強化
  - 国際捜査共助の充実化

### 4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
  - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
  - **人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等**
  - **性的搾取の需要側への啓発**
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
  - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
  - **関係行政機関の連携強化・情報交換の推進**
  - **外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携**

注: **太字**は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

## [育成環境課關係]



## 1. 「放課後子どもプラン」について

### (1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、平成21年度においては、放課後児童クラブが18,479か所（平成21年5月現在）、放課後子ども教室が8,719か所（平成21年度実施予定含む）の実施となっている。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでおり、また、平成22年度予算（案）においては、放課後児童クラブは約2万5千か所分、放課後子ども教室は約1万か所分の運営費補助等の経費を計上したところである。

また、本年1月29日に策定された「子ども・子育てビジョン」においても、「放課後子どもプランの推進」に取り組むとされており、引き続き、全小学校区での実施を図るとされているところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。なお、平成21年3月に作成した放課後児童クラブ実践事例集において、両事業の連携実施・一体的実施の事例等を掲載したので、事業実施の際の参考にして頂きたい。

### (2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

放課後児童クラブについては、これまでも「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、受入れ児童数の拡充に向け取り組みを進めてきたところであるが、今般策定された「子ども・子育てビジョン」において、放課後児童クラブについても、5年後の新たな目標値を設定したところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成21年5月1日現在で1万1千人に上っている。

今回新たに設定された「子ども・子育てビジョン」の目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げ等を基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を5年後の平成26年度までに111万

(小学1～3年生の3人に1人(サービス提供割合32%))とすることを旨とし、当該目標達成に向けて取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図ることとされており、厚生労働省としても積極的にクラブの質の向上に取り組むこととしている。各自治体におかれても、それぞれの地域におけるニーズを踏まえたサービス提供体制の整備に努めるようお願いする。

### (3) 放課後児童クラブの国庫補助について

#### ① 放課後児童クラブの平成22年度予算(案)について

平成22年度予算(案)においては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面については、クラブの新設や分割に対応するため、24,872か所分の事業費を計上したところである。また、クラブ運営経費には、受入児童に対する傷害保険及びクラブに対する賠償責任保険の加入に要する経費(保険料)を盛り込んだところであるのでご配慮願いたい。

また、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援」にかかる経費についても盛り込んでいるところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消等に努めていただくようお願いする。

さらに、ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助のか所数の増を図るとともに、大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費についても、必要なか所数を計上したところである。

なお、平成22年度より、設備費については既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とすることとしている。

本補助基準額は、これまでも補助対象であった新たにクラブを実施するための改修を伴わない設備整備と同額の補助基準額(1,000千円)を予定している。また、設備の更新については耐用年数を経過していることを条件とし、追加的な備品購入については1クラブ原則1回とすることを予定している。詳細については、平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱(案)及び放課後児童クラブ関連Q&Aをご参照頂きたい。

また、「放課後子どもプラン実施支援等事業」については、放課後

児童対策関連事業の効率化を図る観点より、21年度限りで廃止することとし、本事業における指導員を希望する者に対する研修は「放課後児童指導員等資質向上事業」の研修対象を拡充することにより対応することとしたのでお知らせする。

② 人数規模に応じたクラブに対する国庫補助の取り扱いについて

平成22年度予算（案）においては、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、児童数が70人以下のクラブに対する補助を増額するとともに、71人以上の大規模クラブに対する補助を減額し、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進することとしたものである。

ア 児童数71人以上の大規模クラブへの継続補助について

児童数71人以上の大規模クラブについては、補助の廃止は行わないものの、子どもの情緒面への影響や安全性の観点より、引き続き適正規模化を促進するため、補助基準額については減額し、当分の間、補助を継続することとしている。各自治体におかれても、引き続き、積極的な放課後児童クラブの整備による大規模クラブの解消に努めて頂くようお願いする。

イ 児童数70人以下のクラブに対する増額補助について

児童数70人以下のクラブについては、「放課後児童クラブガイドライン」において、望ましいとされる児童数が40人程度の人数規模のクラブへの移行促進を図るため、児童数36～45人の人数規模のクラブに最も高い補助基準額を設定することとしている。

本基準額の設定は、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえたものであり、本ガイドラインに沿ったクラブ運営に努めて頂くようお願いする。

また、ガイドラインに示されている質の確保されたクラブの設置促進とともに、クラブを利用できなかった児童の解消も重要な課題であるため、クラブの質の向上と量的拡大の両方を勘案しながら取り組んで頂くようお願いする。

さらに、今般の補助基準額の設定により、これまで利用していた児童が、「受入児童数の変更」等により、利用できなくなるなどの事態が生じることがないようにされたい。

③ 年間200～250日未満開設クラブの取扱いについて

年間開設日数については、基本的に年間250日以上での開設が必要であると考え、利用者に対するニーズ調査の結果、実態として

年間250日開設する必要があるといったクラブ」については、年間250日未満の開設日数であっても、特例として引き続き補助を行うこととしている。

上記「利用者に対するニーズ調査」については、事業実施主体である市町村が実施することとしており、調査方法については、市町村の実情に応じて行って頂きたいと考えるが、以下の項目を満たしていない場合は補助対象としないこととするので留意願いたい。なお、参考として調査様式例を別途送付する予定である。

「利用者に対するニーズ調査」

- ・すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること
  - ・期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること
  - ・事業実施年度（平成22年度）における利用希望を聴取すること
- なお、調査結果は市町村において5年間保存すること。

また、個々のクラブの開設の必要性については、地域やクラブの実情を踏まえ、事業の効率性及び個々の利用者にとっての必要性を十分に勘案し、事業実施主体である市町村によって判断されるものであると考ええる。

いずれにしても、各自治体におかれては、引き続き、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図って頂くようお願いする。

#### （４）放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブについては、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用等を図っていただくようお願いする。

特に、本ガイドライン中「開所日・開所時間」については、「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定

すること」としているところであるが、保育所からの切れ目の無い子育て支援サービスの実施の観点から、一層の利用者のニーズに応じたサービスの提供の促進に努めて頂くようお願いする。

また、「安全対策」については、「あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと」こととしており、従来よりご尽力頂いているところであるが、放課後児童クラブにおける事故やケガの発生の予防や、発生した場合の迅速な対応、事故把握体制等の一層の強化を図るため、クラブに関する事故防止及び事故報告について通知することを予定しているため、市町村への周知等、ご協力をお願いする。

## 2. 児童厚生施設等の設置運営について

### (1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成22年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の国庫補助等については「平成22年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」（雇児育発0126第1号平成22年1月26日育成環境課長通知）によりお示ししたところであるので、管内市町村分を取りまとめの上、3月1日（月）までの提出をお願いしたい。（関連資料2）

なお、昨年、国の内示前に工事の執行に着手していたという実態が、交付申請書提出後の審査により発覚し、結果、内示取り消しに至る事例がいくつかの自治体において見受けられたところである。

このような事態を未然に防ぐため、今回より協議書の様式中に新たに「契約予定年月日」の欄を設けたところであるので、各都道府県においては、こうした事態が生じることの無いよう、管内市町村と密接に連携を図っていただきたい。

### (2) 児童館、児童センターの機能強化について

#### ① 児童館の機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、などを基本的機能として実施されているところである。

また、当該施設は、専門性を有した職員（児童の遊びを指導する者）が配置され、乳幼児から中高生まで地域のすべての児童を連続的に支援していくことができる施設である。

平成22度の児童育成事業推進等対策事業の採択方針において、児童館の先駆的な取り組みとして、児童館長等が地域の児童健全育成の総合的指導者の役割を果たし、地域内の子ども・大人・高齢者等あらゆる人々の交流活動の提供を通じて子どもを地域で育む体制づくりを促進するなどの取組をお示ししているところであり、こういった事業も活用し、「地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点」として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

## ② 地方分権改革推進計画について

また、昨年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、児童館の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。

「地方分権改革推進計画」においては、児童館の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が定めることとし、その際、児童福祉施設最低基準に第38条に定める児童館の職員（児童の遊びを指導する者）については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。

これらについては、地域主権改革推進一括法案（仮称）を今通常国会に提出する予定であるが、法案の施行時期などについては、現在検討中である。

## 3. 児童委員及び主任児童委員について

### （1）児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員にこれらの問題への適切な関わりが求められている。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりのためには、「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であることから、今般、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだ（平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）ところである。

また、児童委員・主任児童委員が、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画す

るとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、円滑な児童委員・主任児童委員活動が図られるよう各都道府県等の教育委員会教育長及び民生主管部（局）長あてに「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成21.3.16生参学第11号 雇児育発第0316001号）を文部科学省と連名で発出する等、文部科学省と連携しているところであり、地域においても教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

## **（２）個人情報取り扱いについて**

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いしたい。

## **（３）一斉改選について**

平成22年12月1日には、3年ごとの一斉改選が行われる予定であり、現在、委嘱手続きの簡素化等を盛り込んだ選任要領等、一斉改選関連の通知の準備をしているところである。改選にあたっては児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

また、児童委員・主任児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員に欠員が生じた際には、欠員補充の手続きについて、極力その迅速化に努めていただくようお願いする。

## **4. 母親クラブ等の地域組織活動等について**

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親

子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

特に、ここ数年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などの取組をお願いしたい。

また、地域組織活動の活性化や放課後児童の安全確保などに関して、児童の健全育成を図るための先駆的、模範的な取組については、平成22年度においても『児童育成事業推進等対策事業』の優先採択事項とし、現在、事前協議を行っているところであるので、積極的な事業展開を図られるようお願いするとともに、管内市町村への周知をお願いする。

なお、事前協議に対する内示については、年度当初に発出することを予定しているので、提出期限（3月12日）までに事前協議書を送付いただくようお願いする。

## 5. 児童福祉週間について

### (1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

### (2) 児童福祉週間の標語について

平成21年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を募集したところ、7,646作品の応募があった。標語の募集にあたっては管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成22年度児童福祉週間の標語と決定した。

「地球はね うの あやこ笑顔がつまった 星なんだ」  
(宇野 絢子さん 11歳 (滋賀県) の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市

区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及を御願います。

### (3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、貴管内市区町村の取組みについて、幅広くご報告願いたい。

## 6. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童福祉法第8条第7項により、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。また、厚生労働省ホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているため、児童福祉文化財の普及に御協力を御願いたい。なお、本年度においては、子どもや子育て中の親子が集まる機会の多い保育所や児童館、図書館、地域子育て拠点、乳幼児健診の場等で活用していただくため、20年度に推薦された絵本等の児童福祉文化財を紹介したポスターを作成し、配布したところであるが、本ポスターは厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/index.html>) から、ダウンロードできるので、活用いただきたい。

## 7. (財) こども未来財団の事業について

(財) こども未来財団については、今年の行政刷新会議「事業仕分け」において「見直しを行う」との結果であり、その内容は「基金全額を国庫に返納」「補助金のあり方」などが指摘されたところである。

この結果を踏まえ、

- ① こども未来財団の基金については、基金事業の原資となっている国庫補助額300億円を平成22年度中に国庫へ返還
- ② 平成21年度まで基金事業として実施していた事業については、縮減等を行った上で、毎年の国庫補助事業として実施

などの見直しを行ったところである。

国庫補助事業として、平成22年度（財）こども未来財団の助成する事業（案）については、関連資料5を参照されたい。

## [育成環境課 関連資料]



# 放課後児童クラブ関連Q&A

番号	質問内容	回答
<b>【クラブ人数規模関連】</b>		
1	大規模クラブの補助継続は、今後(平成23年度以降)も続ける方針なのか。	大規模クラブへの補助は、平成22年度限りの措置としているものではないが、永続的に補助していくことを想定しているものではない。
2	年度途中に分割した場合、補助基準額をどのように算定したら良いか。月割とすべきか。	補助基準額の算定は、年間の平均登録児童数により算定することとしている。年度途中にクラブを分割した場合には、クラブが継続しているときと同じく、利用児童数においては、分割前の利用児童数を含め、年間を通じた平均登録児童数により算定することが可能である。 なお、年間開設日数についても、分割前のクラブの開設日数を含めた年間を通じた開設日数により算定することが可能である。
<b>【開設日数関連】</b>		
1	250日未満開設クラブに関するニーズ調査については、必須か。例えば、既に土曜日開設しており、利用実績が少なかった等、調査を行わなくとも利用者のニーズを把握している場合にはどのような良いか。	250日未満開設クラブに関するニーズ調査については、過去の実績とは別に、事業実施年度における利用者の状況を把握する必要があると考えているため、調査は必須である。しかしながら、その調査方法については利用申し込み手続き時に利用希望日数に関する調査を行っているなど、これまで実施してきた調査を活用して対応することも可能である。

番号	質問内容	回答
2	<p>従前の「近隣クラブと連携等の実施体制を整えた上での合同実施であれば、それぞれのクラブの開設日数に含めてよい」とする考え方と、今回示された「ニーズ調査を行った上でニーズがなければ250日未満開催でも補助対象となる」、とする方針との整理はどうか。</p>	<p>利用児童が少ない土曜日等に複数のクラブの児童を1つのクラブに集めて実施する場合は、実施体制が確保されていれば開設日数として算定するものである。一方で、一般の利用者に対するニーズ調査の結果、ニーズが無く開設しない日については、開設日数として算定しないものである。</p>
3	<p>250日未満開設クラブの補助継続は、今後(平成23年度以降)も続ける方針なのか。</p>	<p>250日未満開設クラブへの補助は、ニーズ調査の結果、年間250日開設する必要があるクラブについては、引き続き特例として補助を行う予定である。</p>
【放課後児童クラブ環境整備事業関連】		
1	<p>平成22年度より新たに対象となる既存クラブにかかる設備の整備(備品の購入等)について、どのような経費を補助対象として想定しているか。</p>	<p>クラブを運営するに当たって必要な、ロッカー、机、畳、エアコン等を想定している。なお、図書購入費や軽微な備品については、運営費で対応されたい。</p>

# 児童厚生施設等整備費 新旧対照表

(別紙)

	改 正 後	現 行
	(22年度単価(案))	(21年度単価)
(別紙) 平成22年度 児童厚生施設等整備補助基準額等 (案) 〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉		(別紙) 平成21年度 児童厚生施設等整備補助基準額等 〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉
種 別	種 別	種 別
小型児童館	クラブ室設置 39,147 千円	クラブ室設置 38,455 千円
	クラブ室未設置 32,298 千円	クラブ室未設置 31,727 千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)	24,740 千円	都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上) 24,303 千円
児童センター	クラブ室設置 55,505 千円	クラブ室設置 54,524 千円
	クラブ室未設置 48,656 千円	クラブ室未設置 47,796 千円
大型児童センター	クラブ室設置 71,763 千円	クラブ室設置 70,494 千円
	クラブ室未設置 64,914 千円	クラブ室未設置 63,766 千円
大型児童館A型	1㎡当たり 370,600 円	1㎡当たり 364,000 円
大型児童館B型	555,952 千円	546,122 千円
初度設備相当加算	児童館・児童センター 2,563 千円	児童館・児童センター 2,518 千円
	大型児童センター 4,633 千円	大型児童センター 4,551 千円
	大型児童館 104,240 千円	大型児童館 102,397 千円
移動型児童館用車両整備加算 (大型児童館)	3,824 千円	移動型児童館用車両整備加算 (大型児童館) 3,756 千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉		
拡張単価	1㎡当たり 129,700 円	1㎡当たり 127,400 円
年長児童用設備加算	4,633 千円	年長児童用設備加算 4,551 千円
〈放課後児童クラブ室 (単独設置分) 創設施設整備国庫補助基準単価〉		
放課後児童クラブ室 (単独設置分)	21,504 千円	放課後児童クラブ室 (単独設置分) 21,124 千円
放課後児童クラブ室加算		
放課後児童クラブ室加算	6,849 千円	放課後児童クラブ室加算 6,728 千円

(資料2)

現

行

様式 2-1

平成22年度小型児童館・児童センター・児童センター - 大型児童センター - 整備備書十面協議書

Table with project details: 優先順位, 施設種別, 施設建設地, 設置主体, 都道府県(市)名, 施設名, 工事区分, 運営主体, 継続・複合

Main table for current projects (1) with columns: 現規模, 整備区分, 国庫補助, 都道府県補助, 国庫補助, 要国庫補助額, 継続事業の増減

Table for current projects (2) with columns: 国庫補助金, 県(市)補助金, 一般財源, 特別地方債, 福祉医療機構借入金, 寄付金その他

Summary table for current projects with columns: 国庫補助金, 県(市)補助金, 一般財源, 特別地方債, 福祉医療機構借入金, 寄付金その他, 合計

改

正

後

様式 2-1

平成22年度小型児童館・児童センター・児童センター - 大型児童センター - 整備備書十面協議書

Table with project details: 優先順位, 施設種別, 施設建設地, 設置主体, 都道府県(市)名, 施設名, 工事区分, 運営主体, 継続・複合

Main table for proposed projects (1) with columns: 現規模, 整備区分, 国庫補助, 都道府県補助, 国庫補助, 要国庫補助額, 継続事業の増減

Table for proposed projects (2) with columns: 国庫補助金, 県(市)補助金, 一般財源, 特別地方債, 福祉医療機構借入金, 寄付金その他

Summary table for proposed projects with columns: 国庫補助金, 県(市)補助金, 一般財源, 特別地方債, 福祉医療機構借入金, 寄付金その他, 合計

事務連絡  
平成21年12月22日

都道府県  
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課  
育成環境係 齊藤、岡田

TEL03-5253-1111 内7905、7910

# 児童福祉文化財について

## 1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

### 児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

## 2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 図書等

舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等

映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

## 3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童が社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

## 4. 推薦数

平成20年度の推薦数 102点

出版物：60点 舞台芸術：22点 映像・メディア等：20点

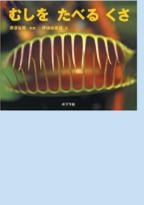
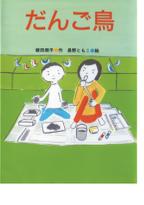
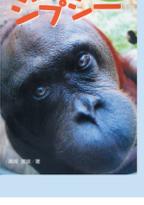
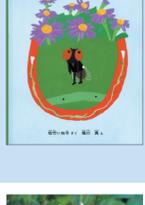
平成20年度の特別推薦 15点

出版物：6点 舞台芸術：4点 映像・メディア等：5点

# 児童福祉文化財

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、絵本などの児童福祉文化財について推薦を行っています。平成20年度も絵本などの出版物については60作品が推薦されています。

## 20年度推薦作品

 <p><b>1</b> とちのき 〈そうえん社〉 対象/小学校低学年 家庭</p>	 <p><b>2</b> ダイドーと父ちゃん 〈雷山房〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>3</b> パンダの手には、かくされたひみつがあった! 〈くもん出版〉 対象/小学校低学年</p>	 <p><b>4</b> ウォートンとカラスのコンテスト 〈評論社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>	 <p><b>5</b> ウォートンとモリネズミの取引屋 〈評論社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>	 <p><b>6</b> ウォートンとモートンの大ひょうりゅう 〈評論社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>
 <p><b>7</b> ジーンズの少年十字軍上下 〈岩波書店〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>8</b> ケーキやさんのゆうれい 〈フレーベル館〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>9</b> 新恐竜たち 〈こくま社〉 対象/幼児 小学校低学年</p>	 <p><b>10</b> くまとりすのおやつ 〈福音館書店〉 対象/幼児</p>	 <p><b>11</b> 天狗 〈ポプラ社〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>12</b> ★特別推薦 むしをたべるくさ 〈ポプラ社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>
 <p><b>13</b> ペチカはぼうぼう猫はまんまる 〈ポプラ社〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>14</b> どっから太郎と風の笛 〈ポプラ社〉 対象/小学校高学年 小学校高学年</p>	 <p><b>15</b> 猫町五十四番地 〈てらいんく〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>16</b> ベスとアンガス 〈アリス館〉 対象/幼児</p>	 <p><b>17</b> 月のえくぼ(ルーター)を見た男 麻田剛立 〈くもん出版〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>18</b> だんご鳥 〈新日本出版社〉 対象/小学校高学年</p>
 <p><b>19</b> ソフィーとガッシー 〈ビーエル出版〉 対象/小学校低学年</p>	 <p><b>20</b> ちくたん竹炭のふしぎな力〜温暖化対策の可能性をさぐる〜 〈小峰書店〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>21</b> 流れ行く者 〈偕成社〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>22</b> 中学生の満州敗戦日記 〈岩波書店〉 対象/高校生</p>	 <p><b>23</b> 睡蓮の池 〜ステフィとネツリの物語〜 〈新宿書房〉 対象/中学生 高校生</p>	 <p><b>24</b> ★特別推薦 とんぼの島のいたずら子やぎ 〈偕成社〉 対象/小学校低学年</p>
 <p><b>25</b> タンポポのわたげ 〈偕成社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>	 <p><b>26</b> ソフィーとガッシー いつもいっしょに 〈ビーエル出版〉 対象/小学校低学年</p>	 <p><b>27</b> 宇宙への秘密の鍵 〈岩崎書店〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>28</b> ホタルの歌 〈未知谷〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>29</b> ★特別推薦 夢の彼方への旅 〈偕成社〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>30</b> てとてとて 〈福音館書店〉 対象/幼児 小学校低学年</p>
 <p><b>31</b> バレエなんて、きれい 〈講談社〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>32</b> うみのいえのなつやすみ 〈偕成社〉 対象/幼児 小学校低学年</p>	 <p><b>33</b> ヒットラーのカナリヤ 〈小峰書店〉 対象/中学生 高校生</p>	 <p><b>34</b> いのちのカプセル まゆ 〈ポプラ社〉 対象/幼児 小学校低学年</p>	 <p><b>35</b> ヒグマの楽園 〈ポプラ社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>	 <p><b>36</b> オランウータンのジブシー 〈ポプラ社〉 対象/小学校高学年</p>
 <p><b>37</b> ハサミムシのおやこ 〈ポプラ社〉 対象/幼児 小学校低学年</p>	 <p><b>38</b> 宇宙においでよ! 〈講談社〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>39</b> こはく色の目 〈文研出版〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>40</b> 漂泊の王の伝説 〈偕成社〉 対象/中学生 高校生</p>	 <p><b>41</b> 草花遊び図鑑 〈全国農村教育協会〉 対象/家庭</p>	 <p><b>42</b> ほとばしる夏 〈福音館書店〉 対象/小学校高学年以上</p>
 <p><b>43</b> ぎったんこ ぼったんこ 〈福音館書店〉 対象/幼児</p>	 <p><b>44</b> じかきむしのぶん 〈福音館書店〉 対象/幼児</p>	 <p><b>45</b> ぼく、あぶらぜみ 〈福音館書店〉 対象/幼児</p>	 <p><b>46</b> ★特別推薦 地球環境のしくみ 〈さへら書房〉 対象/中学生</p>	 <p><b>47</b> ★特別推薦 北のはてのイービク 〈岩波書店〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>48</b> あいうえおパラダイス 全9巻 〈理論社〉 対象/小学校低学年 小学校高学年</p>
 <p><b>49</b> 里山いきもの図鑑 〈童心社〉 対象/小学校高学年以上 家庭</p>	 <p><b>50</b> てのひら かいじゅう 〈そうえん社〉 対象/幼児 小学校低学年</p>	 <p><b>51</b> 空とぶじゅうたん 〈アリス館〉 対象/小学校高学年</p>	 <p><b>52</b> ★特別推薦 イメージの森のなかへ フェルメールの秘密 〈二玄社〉 対象/中学生以上</p>	 <p><b>53</b> ★特別推薦 イメージの森のなかへ レオナルドの謎 〈二玄社〉 対象/中学生以上</p>	 <p><b>54</b> ★特別推薦 イメージの森のなかへ ゴッホの魂 〈二玄社〉 対象/中学生以上</p>
 <p><b>55</b> ★特別推薦 イメージの森のなかへ ルソーの夢 〈二玄社〉 対象/中学生以上</p>	 <p><b>56</b> ドキュメント ユニバーサルデザイン 第1期 〈大日本図書〉 対象/小学校高学年 中学生</p>	 <p><b>57</b> カレワラ物語 ~フィンランドの神々~ 〈岩波書店〉 対象/中学生以上</p>	 <p><b>58</b> 琵琶湖の水鳥 〈偕成社〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>59</b> パティントンの大切な家族 〈福音館書店〉 対象/小学校高学年以上</p>	 <p><b>60</b> パティントンのラストダンス 〈福音館書店〉 対象/小学校高学年以上</p>

平成22年度の子育て支援サービス事業費等（(財)こども未来財団の助成する事業）について

国庫補助事業名	事業内容	主な内容(案)	照会窓口
子育て支援サービス事業費等	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブの整備や商工会等が行う子育て支援活動などの取組を実施するための経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ環境整備事業</li> <li>・授乳室・キッズコーナー等整備助成事業</li> <li>・事業所内保育施設環境づくり支援事業</li> <li>・商工会等児童健全育成活動助成事業</li> <li>・コンサート、講演会等託児室支援事業</li> </ul>	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
特別保育事業等推進施設の助成	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別保育事業等推進施設助成事業</li> </ul>	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
ボランティア育成支援等事業費	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を開催するための経費を助成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てNPO活動者・子育てサークル活動者研修事業</li> <li>子育てNPO活動者研修事業</li> <li>子育てサークル活動者研修事業</li> <li>みんな子育て研修会</li> <li>子育てNPO活動者・子育てサークル活動者研修事業</li> <li>子育てNPO活動者研修事業</li> <li>子育てサークル活動者研修事業</li> <li>子育て支援拠点研修事業</li> <li>地域子育て支援拠点等の子育て支援協働セミナー</li> <li>企業関係者・団塊世代等の子育て支援協働セミナー</li> <li>企業とNPOの子育て支援協働推進セミナー</li> <li>団塊の世代への次世代育成推進セミナー</li> <li>地域活動支援研修事業</li> <li>地域活動支援事業</li> <li>地域活動研修会事業</li> </ul>	(財)こども未来財団研修事業部 03-6402-4821

[保育課関係]



## 1. 待機児童解消に向けた取組について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834人増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童の解消を加速させるため、平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の実情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

また、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）では、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合について、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれることから、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ることとしている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、毎年少なくとも1回は当該計画に定めた事業の実施状況を公表し、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をされるよう推進をお願いしたい。また、特定都道府県においては都道府県保育計画の実施状況を毎年少なくとも1回は公表し、特定市区町村に対し必要な助言を行うなどの援助に努められたい。

なお、民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した安心こども基金によってその推進を図っているところであり、さらに平成21年度第2次補正予算において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしているので、より一層積極的な取組をお願いしたい。

## 2. 多様な保育サービスの推進について

延長保育や休日保育等の多様な保育サービスについては、本年1月に決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成22年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

### (1) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、児童福祉法の改正により、平成22年4月より法定化することとなっており、保育者の要件を、保育士又は研修により市町村長が認めた者へ拡大するとともに、

- ① 連携保育所等による「相談、助言、巡回指導等」の保育内容の支援
- ② 家庭的保育者が休暇等で保育を行うことができない場合の「代替保育」

等について、平成21年厚生労働省令第150号「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」により実施基準を、平成21年10月30日雇児発1030第2号「家庭的保育事業の実施について」によりガイドラインを発出したところであるので、各都道府県におかれては、各市町村あて周知方よろしくお願いしたい。

また、各都道府県に設置した「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を行う「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修費用の補助を行う「家庭的保育者研修事業」、自宅以外の賃貸物件により新たに家庭的保育事業を実施する場合の賃貸料補助を行う「家庭的保育賃貸料補助事業」を実施している。

さらに、平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定における「緊急雇用対策」に基づき「NPO法人等を活用した家庭的保育の試行的事業」を実施しており、平成21年度第2次補正予算においては、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づき、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して家庭的保育事業を行う場合の改修費、賃貸料補助の補助基準額及び補助率の引き上げを行ったところである。

加えて、平成22年度予算（案）においては、対象児童数5,000人から10,000人に拡充することとしている。

各自治体におかれては、家庭的保育事業の取組みを積極的に行われるようお願いする。（関連資料1参照）

## （2）病児・病後児保育事業について

### ①国庫補助基準額について

本事業（病児対応型、病後児対応型）の国庫補助基準額については、平成21年度より基本分（定額補助）と加算分（利用児童数に応じた実績補助）の2階建て方式により、実施してきているところであるが、平成22年度においては、より地域の利用状況に応じた事業実施ができるよう国庫補助基準額の見直しを図ることとしたので、積極的な取組みをお願いする。

### ②利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知している。一方、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしている。以上を踏まえ、引き続き、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いする。

### ③体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成22年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

#### <補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所（注1、注2）
- ③ 夜間保育所（注3）
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所（注4）
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

- 注1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添6「延長保育促進事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所
- 注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所
- 注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所
- 注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

### **（3）延長保育促進事業について**

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとした。これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

このため、延長保育促進事業に係る国庫補助については保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、御承知おき願いたい。（関連資料2参照）

### **（4）保育対策等促進事業費補助金について**

保育対策等促進事業費補助金については、各事業ごとの実態を把握する必要があるため、各事業ごとに対象経費差引額と基準額を比較し、選定額等を算出することを予定しているため、予め御承知おき願いたい。（関連資料3参照）

### **（5）送迎保育ステーション試行事業について**

平成14年度より、駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎を実施する送迎保育ステーション試行事業を行ってきた。当事業については、試行事業として開始より8年が経過したことにより、平成21年度をもって終了することとしたところであるが、安心こども基金において自宅から遠距離にある保育所でも通所を

可能とするための体制整備として平成21年度から広域的保育所利用事業を創設したので、今後はこちらの事業の活用を検討されたい。

### 3. 認定こども園の実施状況等について

認定こども園の認定状況については、平成18年10月1日の法律施行以来、平成21年4月1日現在で358件の認定があり、今後、2,000か所以上とすることを目標としているところである。(関連資料4参照)

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」(平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号)、「認定こども園制度の普及促進について(通知)」(平成21年3月31日20文科初第8100号・雇児発第0331017号)においてお願いしているとおおり、利用者や事業者(施設)等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、会計処理、税制上の取扱いについては、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」(平成19年4月6日雇児保発第0406002号)、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」(平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第042001号)を踏まえ、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っており、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載しているところである。各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.go.jp/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス [info@youho.go.jp](mailto:info@youho.go.jp)

また、認定こども園制度の在り方に関しては、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」が昨年3月に報告書を取りまとめ、認定こども園のさらなる推進とともに、これに当たっての課題とその解消方策、就学前教育と保育の総合的な提供の在り方等について提言を行っているところであ

る。(関連資料5参照)

さらに、昨年12月には、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとの閣議決定が行われ、これに基づき、本年1月29日に少子化社会対策会議(会長は内閣総理大臣、委員は各閣僚)において、「子ども・子育て新システム検討会議」の設置が決定されたところである。同会議においては、平成22年6月を目途に新たな制度について基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告することとされている。(関連資料6、7参照)

## 4. 保育所の規制緩和等について

### (1) 地方分権改革について

昨年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、保育所の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。

「地方分権改革推進計画」においては、保育所の最低基準は条例で都道府県等(都道府県、政令指定都市、中核市)が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容(保育所保育指針)、調理室などについては、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。(関連資料8参照)

これらについては、地域主権改革推進一括法案(仮称)を今通常国会に提出する予定であるが、法案の施行時期、居室の面積基準の特例の地域や期間などについては、現在検討中である。

### (2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度、20年度に引き続き、平成21年度においても、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価が行われた。

厚生労働省の調査では、外部搬入による場合、個々の子どもの発達

段階に応じた給食の提供、当日の体調不良の場合の臨機応変の対応、食育推進の観点等から一定の課題がみられた。

しかしながら、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による調査においては、食物アレルギー児等に対応しつつ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となった等の効果が発現し、また、私立保育所における外部搬入の容認を求める声も強かったとのことであった。

これらを踏まえ、本年2月4日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における「特区において講じられた規制の特例措置の在り方に係る評価意見」においては、結論として、地域を限定することなく全国において実施（ただし、3歳以上児に対する給食に限る。）することとされ、3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することを可能し、3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能（私立は自園調理）との意見をとりまとめたところである。

今後、構造改革特別区域推進本部（本部長は内閣総理大臣、本部員は国務大臣。）により政府の対応方針が決定されることとなるが、厚生労働省としては、3歳以上児の給食の外部搬入が可能となった場合には、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする必要があると考えている。（関連資料9参照）

家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められる。市町村においては、これらの観点を踏まえ、適切な給食の提供をお願いする。

## 5. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について

昨年4月1日に施行された「保育所保育指針」は、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護と教育）の充実、小学校との

連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しがなされたところである。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画（国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画）として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定した。

アクションプログラムにおいては、①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質・専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示している。

国としては、このアクションプログラムに基づき、昨年3月には「保育所における自己評価ガイドライン」を、8月には「保育所における感染症予防対策ガイドライン」を策定し、各都道府県等あて通知した。また、平成22年度中に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（仮称）」についても策定し、各都道府県等あて通知する予定としている。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく告示となったことに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに引き続き留意されたい。（関連資料10参照）

## 6. 保育士養成課程等検討会の検討状況について

子どもや家庭を取り巻く様々な環境の変化等に伴う子どもの育ちの課題や保護者支援の必要性など、保育所や保育士に求められる役割や機能が深化・拡大している。保育所保育指針の改定は、このような状況を背景としたものであり、今般、その改定内容を踏まえた保育士養成課程等の見直しを行うため、昨年11月より保育士養成課程等検討会を開催しているところである。

検討会においては年度内に報告書をまとめる予定であり、その報告内容

に伴い所要の通知等の改正を平成22年度早々に行う予定であるので、通知がなされた際には速やかに周知等行われるようお願いする。

## 7. 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況を見ると、保育所の耐震診断実施率は42.4%、耐震化率は63%に留まっている。

また、各都道府県等における取組は大きな格差が生じていると同時に、設置主体別の耐震化率を見ると、公立保育所は60.6%、私立保育所65%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、耐震診断に要する費用については、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。(関連資料11参照)

## 8. 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)により行われているところであるが、平成19年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設(届出対象施設)のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%(2,350か所)、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が35%(480か所)であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあるところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求め必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いします。

さらに、一昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

## [保育課 関連資料]



# 家庭的保育事業の充実について

## 家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(20年度実績(交付決定ベース)【実施自治体数】19、【保育ママ数】130、【利用児童数】491(地方単独施策【保育ママ数】877、【利用児童数】1,573))

### 課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

### 改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引上げ等)
- ・対象児童数の増

### 改善内容(平成21年3月～)

- ・個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引上げ
- ・家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育支援者の配置基準の引下げ

### 平成22年度予算(案)

予算額：2,787百万円(H21予算1,418百万円)  
対象児童数：10,000人(H21予算5,000人)  
事業の委託先：家庭的保育者又は保育所等を経営する者

- ・家庭的保育者：52,400円(児童1人当たり月額)
- ・家庭的保育支援者：約455万円(年額)
- ・連携保育所：約170万円(年額)

### 事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)により、家庭的保育事業を法定化(平成22年4月1日施行)
  - ・保育士に限らず、研修により市町村長が認めた者へ資格要件を拡大
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第150号)及び「家庭的保育の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、実施基準及びガイドラインを策定

### 平成20・21年度 補正予算

- ・都道府県が設置する「安心こども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
- ・緊急雇用対策において、「安心こども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施
- ・平成21年第2次補正予算において、地域の余裕スペースを活用した実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件に基づき補助基準額の増額及び国庫補助率の嵩上げ(国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3)

# 家庭的事業の体系(H22.4～)

## 児童福祉法(抜粋)

### ◎ 家庭的保育事業の定義【法6の2⑨】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認められるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

### ◎ 保育の実施【法24①】

市町村は、…保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

### ◎ 事業の開始等【法34の14①】

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

### ◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

### ◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、…その事業の制限又は停止を命ずることができる。(法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき)

### ◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、…その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

## 児童福祉法施行規則

### ◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であつて、市町村長が行う研修を修了した者

### ◎ 実施場所等

- 専用の部屋を有すること
- 保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

### ◎ 配置基準

- 家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

### ◎ 保育内容

保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

### ◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施(保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育 等)

## 家庭的保育事業ガイドライン

### ◎ 家庭的保育事業の実施体制

家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

### ◎ 情報提供

家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

### ◎ 家庭的保育者

保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

### ◎ 市町村の体制整備

家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、連携保育所の確保、代替保育の体制整備

### ◎ 研修

保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

## 延長保育促進事業 Q & A

(詳細については「実施要綱案」を参照されたい。)

問1 公立保育所についても、延長保育促進事業の補助対象となるのか。

(答) 児童福祉法39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所(以下、「民間保育所」という。)を補助対象としており、公立保育所については補助対象とはならない。

問2 延長保育促進事業を交付申請する場合、延長保育推進事業(基本分)(以下、「基本分」という。)のみで申請はできるのか。また、延長保育事業(加算分)(以下、「加算分」という。)のみで申請はできるのか。

(答) 基本分については、延長保育を実施することを前提として、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業であるため、基本分のみでの申請は不可である。

なお、加算分のみでの申請は可能である。

問3 延長保育事業(加算分)を実施した場合、  
① 実延長が1時間で平均対象児童が3人の場合  
② 実延長が2時間で平均対象児童が2人の場合  
には、何時間延長に該当するのか。

(答) ①の場合については、1時間延長の要件「1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上」を満たしていないことから、30分延長に該当することとなる。

②の場合については、2時間延長の要件「2時間以上の延長、かつ平均対象児童数が3人以上」を満たしていないことから、1時間延長(要件を満たす場合)、または30分延長に該当することとなる。

問4 22年度より年間延べ利用児童数を把握する理由如何。

(答) 本年1月に決定された「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標の進捗よく状況の把握及び昨年行われた行政刷新会議における事業仕分けにおいてデータ収集について指摘されていることから、22年度より把握することとしているので趣旨を御理解のうえ、よろしく願いたい。

なお、年間延べ利用児童数の計上方法については、延長時間区分に関わらず1日(1回)利用につき1人と計上すること。

- ・例1:(1日)1時間延長、利用児童数6人・・・延べ利用児童数6人
- ・例2:(1日)6時間延長、利用児童数3人・・・延べ利用児童数3人

(現行)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 (⑦と⑨を比較して少ない方の額)⑨	要国庫補助額 (⑨×1/2) ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その 他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇市	1. 一時預かり事業										
	(1) 保育所型										
	(2) 地域密着型										
	(3) 地域密着II型										
	2. 特定保育事業										
	3. 休日・夜間保育事業	( )									
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	( )									
	4. 病児・病後児保育事業	( )									
	(1) 病児対応型										
	(2) 低所得者加算(病児保育)	( )									
	(3) 病後児対応型										
	(4) 低所得者加算(病後児保育)	( )									
	(5) 体調不良児対応型	( )									
	5. 待機児童解消促進等事業	( )									
	(1) 送迎保育ステーション試行事業	( )									
	(2) 家庭的保育事業	( )									
	(3) 認可化移行促進事業	( )									
	(4) 保育所分園推進事業	( )									
	(5) 保育所体験特別事業	( )									
	(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	( )									
	6. 保育環境改善等事業	( )									
	(1) 基本改善事業	( )									
	(2) 環境改善事業	( )									
	合計										

合計にて差引額、基準額を比較し選定額を算出

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。



(改正後)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分	区内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 (⑦と⑨を比較して少ない方の額)⑨	要国庫補助額 (⑨×1/2) ⑩
			支出 予定額 ②	寄付金その 他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
		か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇市	1. 特定保育事業										
	2. 休日・夜間保育事業	( )									
	(1) 休日保育事業(認可保育所)										
	(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
	(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	( )									
	(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	( )									
	3. 病児・病後児保育事業	( )									
	(1) 病児対応型										
	(2) 低所得者加算(病児保育)	( )									
	(3) 病後児対応型										
	(4) 低所得者加算(病後児保育)	( )									
	(5) 体調不良児対応型	( )									
	4. 待機児童解消促進等事業	( )									
	(1) 家庭的保育事業	( )									
	(2) 認可化移行促進事業	( )									
	(3) 保育所分園推進事業	( )									
	(4) 保育所体験特別事業	( )									
	(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	( )									
	5. 保育環境改善等事業	( )									
	(1) 基本改善事業	( )									
	(2) 環境改善事業	( )									
	6. 延長保育促進事業	( )									
	(1) 延長保育推進事業(基本分)	( )									
	(2) 延長保育事業(加算分)	( )									
		合計									

各事業ごとに差引額、基準額を比較し選定額を算出

(注)1. ①の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(4)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、6(2)は事業数を記入すること。

# 「認定こども園」制度の概要と現状①

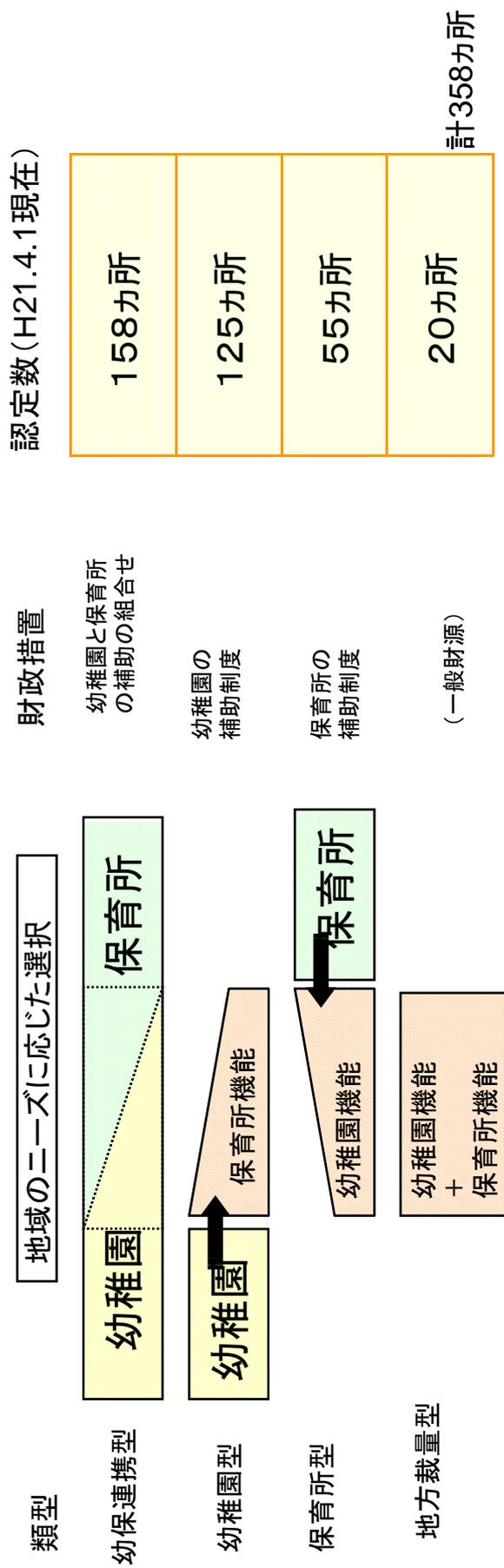
## 認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供  
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施  
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の種類と財政措置



# 「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	22	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	7	大阪府	5
宮城県	1	兵庫県	19
秋田県	15	奈良県	1
山形県	7	和歌山県	4
福島県	8	鳥取県	0
茨城県	11	島根県	2
栃木県	7	岡山県	5
群馬県	18	広島県	12
埼玉県	8	山口県	2
千葉県	12	徳島県	2
東京都	33	香川県	1
神奈川県	19	愛媛県	8
新潟県	5	高知県	5
富山県	3	福岡県	13
石川県	5	佐賀県	10
福井県	2	長崎県	26
山梨県	1	熊本県	1
長野県	8	大分県	5
岐阜県	2	宮崎県	11
静岡県	2	鹿児島県	16
愛知県	5	沖縄県	0
三重県	0	合計	358

幼保連携推進室調べ(平成21年4月1日現在)

# 「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催

## 1. 趣旨

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)及び「5つの安心プラン」(平成20年7月)に盛り込まれた認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を開催。

## 2. 検討会委員

秋田 喜代美  
安藤 哲也  
池本 美香  
井戸 敏三  
猪熊 律子  
長田 朋久  
駒村 康平  
齋藤 正寧  
田村 哲夫  
中澤 卓史  
無藤 隆  
森 貞述  
山縣 文治  
吉田 敬岳  
吉田 正幸  
若盛 正城  
渡邊 英則

東京大学大学院教育学研究科教授  
NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事  
日本総合研究所主任研究員  
兵庫県知事  
読売新聞東京本社編集局社会保障部次長  
横川さくら保育園園長  
慶應義塾大学経済学部教授  
秋田県井川町長  
認定こども園青葉学園野沢こども園園長  
高知県教育長  
白梅学園大学教授  
愛知県高浜市長  
大阪市立大学生活科学部教授  
自由ヶ丘幼稚園園長  
(有)遊育代表取締役  
認定こども園こどものもり園長  
認定こども園ゆうゆうのもり幼稚園長

※:座長

## 3. 開催実績

第1回 H20.10.15

・認定こども園をめぐる現状と課題について

第2回 H20.11.7

・認定こども園の意義や課題等について  
・認定こども園、幼稚園・保育所運営委員へのヒアリング

第3回 H20.12.12

・議論の整理(案)について

第4回 H21.2.18

・認定こども園制度に関する論点について

第5回 H21.3.31

・報告書とりまとめ

# 今後の認定こども園制度の在り方について ＜認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書＞

## 現状（課題）

- 保護者や施設からは評価が高いが、普及が進まない。／229件（H20.4）
- 財政支援が不十分。
- 会計処理や申請手続きが煩雑。
- 省庁間や自治体間の連携が不十分。
- 地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援が総合的に提供される仕組みが必要。
- 職員の資質の維持・向上が必要。

## 改革の方向

### 認定こども園の緊急整備

- 利用者のニーズや施設の認定申請の希望状況を踏まえつつ、平成23年度には認定件数が2000件以上となることを目指す。

### 財政支援の充実

- 「安心こども基金」等により「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園機能部分」、「地方裁量型」への新たな財政措置が実現。

### 二重行政の解消

- 「こども交付金」を制度化し、補助金等の窓口・申請・執行手続の一本化の促進。
- 窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化など、速やかに手続の一本化・簡素化。

### 教育・保育・子育て支援の総合的な提供 / 質の維持・向上

- 将来的には幼保連携型への集約を目指す。
- 家庭や地域の子育て支援機能の強化。
- 教育・保育の質の維持・向上のための研修や運営上の工夫。
- 幼稚園教諭と保育士資格の養成課程や試験の弾力化。

## 今後の就学前教育・保育に関する制度の在り方

- 地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援の「機能」が総合的に提供されるよう、その在り方について検討。
- 新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく取組や認定こども園における取組状況等を検証。
- 幼稚園と保育所を担当する行政部局の在り方については、義務教育、児童健全育成、母子保健、障害児福祉、労働等の他の行政分野との連携などに留意する必要がある。現行の「幼保連携推進室」の機能強化と内閣府の総合調整機能の発揮が必要。

## 今後のスケジュール

- 今後、見直しの進捗状況をフォローアップ。
- 保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進。
- 法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施。

# 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

## 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

#### ① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向けて積極的に取り組む。

#### < 具体的な措置 >

##### ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

##### (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

##### (イ) イコールフットディングによる株式会社・NPOの参入促進

・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。  
・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

##### (ウ) 幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

# 「子ども・子育て新システム検討会議」について

## ～平成22年1月29日 少子化社会対策会議決定～

### 1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

### 2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(共同議長) 内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣

(構成員) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

その他、必要に応じて議長が指名する者

### 3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

### 4 スケジュール

平成22年6月を目的に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

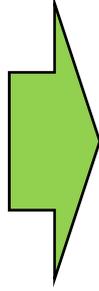
### 5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

# 地方分権改革（保育所の基準関係）について

## ○ [地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）](#)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



## ○ [地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）](#)

保育所の最低基準は条例で都道府県等（※）が定める。その際、

- 保育士の配置基準  
○ 居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）  
○ 保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理）  
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。→「従うべき基準」
- 屋外遊戯場の設置  
○ 必要な用具の備え付け  
○ 耐火上の基準  
○ 保育時間  
○ 保護者との密接な連絡  
などについては、国の基準を参考にすればよい。→「参酌すべき基準」

3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。→「標準」

（※）都道府県、政令指定都市、中核市

→ 地域主権改革推進一括法案（仮称）を、平成22年通常国会に提出する予定。

# 保育所における給食の外部搬入方式について

## 「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」

(平成22年2月4日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会)

### 【評価】 地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)

(評価の判断の理由等)

3歳以上児については、全国展開を不相当とするような弊害は認められない。しかし、3歳未満児については、咀嚼や機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。

### 現 行

- 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

0～5歳	公立	(特区) 外部搬入可能	私立	自園調理

### 特区の全国展開後(平成22年4月～(予定))

- 3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。
- 3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能。(私立は自園調理)

3～5歳	公立	特区によらず 外部搬入可能		私立
		(特区) 外部搬入可能		自園調理
0～2歳				

- ※ 3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする。

(特区認定要件)

- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

※ 平成22年1月現在、86市町村45施設が特区認定されている。(うち3歳以上児のみ:170施設)

※ 今後、構造改革特別区域推進本部(本部長は内閣総理大臣。本部長は国務大臣。)により政府の対応方針が決定されることとなる。これを踏まえ、所要の法令改正を行う。

# 新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示（平成20年3月28日公布）

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す（2章以下の根幹を成す）

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

# 保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

## 経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

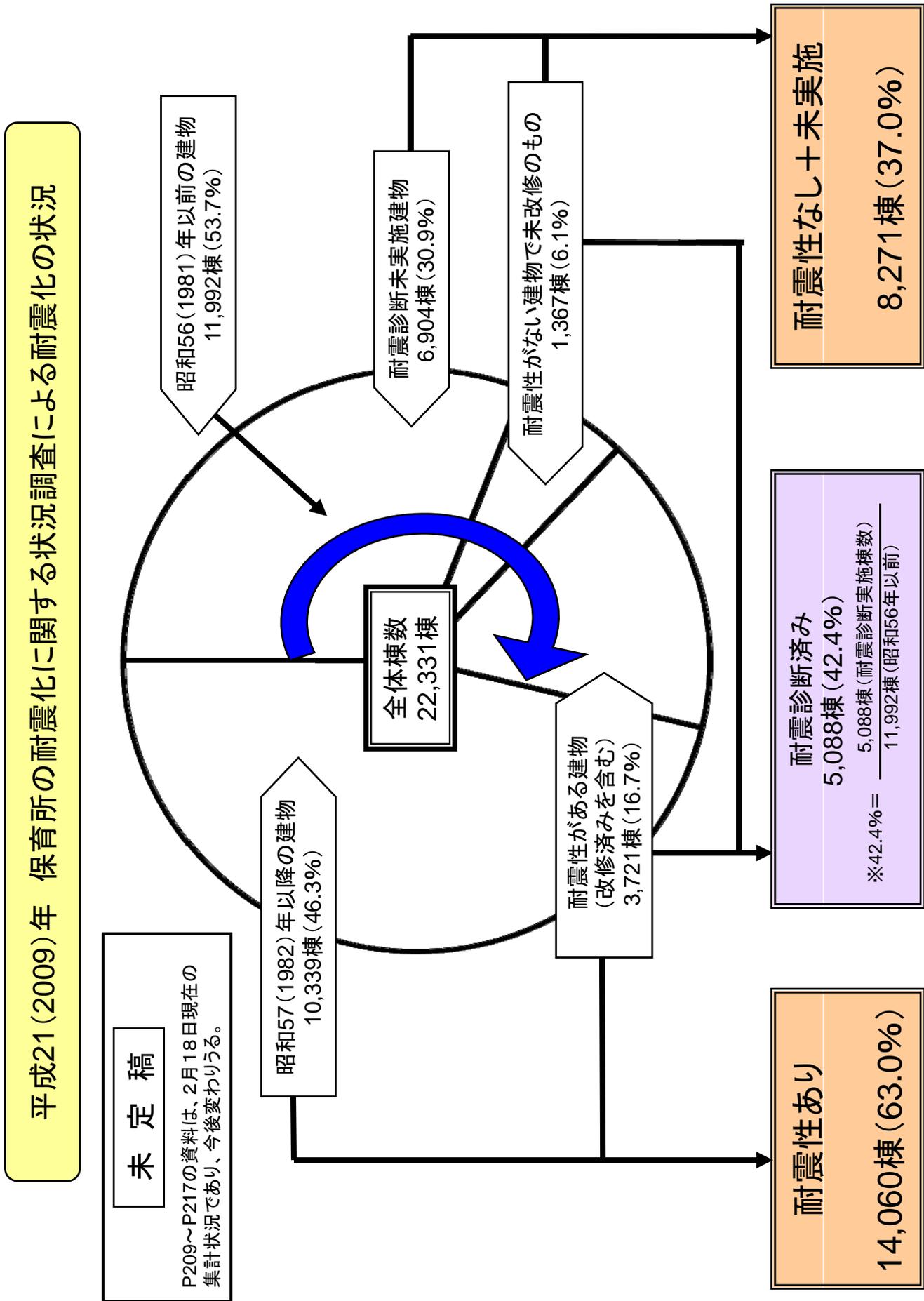
各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。  
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

## 実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

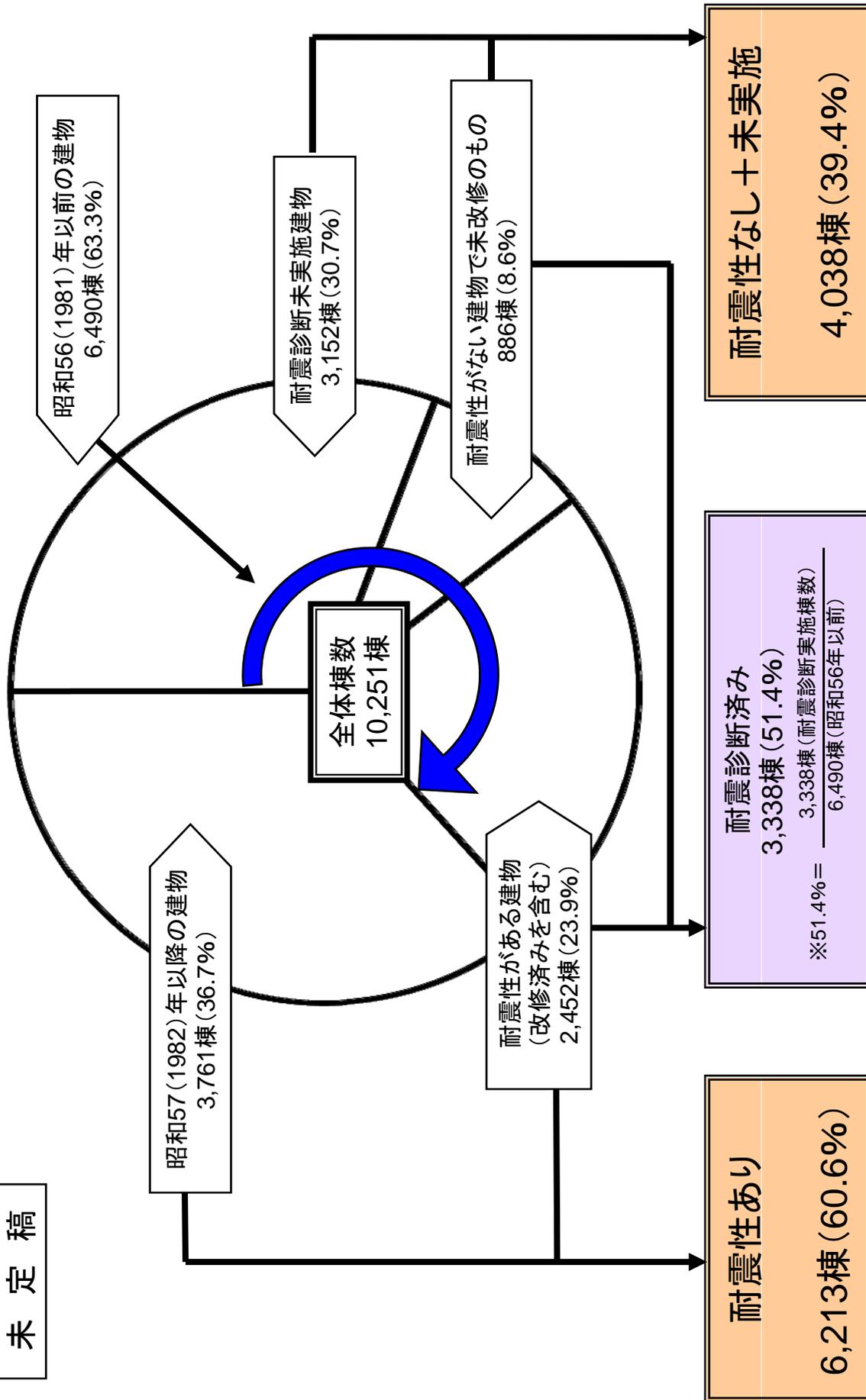
## アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上  
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保  
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもへの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上  
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化  
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保



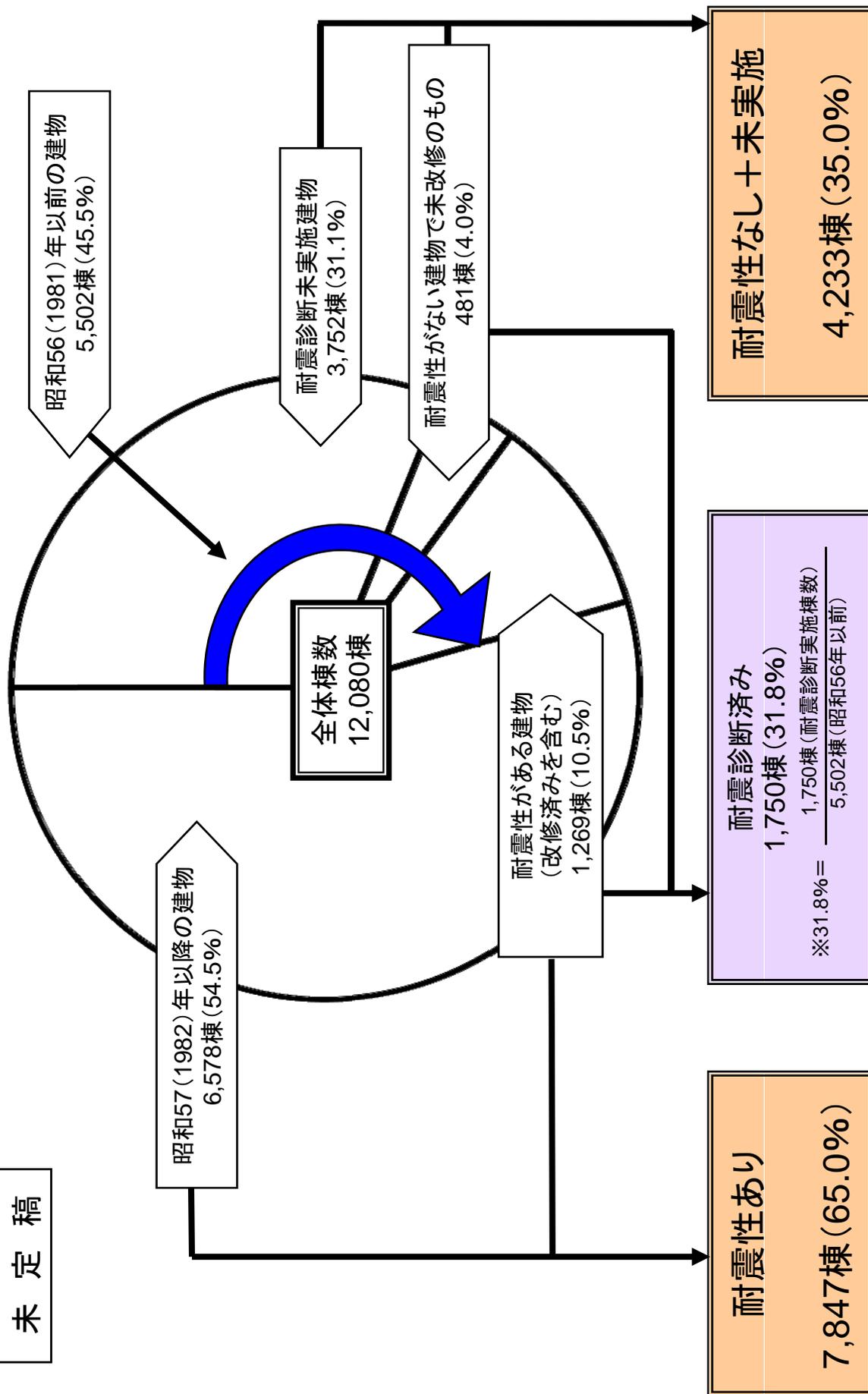
平成21(2009)年 公立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

未定稿



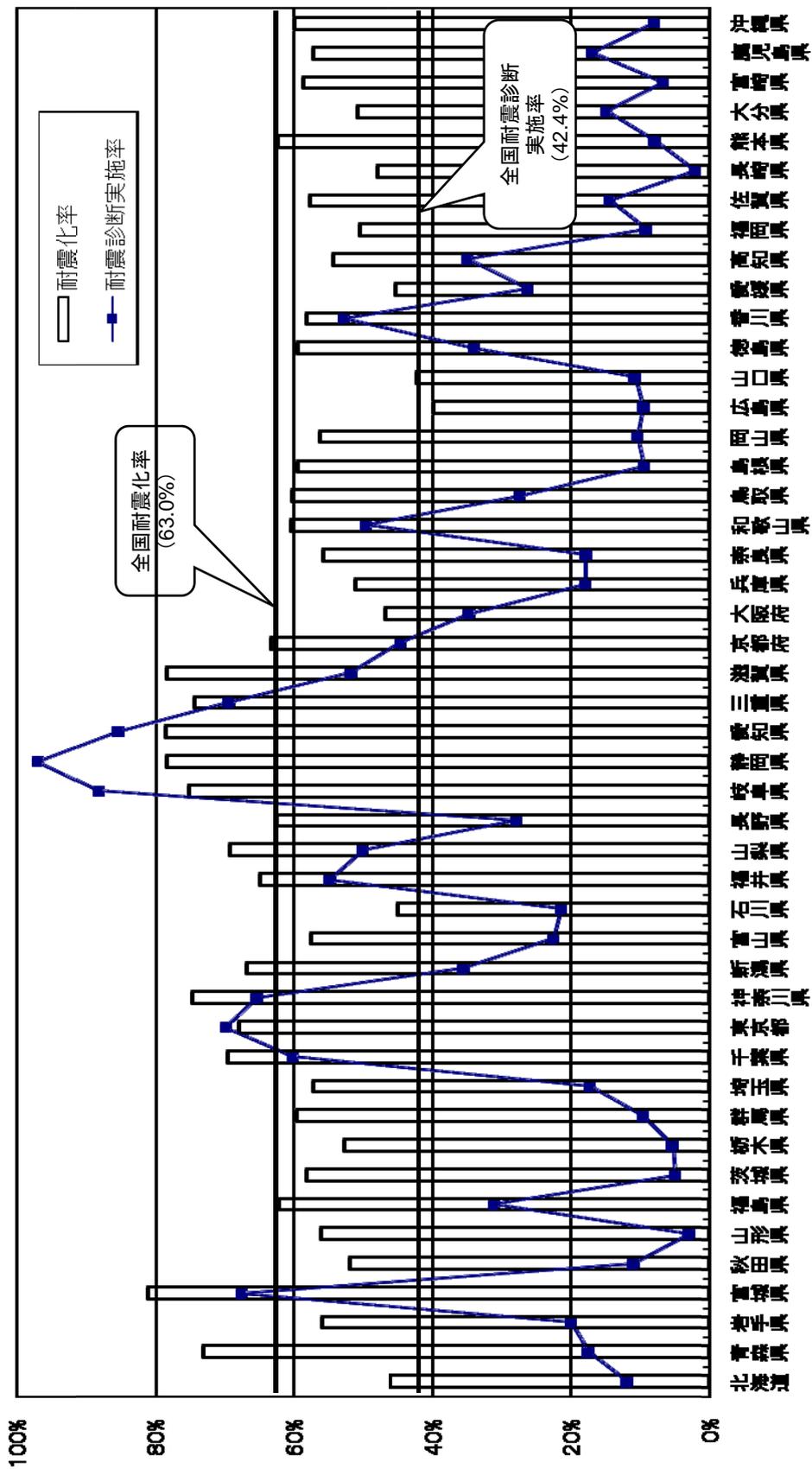
平成21(2009)年 私立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

未定稿



保育所の耐震化の状況<都道府県分>

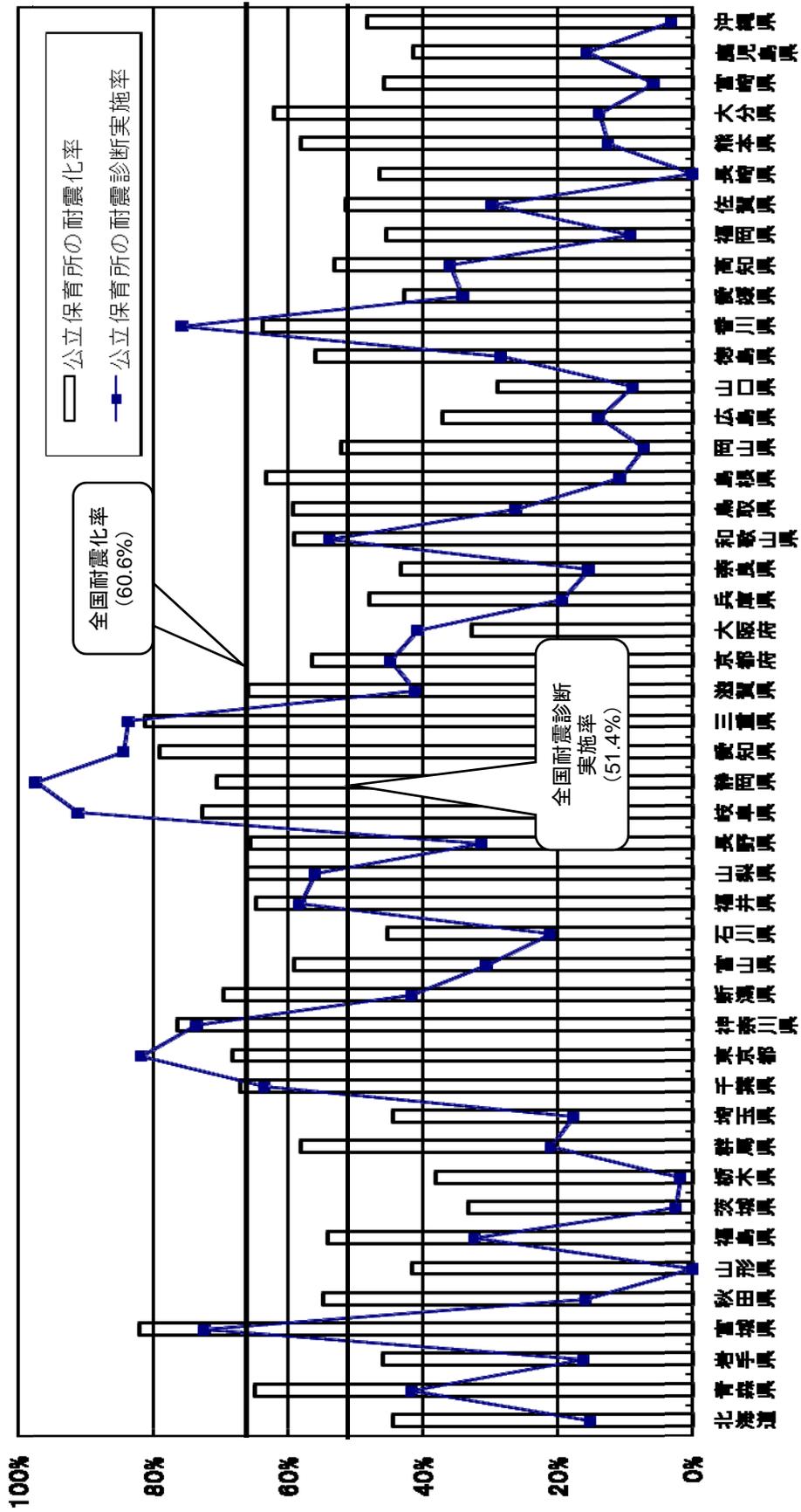
平成21年4月1日





公立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

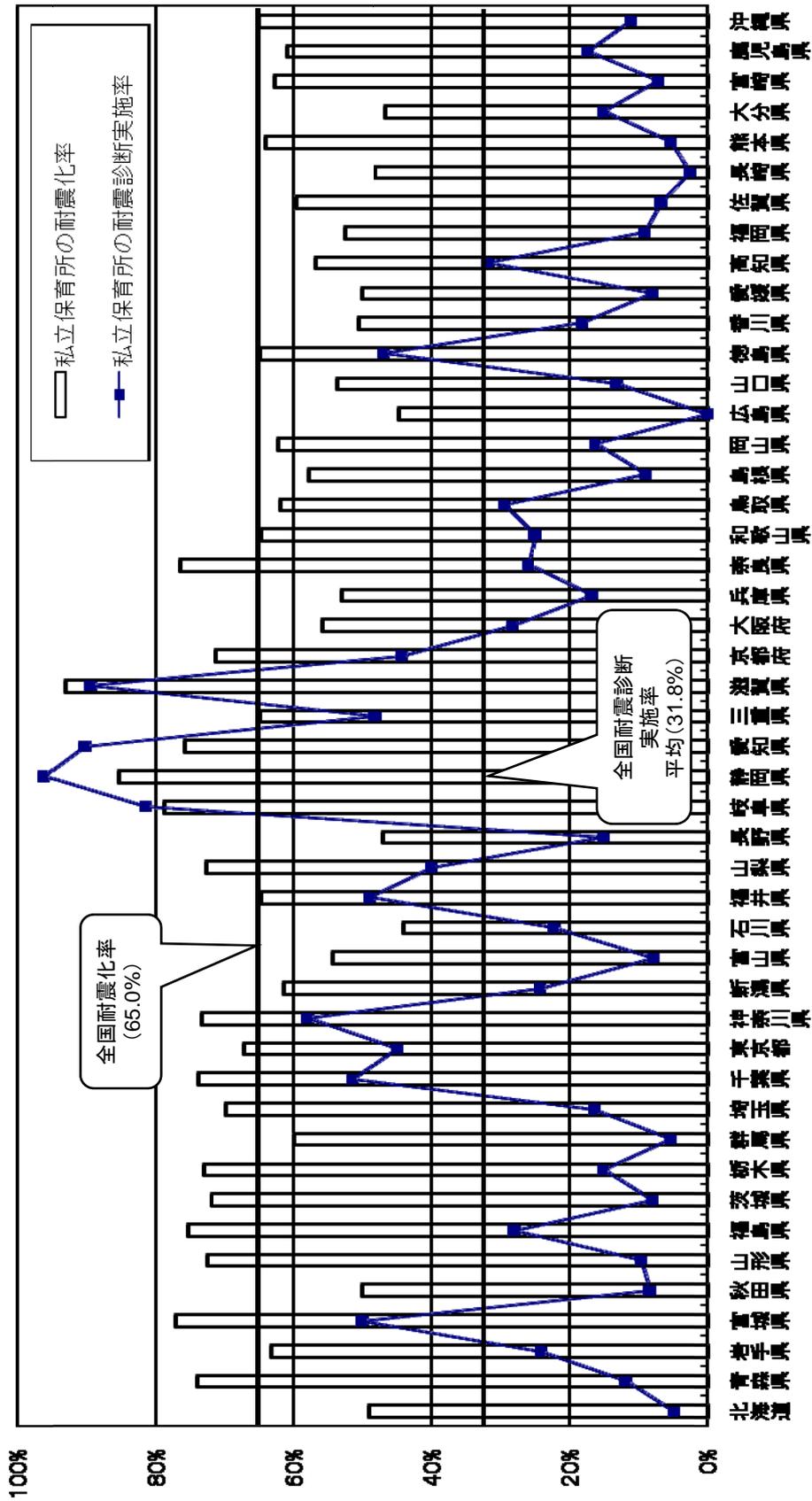
平成21年4月1日





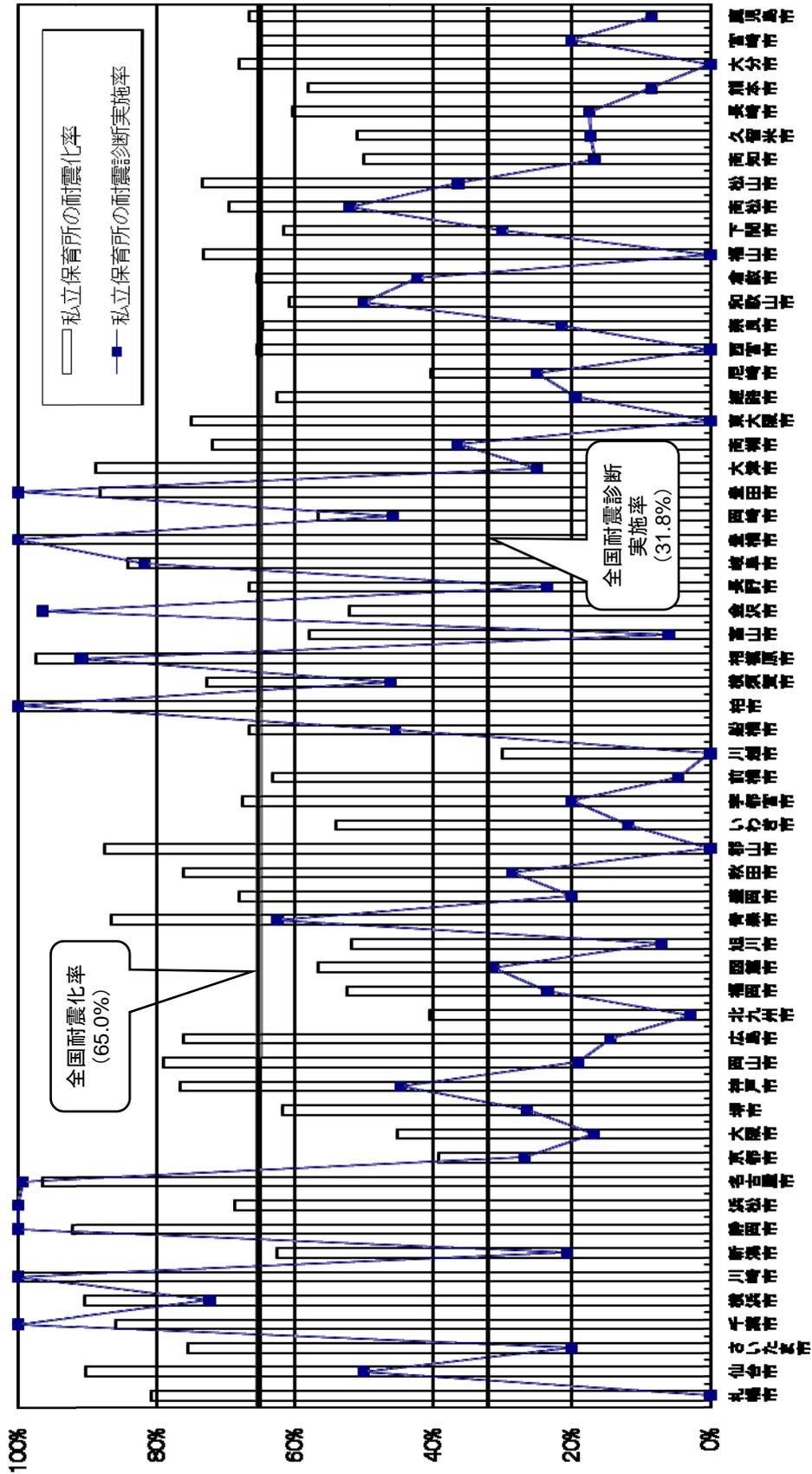
私立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成21年4月1日



私立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成21年4月1日



都道府県・指定都市・中核市別特別保育実施状況

① 延長保育促進事業

Table with 4 columns: Prefecture/City, Public, Private, Total. Lists 47 prefectures and cities with their respective counts for the extension childcare promotion project.

② 一時保育促進事業

Table with 4 columns: Prefecture/City, Public, Private, Total. Lists 47 prefectures and cities with their respective counts for the temporary childcare promotion project.

③ 特定保育事業

Table with 4 columns: Prefecture/City, Public, Private, Total. Lists 47 prefectures and cities with their respective counts for the designated childcare project.

(注1)実施か所数は平成20年度交付決定ベースである。(ただし、延長保育(公立分)については、保育課調べ)

(注2)都道府県の実施か所数は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る数値を除いたものである。

④ 休日保育事業

	実施か所数		計
	公 営	民 営	
北海道	3	11	14
青森県	1	62	63
岩手県	0	25	25
宮城県	1	1	2
秋田県	1	12	13
山形県	0	7	7
福島県	0	4	4
茨城県	0	49	49
栃木県	2	20	22
群馬県	1	17	18
埼玉県	0	19	19
千葉県	0	15	15
東京都	5	42	47
神奈川県	2	10	12
新潟県	3	9	12
富山県	0	18	18
石川県	2	18	20
福井県	1	9	10
山梨県	0	3	3
長野県	17	5	22
岐阜県	1	2	3
静岡県	7	15	22
愛知県	5	11	16
三重県	4	5	9
滋賀県	1	13	14
京都府	1	3	4
大阪府	1	19	20
兵庫県	0	15	15
奈良県	0	2	2
和歌山県	1	3	4
鳥取県	2	4	6
島根県	1	25	26
岡山県	1	5	6
広島県	0	2	2
山口県	3	7	10
徳島県	0	4	4
香川県	1	4	5
愛媛県	0	3	3
高知県	0	1	1
福岡県	3	9	12
佐賀県	2	9	11
長崎県	1	31	32
熊本県	1	25	26
大分県	0	11	11
宮崎県	0	13	13
鹿児島県	0	17	17
沖縄県	0	4	4
札幌市	2	0	2
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	5	5
千葉市	0	3	3
横浜市	0	9	9
川崎市	0	6	6
新潟市	0	4	4
静岡市	0	0	0
浜松市	0	3	3
名古屋市	0	8	8
京都市	1	2	3
大阪市	14	7	21
堺市	0	3	3
神戸市	0	1	1
広島市	0	2	2
北九州市	0	7	7
福岡市	0	5	5
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	15	15
盛岡市	0	7	7
秋田市	0	4	4
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
川崎市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
相模原市	0	2	2
富山市	0	19	19
金沢市	0	7	7
長野市	1	2	3
岐阜市	0	0	0
豊橋市	1	0	1
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
奈良市	0	2	2
和歌山市	0	0	0
岡山市	0	9	9
倉敷市	0	6	6
福山市	1	2	3
下関市	1	2	3
高松市	0	3	3
松山市	0	9	9
高知市	0	0	0
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	25	25
鹿児島市	0	6	6
合 計	99	828	927

⑤ 夜間保育所の設置状況

	実施か所数		計
	公 営	民 営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	3	3
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	2	2
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	1	1
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	1	1
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
川崎市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
相模原市	0	1	1
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
岡山市	0	1	1
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
合 計	0	77	77

(注) 夜間保育所の設置状況は平成21年4月1日現在である。

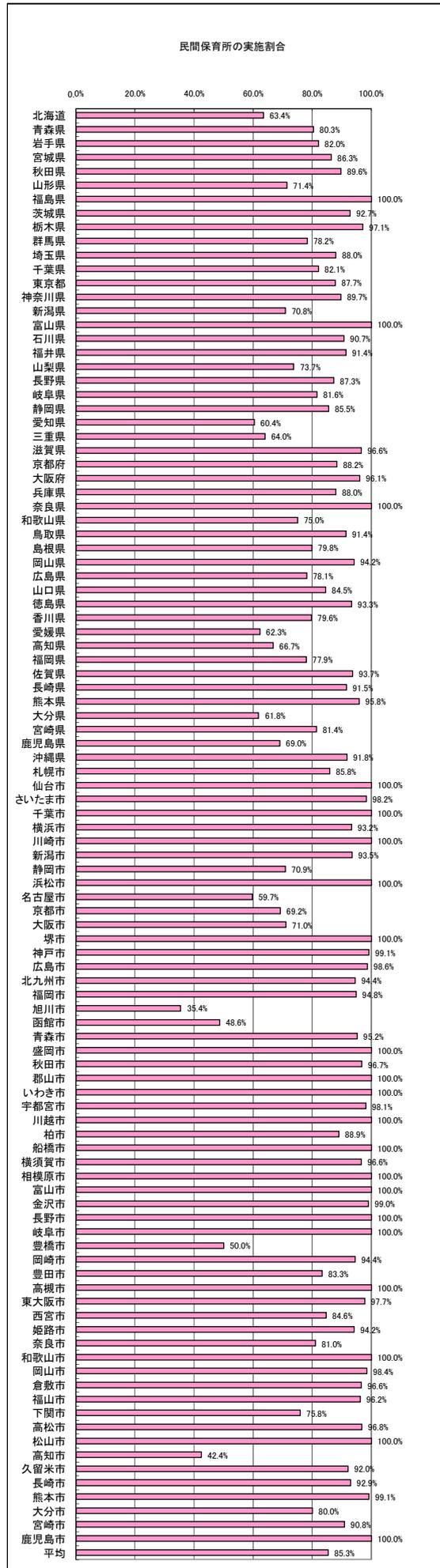
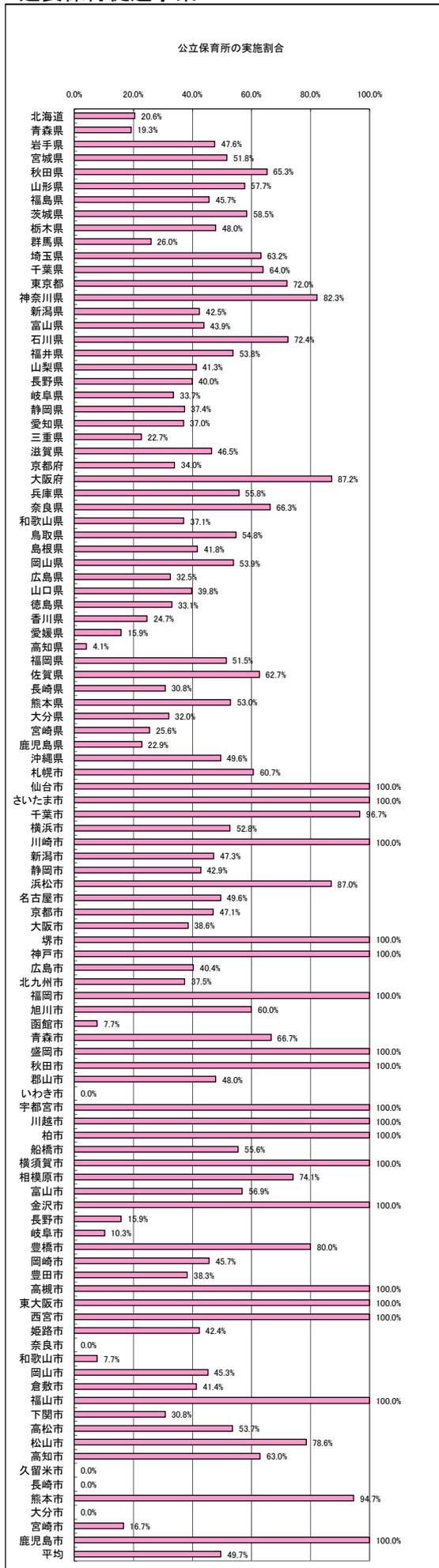
⑥ 病児・病後児保育事業

	実施か所数			計
	病児対応型	病後児対応型	体弱不良児対応型	
北海道	0	7	1	8
青森県	3	4	0	7
岩手県	0	5	19	24
宮城県	0	0	0	0
秋田県	7	8	10	25
山形県	1	3	18	22
福島県	0	3	2	5
茨城県	3	22	23	48
栃木県	1	13	13	27
群馬県	0	9	20	29
埼玉県	6	16	2	24
千葉県	7	17	22	46
東京都	22	61	11	94
神奈川県	1	6	1	8
新潟県	1	9	0	10
富山県	1	8	11	20
石川県	3	19	12	34
福井県	12	16	0	28
山梨県	2	4	10	16
長野県	6	9	1	16
岐阜県	1	7	0	8
静岡県	3	28	3	34
愛知県	7	11	0	18
三重県	7	2	0	9
滋賀県	3	6	5	14
京都府	4	7	7	18
大阪府	9	24	61	94
兵庫県	5	8	8	21
奈良県	1	4	10	15
和歌山県	1	3	1	5
鳥取県	4	12	0	16
島根県	5	10	2	17
岡山県	2	6	16	24
広島県	5	6	2	13
山口県	15	0	0	15
徳島県	4	4	3	11
香川県	4	1	0	5
愛媛県	6	1	1	8
高知県	0	4	1	5
福岡県	9	12	0	21
佐賀県	0	5	0	5
長崎県	4	7	7	18
熊本県	5	6	0	11
大分県	0	6	0	6
宮崎県	2	8	0	10
鹿児島県	6	3	0	9
沖縄県	6	6	0	12
札幌市	0	0	0	0
仙台市	4	0	0	4
さいたま市	4	0	0	4
千葉市	7	0	0	7
横浜市	10	5	0	15
川崎市	0	2	0	2
新潟市	3	0	0	3
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	6	0	6
名古屋市	4	2	0	6
京都市	0	5	0	5
大阪市	8	20	0	28
堺市	0	1	0	1
神戸市	6	1	0	7
広島市	7	0	0	7
北九州市	9	0	0	9
福岡市	10	1	0	11
旭川市	0	1	0	1
函館市	0	1	0	1
青森市	0	0	0	0
盛岡市	0	3	0	3
秋田市	0	2	2	4
郡山市	0	2	0	2
いわき市	0	2	0	2
宇都宮市	1	2	0	3
川崎市	1	0	0	1
柏市	0	0	0	0
船橋市	2	1	0	3
横須賀市	1	0	0	1
相模原市	0	1	0	1
富山市	3	0	11	14
金沢市	5	0	3	8
長野市	0	1	0	1
岐阜市	4	0	0	4
豊橋市	1	1	0	2
岡崎市	0	2	0	2
豊田市	2	1	0	3
高槻市	0	1	0	1
東大阪市	2	2	0	4
西宮市	0	1	0	1
姫路市	0	4	0	4
奈良市	0	1	0	1
和歌山市	0	0	0	0
岡山市	5	0	0	5
倉敷市	4	0	0	4
福山市	4	0	0	4
下関市	3	0	0	3
高松市	3	1	0	4
松山市	2	0	0	2
高知市	0	3	0	3
久留米市	2	0	0	2
長崎市	0	4	0	4
熊本市	0	4	0	4
大分市	4	0	0	4
宮崎市	2	3	0	5
鹿児島市	5	0	0	5
合 計	322	523	319	1,164

(注) 派遣型を除く。

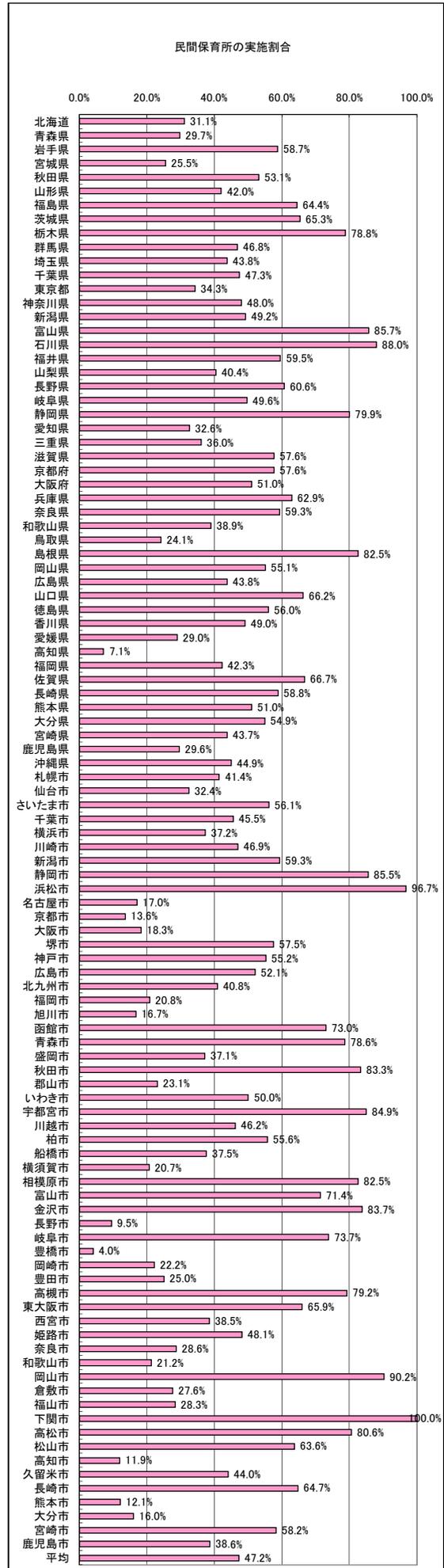
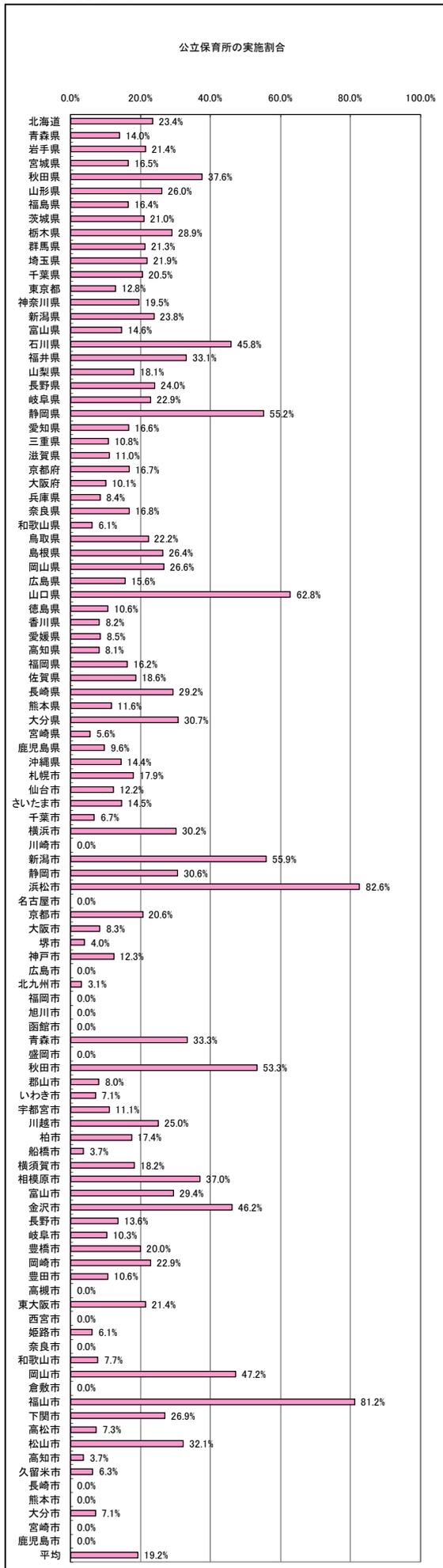
都道府県・指定都市・中核市別×公民別特別保育実施保育所の割合

1. 延長保育促進事業

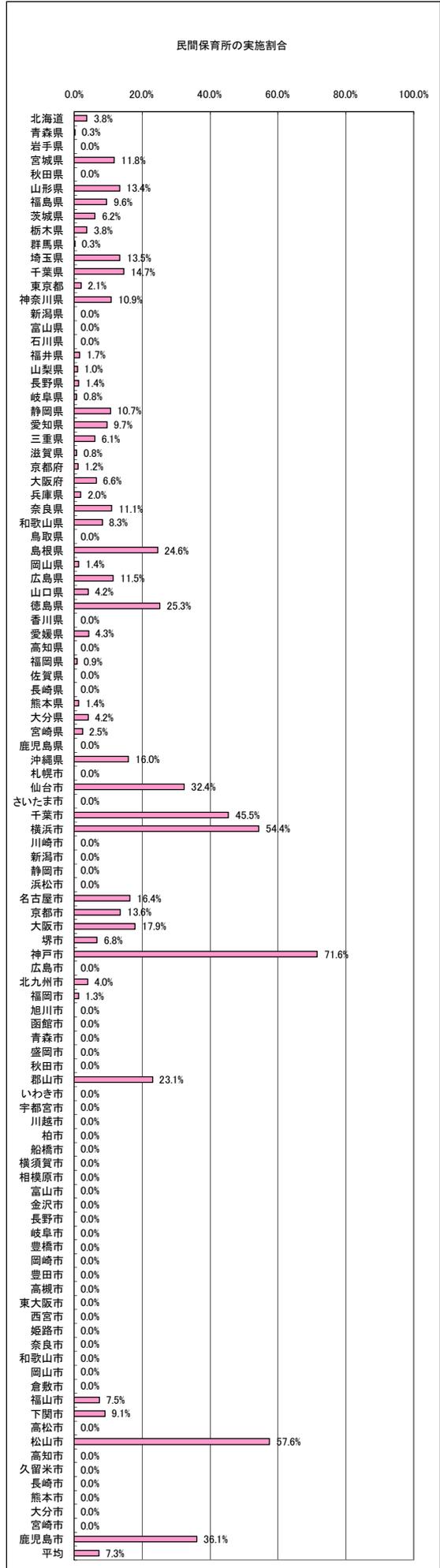
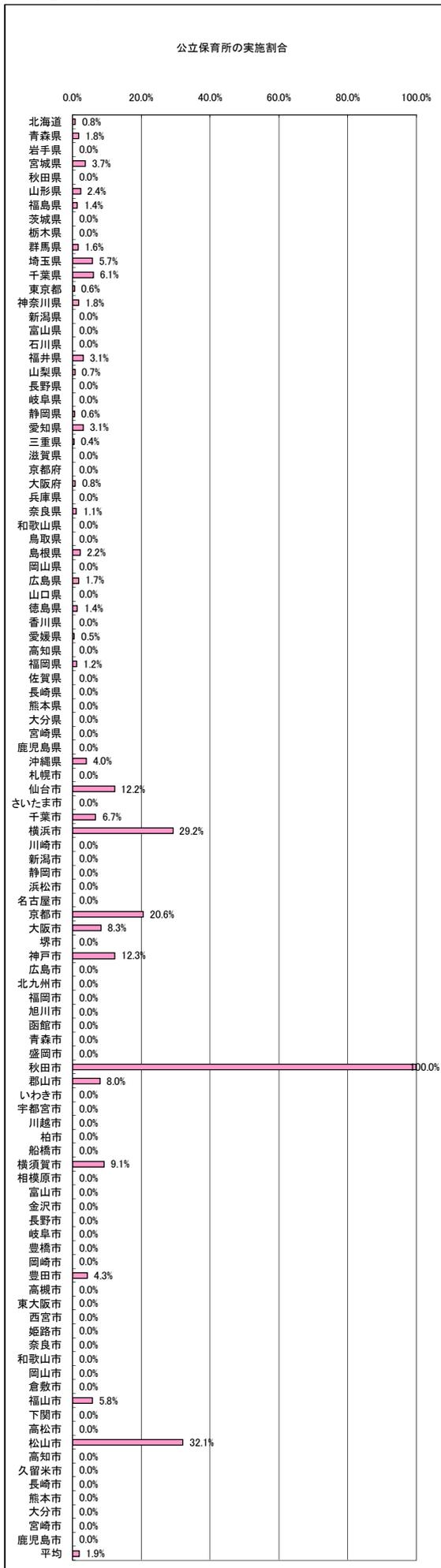


※ 実施割合 = 実施保育所数(H20年度) / 全保育所数(H21.3現在)

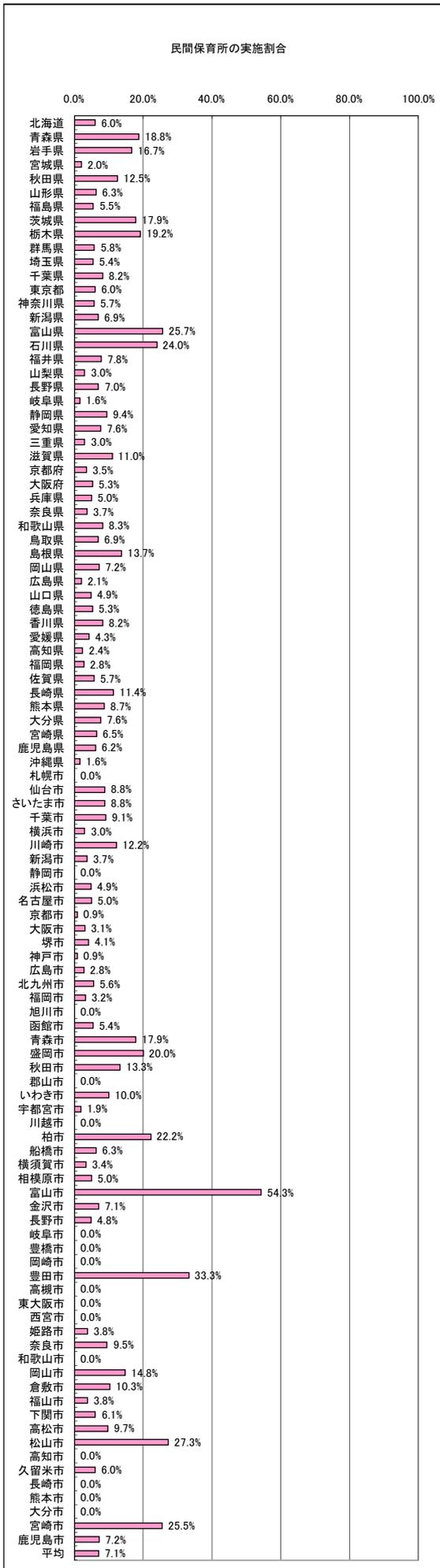
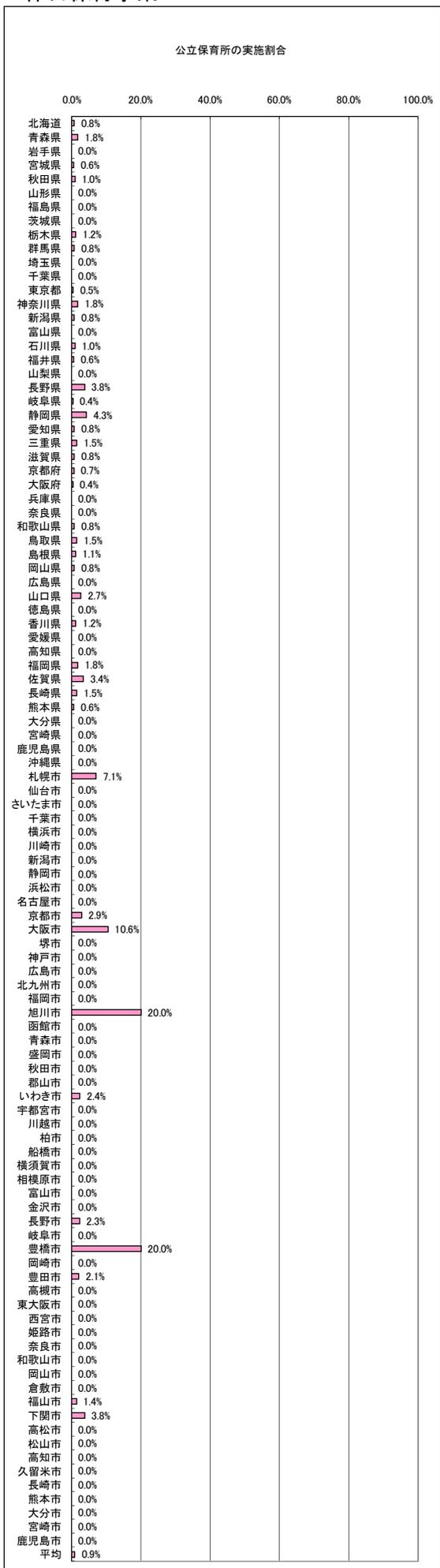
## 2. 一時保育事業



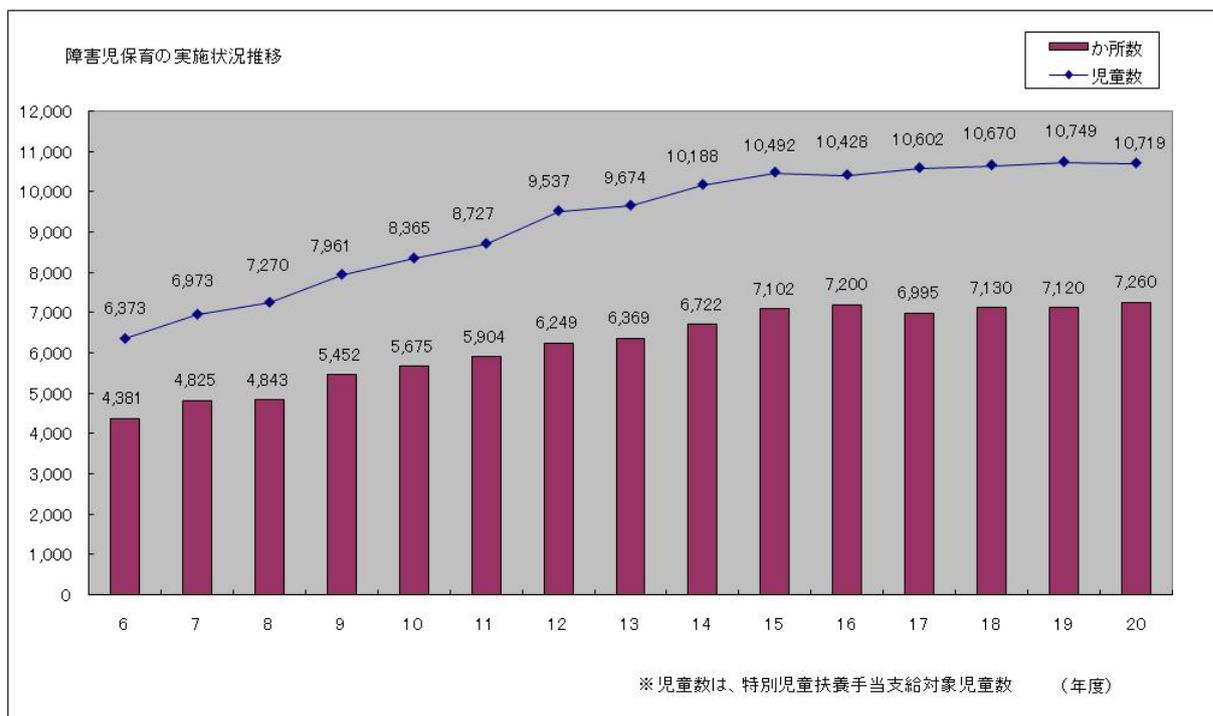
### 3. 特定保育事業



#### 4. 休日保育事業



## 障害児保育の実施状況について



	実施か所数	受入れ児童数(人)
平成19年度	7,120 (-10)	10,749 (+79)
平成20年度	7,260 (+140)	10,719 (-30)

※( )は対前年度増減数

### 【実施か所数】

平成20年度の障害児保育の実施か所数は7,260か所で、前年から140か所(2.0%)の増。

### 【対象児童数】

平成20年度の障害児保育対象児童数は10,719人で、前年から30人(0.3%)の減。

## [母子保健課關係]



## 1. 妊婦健康診査等について

妊婦健康診査については、必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算（790億円）において、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助（1/2）と地方財政措置（1/2）により支援を行っているところである。

平成21年4月における公費負担の状況について調査を行ったところ、公費負担回数の全国平均は13.96回であった（平成20年4月時点では5.5回）。（関連資料1）平成22年4月時点の状況については、近日中に調査を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度以降の対応については、妊婦健診が適切に実施されるよう、実施主体である市区町村における妊婦健診の実施・定着状況を踏まえつつ、今後、検討することとしているが、各自治体におかれては、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

また、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

○すこやかな妊娠と出産のために

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

さらに、B型肝炎母子感染防止については、「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について（平成16年4月27日雇児母発第0427001号）」等によりお願いしているところであるが、引き続き各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしたい。

## 2. 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引き続き一層の充実が求められているところである。

このため、体外受精及び顕微授精を対象に高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施し、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しているところである。平成21年度第1次補正予算において、給付額を1回当たり10万円から15万円に引き上げるとともに、不妊治療に関する啓発や広報に関する予算を計上したところであるが、平成22年度予算（案）においては給付実績等を勘案し、事業の継続実施に必要な予算を計上したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取り組みをお願いする。

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

## 3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応障害、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うものである。平成21年度は、11都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成21年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

なお、平成23年度以降の対応については、本モデル事業の結果等を踏まえ、今後、検討することとしている。

#### 4. 健やかな妊娠等サポート事業について

健やかな妊娠等サポート事業(旧：健やかな妊娠・出産等サポート事業)については、小児科医療・産科医療の体制整備のための都道府県における女性医師の労働環境整備の取組及び妊娠・出産の安全・安心の確保を目的とする助産師等を活用した、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組に必要な経費の補助を行ってきたところであるが、行政刷新会議において決定された「事務事業の横断的見直し」を踏まえ、平成21年度をもって廃止することとしたので、御了知願いたい。

なお、妊娠期からの支援体制に関する取組については、引き続き、実施することとしている。(別冊 交付要綱、実施要綱等 参照)

#### 5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標(値)を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれ

の立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成22年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

### **(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について**

21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」については、平成22年度で開始から10年目を迎え、平成21年3月から、厚生労働省において、「『健やか親子21』の評価等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、その取組について検討を進めているところである。

「健やか親子21」は、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけだけでなく、次世代育成支援対策の一環としての位置づけも有しており、第1回検討会において、「健やか親子21」は、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画とともに、一体的に推進することが効果的であるとの結論に達し、平成22年度までの「健やか親子21」の実施期間を4年間延長し、平成26年度までとしたところである。

この検討会では、平成21年度内に、国民運動計画の実施状況の評価、今後5年間の重点取組等について検討を行い、報告書を取りまとめて、ホームページで公表する等、周知を図る予定である。各自治体におかれては、母子保健に関する計画策定及び見直しの際に、当該報告書を参考にするなどして、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

### **(2) 健やか親子21全国大会について**

今年度の全国大会は、「育てよう親のちから！ こどもの未来！！～私たちが今できる一歩を踏み出そう～」をテーマに静岡県で開催された。来年度は、「笑顔あふれる家族・地域！！～今、できること、すべきこと～（仮）」をテーマとして、平成22年11月10日（水）～12日（金）に、埼玉県において開催される予定である。

### **(3) マタニティマークについて**

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促す

ため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成21年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、取組を始めた市区町村が平成20年度よりも増加していた。

しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もあることから、国においても啓発に積極的に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いする。(関連資料2)

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

## 6. 児童福祉施設における食事の提供等について

### (1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について

日本人の食事摂取基準については、昨年6月に、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」を策定し、報告書としてとりまとめられたところである。この「日本人の食事摂取基準(2010年版)」は、平成22年度から使用するものであり、本年3月末に告示として示すこととされている。この告示に合わせて、児童福祉施設における食事の提供に当たっての食事摂取基準の活用に関する通知を発出することとしており、適切な運用及び関係者等への周知・普及啓発をお願いする。

### (2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド(仮称)」について

児童福祉施設における食事は子どもの健全な発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。

食事摂取基準の改定を受けて、昨年9月からは、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、「児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会」において、具体的な食事計画の作成や評価など食事摂取基準もふまえた栄養管理の手法について、検

討を行っており、今年度中にガイドとしてとりまとめを行うこととしているので、適切な運用及び関係者等への周知・普及啓発をお願いします。

## **7. 乳幼児身体発育調査の実施について**

全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、平成22年度予算案において、乳幼児身体発育調査（10年周期の調査）を実施することとしている。前回調査どおり9月に調査を実施する予定であり、事前に乳幼児身体発育調査説明会を開催することとしている。調査にあたっては御協力をお願いします。（関連資料4）

## [母子保健課 関連資料]



妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成21年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	10	0.6%
20回	1	0.1%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	4	0.2%
15回	52	2.9%
14回	1,707	94.8%
13回	1	0.1%
12回	0	0.0%
11回	0	0.0%
10回	16	0.9%
9回	0	0.0%
8回	0	0.0%
7回	0	0.0%
6回	2	0.1%
5回	5	0.3%
4回	0	0.0%
3回	1	0.1%
合計	1,800	100.0%

全国平均（回） 13.96  
（無制限を除く）

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
北海道	179	1	87,712
青森県	40	0	100,286
岩手県	35	0	73,996
宮城県	33	3	99,986
秋田県	25	0	88,000
山形県	35	0	75,000
福島県	59	0	78,793
茨城県	44	0	95,397
栃木県	30	0	73,000
群馬県	38	0	85,640
埼玉県	70	0	77,725
千葉県	56	0	89,545
東京都	62	0	79,740
神奈川県	33	0	61,295
新潟県	31	0	98,050（注）
富山県	15	0	85,360
石川県	19	0	90,270
福井県	17	0	93,200
山梨県	28	0	84,214
長野県	80	0	88,095（注）
岐阜県	42	0	78,707
静岡県	37	0	89,892
愛知県	61	0	91,216
三重県	29	0	81,916

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
滋賀県	26	0	94,125
京都府	26	0	86,840
大阪府	29	14	39,813
兵庫県	41	0	76,932
奈良県	39	0	80,141
和歌山県	30	0	91,757
鳥取県	19	0	84,780
島根県	21	0	99,906
岡山県	27	0	93,940
広島県	23	0	87,593
山口県	20	0	111,127
徳島県	24	0	108,130
香川県	17	0	70,500
愛媛県	20	0	60,635
高知県	34	0	94,000
福岡県	59	7	89,833
佐賀県	20	0	92,500
長崎県	23	0	98,000
熊本県	47	0	93,600
大分県	18	0	72,440（注）
宮崎県	28	0	80,808
鹿児島県	45	0	94,300
沖縄県	41	0	94,710
合計	1,775	25	85,759（注）

（注）公費負担額が明示されていない市区町村は除く

## マタニティマークについて

### 1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子 21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子 21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

#### ○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

### 2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



### 3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取り組みへの協力を依頼している。

# マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成21年8月末現在

## 1 マタニティマークに関する広報物やグッズの作成・購入状況

ポスターやリーフレットを用いた「マタニティマークをとおした妊産婦にやさしい環境づくり」に関する広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの作成・購入に関する市区町村事業の実施状況

		平成20年度(実績)		平成21年度(予定含む)	
		実施している市区町村数	作成・購入数	実施している市区町村数	作成・購入数
一般啓発用	啓発用ポスター	80	10,626	69	8,750
	啓発用リーフレット	59	60,369	61	45,036
	啓発用シール・ステッカー・マグネット	59	77,037	50	28,578
	啓発に関するその他の取組	501		445	
妊産婦個人用	妊産婦が服や持ち物につけるマーク入りグッズ(キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	594	674,681	635	744,210
	妊産婦が使用するマーク入りシール・ステッカー・マグネット	222	183,430	260	181,305
	妊産婦個人用グッズその他の取組	262		307	
	(再掲)上記のうちいずれかの方法で、妊産婦個人用グッズを作成・購入している市区町村の実数	881		956	

## 2 マタニティマーク入りグッズの配付状況

平成21年度の市区町村の事業として、妊産婦個人用グッズを作成・購入している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳交付と同時配付	母親・両親学級で配付	その他の方法	合計
原則として全員	855	1	3	859
希望者のみ	63	4	5	72
その他	16	5	4	25
合計	934	10	12	956

## 3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先駐車できるスペースの設置
- 市営バス、市営鉄道における妊産婦への優先的な席確保に関する啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明
- 広報誌、役所ホームページ、公民館の掲示板、市民向け健康カレンダー等を用いた普及啓発
- 団体等から寄付されたマタニティマーク入りグッズの配付

## 4 都道府県における取組例

- 一括してマタニティマーク入りグッズを購入し、市町村が活用できるように市町村に配布
- 大型店舗や公共的施設に妊婦用駐車スペースの設置依頼をし、当該スペースにマタニティマークを表示
- 連絡用封筒にマタニティマークを印刷
- ラッピングバスにマタニティマークを表示

5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成21年度において、「1\_作成・購入して配付中」53.1%、「2\_平成22年度は作成・購入を検討中」4.7%、「3\_以前に作成・購入した在庫を配付中」3.4%、「4\_団体等からゆずりうけたグッズを活用」19.7%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している又は今後作成・購入を検討している市区町村は81.0%(1,457か所)になる。

都道府県名	回答市区町村数	平成20年度 作成・購入して配付	平成21年度 (最も当てはまるものを1つ回答。ただし、1を優先して回答。 2~8の複数に当てはまる場合は2を優先、重複回答なし)								
			1_作成・購入して配付中	「1_作成・購入して配付中」ではない理由や今後の予定							
		2_平成22年度は作成・購入を検討中		3_以前に作成・購入した在庫を配付中	4_団体等からゆずりうけたグッズを活用	5_必要だが財政的に困難	6_活用の場が少なく要望もない	7_グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	8_その他		
北海道	179	54	59	5	7	54	9	35	3	7	
青森県	40	15	16	2	2	11	7	2	0	0	
岩手県	35	16	19	0	2	3	5	6	0	0	
宮城県	36	12	14	3	1	12	1	5	0	0	
秋田県	25	5	5	1	1	7	1	9	0	1	
山形県	35	16	19	3	1	6	4	2	0	0	
福島県	59	21	24	5	0	13	7	9	0	1	
茨城県	44	25	29	5	1	6	2	1	0	0	
栃木県	30	21	25	1	0	1	3	0	0	0	
群馬県	38	21	23	0	1	11	1	2	0	0	
埼玉県	70	57	60	2	2	5	1	0	0	0	
千葉県	56	30	34	2	2	11	4	2	0	1	
東京都	62	40	42	1	1	5	3	3	1	6	
神奈川県	33	25	25	0	0	4	3	0	0	1	
新潟県	31	12	16	4	0	5	0	6	0	0	
富山県	15	6	5	0	1	8	1	0	0	0	
石川県	19	4	9	2	1	2	3	2	0	0	
福井県	17	9	8	2	0	4	1	2	0	0	
山梨県	28	17	20	2	0	5	0	1	0	0	
長野県	80	25	29	3	6	27	3	10	0	2	
岐阜県	42	29	31	1	2	6	0	2	0	0	
静岡県	37	24	25	4	0	3	1	3	1	0	
愛知県	61	40	44	2	3	6	3	3	0	0	
三重県	29	16	17	1	2	5	2	2	0	0	
滋賀県	26	26	26	0	0	0	0	0	0	0	
京都府	26	18	20	0	0	3	2	1	0	0	
大阪府	43	32	32	2	1	6	2	0	0	0	
兵庫県	41	27	29	2	0	7	0	2	0	1	
奈良県	39	19	21	1	1	8	3	5	0	0	
和歌山県	30	10	9	2	0	14	3	2	0	0	
鳥取県	19	8	9	3	0	3	0	4	0	0	
島根県	21	8	11	0	3	3	1	2	1	0	
岡山県	27	21	15	1	3	5	1	2	0	0	
広島県	23	12	15	0	1	3	1	1	0	2	
山口県	20	8	11	0	1	4	2	2	0	0	
徳島県	24	11	11	1	2	3	1	4	0	2	
香川県	17	12	14	0	1	0	1	1	0	0	
愛媛県	20	12	12	2	1	3	1	0	1	0	
高知県	34	8	8	5	2	8	3	5	0	3	
福岡県	66	31	29	3	3	15	11	3	0	2	
佐賀県	20	11	12	1	0	5	1	1	0	0	
長崎県	23	12	11	0	0	6	6	0	0	0	
熊本県	47	15	18	6	0	11	1	4	6	1	
大分県	18	8	6	1	2	2	4	1	0	2	
宮崎県	28	9	11	0	2	9	3	3	0	0	
鹿児島県	45	15	17	3	1	9	5	8	1	1	
沖縄県	41	8	11	1	1	8	11	6	2	1	
合計	1,799	881	956	85	61	355	128	164	16	34	
				1,457				342			
%	100.0%	49.0%	53.1%	4.7%	3.4%	19.7%	7.1%	9.1%	0.9%	1.9%	
	-	-		81.0%				19.0%			
				100.0%							

<参考> マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に取り組んでいる市区町村数の推移

平成20年8月末時点の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズを市区町村の事業として作成・購入し配付している市区町村数の推移は、平成18年度199か所(10.9%)、平成19年度581か所(32.1%)、平成20年度881か所(49.0%)、平成21年度956か所(53.1%)となっている。

都道府県名	平成20年8月末時点調査		平成21年8月末時点調査		
	回答市区町村数	平成19年度作成・購入して配付	回答市区町村数	平成20年度作成・購入して配付	平成21年度作成・購入して配付中
北海道	180	28	179	54	59
青森県	40	4	40	15	16
岩手県	35	9	35	16	19
宮城県	36	10	36	12	14
秋田県	25	2	25	5	5
山形県	35	6	35	16	19
福島県	59	12	59	21	24
茨城県	44	19	44	25	29
栃木県	31	11	30	21	25
群馬県	38	11	38	21	23
埼玉県	70	47	70	57	60
千葉県	56	25	56	30	34
東京都	62	35	62	40	42
神奈川県	33	21	33	25	25
新潟県	31	7	31	12	16
富山県	15	8	15	6	5
石川県	19	5	19	4	9
福井県	17	4	17	9	8
山梨県	28	9	28	17	20
長野県	81	16	80	25	29
岐阜県	42	16	42	29	31
静岡県	41	18	37	24	25
愛知県	61	40	61	40	44
三重県	29	10	29	16	17
滋賀県	26	9	26	26	26
京都府	26	9	26	18	20
大阪府	43	26	43	32	32
兵庫県	41	13	41	27	29
奈良県	39	12	39	19	21
和歌山県	30	3	30	10	9
鳥取県	19	4	19	8	9
島根県	21	7	21	8	11
岡山県	27	12	27	21	15
広島県	23	10	23	12	15
山口県	20	8	20	8	11
徳島県	24	3	24	11	11
香川県	17	8	17	12	14
愛媛県	20	7	20	12	12
高知県	34	5	34	8	8
福岡県	66	19	66	31	29
佐賀県	20	12	20	11	12
長崎県	23	3	23	12	11
熊本県	48	8	47	15	18
大分県	18	6	18	8	6
宮崎県	30	8	28	9	11
鹿児島県	46	14	45	15	17
沖縄県	41	2	41	8	11
合計	1,810	581	1,799	881	956
%	100.0%	32.1%	100.0%	49.0%	53.1%

# 食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

## 取組の方向性

### 食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

- 妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実 ○保育所等における食育の推進
- 子ども・子育てビジョン(「食育」の普及促進に関する目標)
- 食育に関心を持っている国民の割合 90%以上
- 食育の推進について取組をしている市町村の割合 100%
- 「健やか親子21」における目標
- 保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 92.9%)

子どもの頃から健全な食習慣の形成が生活習慣病対策の観点からも重要

健やか生活習慣  
国民運動  
平成20年度～

関係団体の推薦  
取組事例の提供等

## 現状の取組

- 自治体における取組  
自治体における取組の推進(次世代育成支援対策交付金)  
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施
- 保育所における取組  
保育所保育指針の改定(食育についても明記)  
保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月)
- 民間企業等の取組  
幼児のための食環境づくり

普及啓発

## ◎取組内容の充実・実践の促進が必要

- (子どもの健全育成の観点からの取組の充実)
- 取組事例の収集・分析→公表
- 食環境づくりに関する普及啓発

## ◎科学的根拠の整理

- 妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及びその活用に関する検討  
(平成20年度)基準づくり(分科会設置)
- (平成21年度)児童福祉施設における食事の提供ガイドの作成  
食事摂取基準の改定に伴う関連通知の発出
- 乳幼児身体発育調査の実施(平成22年度)

## ガイドラインの策定

- 食から始まる健やかガイド(平成16年2月)
- 妊産婦のための食生活指針(平成18年2月)
- 授乳・離乳の支援ガイド(平成19年3月)

基盤整備

# 乳幼児身体発育調査の実施

## 乳幼児身体発育調査

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資することを目的として実施

22年度

乳幼児身体発育調査専門委員会  
調査の実施に当たり、調査項目、調査方法、解析方法等について、専門的な観点から検討

乳幼児身体発育調査  
一般調査・病院調査の実施

集計・解析

結果の活用

- ・身体発育曲線(身長、体重、胸囲、頭囲)の作成
- ・運動・言語機能通過率曲線の作成
- ・妊娠中の状況と児の体位等の検討 等

- ✓ 母子健康手帳の身体発育曲線に反映
- ✓ 乳幼児健診時の基準として活用
- ✓ 保健指導の現場で活用 等

(資料4)

## 母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況

平成21年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠・出産等サポート事業		妊産婦ケアセンター運営事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制構築事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業	
001	北海道	○	○		○	旭川医科大学医学部附属病院	○			
002	青森県	○	○	○	○	弘前大学医学部附属病院	○			
003	岩手県	○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○	○	
004	宮城県			○	○	東北大学病院	○	○	○	
005	秋田県				○	秋田大学医学部附属病院	○			
006	山形県	○	○	○	○	山形大学医学部附属病院	○			
007	福島県	○					○			
008	茨城県	○			○	三の丸庁舎、県南生涯学習センター	○			
009	栃木県	○	○	○	○	パルティとちぎ男女共同参画センター	○			
010	群馬県				○	(財)群馬県健康づくり財団	○			
011	埼玉県	○		○	○	埼玉医科大学総合医療センター 川口総合文化センター	○			
012	千葉県	○	○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○			
013	東京都	○	○		○	(社)日本家族計画協会	○		○	
014	神奈川県	○		○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○	○		
015	新潟県		○	○	○	新潟大学医学部総合病院	○			
016	富山県	○	○	○	○	富山県立中央病院	○			
017	石川県	○		○	○	石川県不妊相談センター	○		○	
018	福井県				○	福井県看護協会会館、福井大学医学部附属病院、国立病院機構福井病院	○			
019	山梨県	○	○		○	県民情報プラザ	○			
020	長野県				○	看護総合センターながの	○	○		
021	岐阜県				○	岐阜保健所、岐阜県県民ふれあい会館	○			
022	静岡県	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○			
023	愛知県		○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○			
024	三重県	○			○	三重県立看護大学	○		○	
025	滋賀県	○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○		○	
026	京都府	○			○	京都府立医科大学附属病院	○			
027	大阪府	○	○		○	ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)	○	○	○	
028	兵庫県	○	○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○			
029	奈良県	○	○	○	○	奈良県健康づくりセンター	○		○	
030	和歌山県	○	○		○	岩出保健所、田辺保健所	○			
031	鳥取県	○	○	○	○	鳥取県立中央病院	○			
032	島根県	○		○	○	島根県立中央病院	○			
033	岡山県	○			○	岡山大学病院	○			
034	広島県	○			○	県立広島病院	○		○	
035	山口県	○	○	○	○	山口県立総合医療センター	○		○	
036	徳島県	○	○	○	○	徳島大学病院	○		○	
037	香川県	○	○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○			
038	愛媛県	○	○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○			
039	高知県	○			○	各保健所 (安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)	○		○	
040	福岡県	○	○	○	○	保健福祉環境事務所 (宗像、鞍手、久留米)	○			
041	佐賀県	○		○	○	佐賀県中部保健福祉事務所	○		○	
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所	○			
043	熊本県	○	○	○	○	熊本県女性相談センター	○		○	
044	大分県				○	大分大学医学部附属病院	○		○	
045	宮崎県	○	○	○	○	各保健所 (中央、都城、延岡)	○			
046	鹿児島県				○	鹿児島大学病院	○		○	
047	沖縄県	○	○		○	沖縄県不妊専門相談センター	○		○	
小計	11	32	25	30	46		47	5	17	0

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠・出産等サポート事業		妊産婦ケアセンター運営事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制構築事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業	
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター	○			
049	仙台市		○	○			○			
050	さいたま市				○	さいたま市保健所	○			
051	千葉市				○	千葉市保健所	○			
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター	○			
053	川崎市	○	○	○	○	川崎市ナーシングセンター	○			
054	新潟市						○			
055	静岡市						○			
056	浜松市						○			
057	名古屋市		○				○			
058	京都市				○	下京保健所、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	○			
059	大阪市	○					○			
060	堺市						○			
061	神戸市						○			
062	岡山市						○			
063	広島市	○	○				○			
064	北九州市				○	小倉北区役所	○			
065	福岡市		○	○	○	博多区保健福祉センター	○			
066	旭川市						○			
067	函館市						○			
068	青森市	○			○	青森市保健所（青森市健康増進センター）	○			
069	盛岡市		○	○			○			
070	秋田市						○			
071	郡山市						○			
072	いわき市	○					○			
073	宇都宮市						○			
074	前橋市						○			
075	川越市				○	埼玉医科大学総合医療センター	○			
076	船橋市				○		○			
077	柏市	○					○			
078	横須賀市						○			
079	相模原市						○			
080	富山市						○			
081	金沢市	○					○			
082	長野市						○			
083	岐阜市						○			
084	豊田市						○			
085	豊橋市						○			
086	岡崎市						○			
087	大津市						○			
088	高槻市						○			
089	東大阪市	○					○			
090	姫路市						○			
091	西宮市						○			
092	尼崎市						○			
093	奈良市	○					○			
094	和歌山市						○			
095	倉敷市						○			
096	福山市						○			
097	下関市						○			
098	高松市						○			
099	松山市	○					○			
100	高知市						○			
101	久留米市	○			○		○			
102	長崎市	○					○			
103	熊本市						○			
104	大分市						○			
105	宮崎市	○					○			
106	鹿児島市						○			
107	小樽市									
108	八王子市									
109	藤沢市									
110	四日市市									
111	呉市									
112	大牟田市									
113	佐世保市									
114	千代田区									
115	中央区									
116	港区									
117	新宿区									
118	文京区									
119	台東区									
120	墨田区									
121	江東区									
122	品川区									
123	目黒区									
124	大田区									
125	世田谷区									
126	渋谷区									
127	中野区									
128	杉並区									
129	豊島区									
130	北区									
131	荒川区									
132	板橋区									
133	練馬区									
134	足立区									
135	葛飾区									
136	江戸川区									
小計		13	6	8	10		59			
合計	11都府県	32都道府県 13市	25都県 6市	30都県 8市	46都道府県 10市		47都道府県 59市	5府県	17都府県	0県

## 未熟児養育医療給付事業の実施状況（平成20年度）

(単位 人)

都道府県	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計	中核市	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計
指定都市	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上		特別区	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上	
1 北海道	82	103	112	107	24	5	26	459	65 旭川	11	8	13	9	7	2	15	65
2 青森	31	29	36	53	28	12	13	202	66 函館	9	11	7	8	0	0	0	35
3 岩手	26	42	34	30	33	17	26	208	67 青森	6	5	12	14	9	1	8	55
4 宮城	39	46	51	48	40	12	20	256	68 盛岡	8	11	11	11	5	2	1	49
5 秋田	10	16	27	25	19	8	26	131	69 秋田	9	20	14	26	34	13	31	147
6 山形	19	19	22	29	20	3	1	113	70 郡山	9	11	11	15	9	4	15	74
7 福島	32	32	31	30	36	15	27	203	71 いわき	6	15	10	11	12	6	2	62
8 茨城	53	92	92	87	26	7	21	378	72 宇都宮	22	21	27	23	5	7	10	115
9 栃木	27	42	61	41	31	12	36	250	73 川越	11	12	10	13	7	3	18	74
10 群馬	25	46	63	47	18	13	74	286	74 船橋	13	19	24	28	8	0	2	94
11 埼玉	145	178	217	201	160	75	339	1,315	75 柏	4	17	15	19	12	0	1	68
12 千葉	80	180	174	173	118	39	25	789	76 横須賀	5	14	15	16	14	8	10	82
13 東京	94	136	128	118	82	37	110	705	77 相模原	29	28	37	31	28	16	15	184
14 神奈川	46	98	87	55	48	45	39	418	78 富山	6	10	14	9	4	5	5	53
15 新潟	40	51	74	53	45	15	30	308	79 金沢	11	24	21	18	13	7	32	126
16 富山	15	26	29	13	11	5	19	118	80 長野	8	11	22	20	5	4	9	79
17 石川	20	20	21	18	13	5	29	126	81 岐阜	7	13	23	11	3	1	12	70
18 福井	24	39	33	28	33	10	30	197	82 豊橋	13	17	16	17	2	3	2	70
19 山梨	22	35	38	42	4	1	1	143	83 豊田	11	14	14	9	6	2	11	67
20 長野	54	69	69	71	44	28	70	405	84 岡崎	12	12	8	14	2	0	3	51
21 岐阜	41	53	69	58	19	7	35	282	85 高槻	16	17	18	13	12	9	17	102
22 静岡	85	121	111	120	41	14	38	530	86 東大阪	5	11	13	13	8	5	10	65
23 愛知	81	132	143	161	87	43	77	724	87 西宮	18	18	16	13	9	4	23	101
24 三重	43	72	60	64	42	16	27	324	88 姫路	16	29	18	26	4	1	0	94
25 滋賀	29	56	48	55	16	9	14	227	89 奈良	10	7	16	13	15	11	32	104
26 京都	52	169	45	37	23	21	22	369	90 和歌山	5	15	14	13	12	1	5	65
27 大阪	110	169	148	137	93	48	165	870	91 岡山	20	26	26	21	13	9	20	135
28 兵庫	41	76	68	88	31	17	21	342	92 倉敷	12	17	19	19	8	6	27	108
29 奈良	34	33	39	53	41	15	109	324	93 福山	12	26	23	21	19	6	40	147
30 和歌山	17	29	33	27	5	2	13	126	94 下関	6	14	15	21	3	3	5	67
31 鳥取	7	29	23	16	5	1	4	85	95 高松	11	19	15	24	18	6	13	106
32 島根	9	16	27	44	10	5	17	128	96 松山	18	12	24	32	7	2	12	107
33 岡山	17	7	10	21	9	4	18	86	97 高知	9	14	18	19	4	0	3	67
34 広島	15	35	38	52	32	10	38	220	98 久留米	19	16	13	24	2	1	1	76
35 山口	37	45	44	60	28	23	77	314	99 長崎	18	24	17	26	6	2	10	103
36 徳島	6	25	30	22	11	2	8	104	100 熊本	19	40	42	56	33	20	41	251
37 香川	12	22	20	19	2	5	14	94	101 大分	6	14	22	26	39	23	38	168
38 愛媛	8	32	33	27	4	2	3	109	102 宮崎	15	31	26	33	13	1	1	120
39 高知	14	15	12	22	3	2	4	72	103 鹿児島	15	33	26	38	44	22	14	192
40 福岡	74	101	128	144	26	12	14	499	小計	460	676	705	773	454	216	514	3,798
41 佐賀	36	32	27	48	4	4	16	167	104 小樽	1	3	2	2	4	1	1	14
42 長崎	28	41	44	33	7	7	26	186	105 八王子	16	21	14	11	7	1	20	90
43 熊本	39	45	45	46	43	13	58	289	106 藤沢	12	12	16	13	16	5	17	91
44 大分	14	26	24	34	21	10	38	167	107 四日市	6	13	18	25	6	3	3	74
45 宮崎	27	32	33	39	27	12	14	184	108 尼崎	12	19	17	20	24	13	21	126
46 鹿児島	36	67	51	71	39	19	27	310	109 呉	10	4	11	19	14	8	6	72
47 沖縄	65	115	121	118	57	12	27	515	110 大牟田	2	3	5	2	0	1	0	13
小計	1,861	2,894	2,873	2,885	1,559	699	1,886	14,657	111 佐世保	5	10	11	15	19	1	10	71
48 札幌	57	72	80	57	8	5	9	288	112 千代田	2	5	0	1	0	0	0	8
49 仙台	54	59	53	52	44	12	19	293	113 中央	0	5	6	3	5	0	2	21
50 さいたま	44	53	67	68	61	26	86	405	114 港	7	9	14	9	5	1	10	55
51 千葉	25	34	40	46	27	3	2	177	115 新宿	5	12	3	9	0	1	9	39
52 横浜	86	176	185	153	120	74	197	991	116 文京	2	4	11	10	2	4	3	36
53 川崎	51	96	98	111	128	71	87	642	117 台東	7	6	3	5	4	1	2	28
54 新潟	9	24	19	23	16	9	27	127	118 墨田	4	6	6	7	2	2	8	35
55 静岡	4	23	32	27	8	5	19	118	119 江東	10	16	17	22	6	0	8	79
56 浜松	20	29	42	36	8	3	8	146	120 品川	8	8	16	22	10	7	36	107
57 名古屋	49	62	72	77	34	12	36	342	121 目黒	4	6	6	8	4	4	5	37
58 京都	46	61	62	61	36	27	89	382	122 大田	18	19	24	29	19	7	34	150
59 大阪	79	87	98	83	47	24	67	485	123 世田谷	16	23	23	29	8	9	18	126
60 堺	22	36	42	24	21	8	39	192	124 渋谷	9	10	5	6	3	0	9	42
61 神戸	42	66	45	85	47	9	74	368	125 中野	9	9	12	3	3	1	10	47
62 広島	24	55	48	51	56	18	57	309	126 杉並	17	18	16	19	13	7	24	114
63 北九州	34	56	47	63	12	6	12	230	127 豊島	4	5	9	9	5	0	0	32
64 福岡	38	66	66	77	15	4	3	269	128 北	6	14	12	8	7	2	8	57
小計	684	1,055	1,096	1,094	688	316	831	5,764	129 荒川	4	8	10	5	3	0	7	37
合計	3,272	5,005	5,055	5,154	2,926	1,332	3,552	26,296	130 板橋	12	11	18	13	5	5	10	74
									131 練馬	16	22	25	25	11	3	17	119
									132 足立	13	31	23	17	7	6	10	107
									133 葛飾	11	25	15	13	3	4	5	76
									134 江戸川	19	23	13	23	10	4	8	100
									小計	267	380	381	402	225	101	321	2,077

※平成20年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。

## 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成20年度)

(単位 人)

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	289	231	25	286	676	76	181	110	69	113	52	2,108
青森県	210	90	22	196	248	14	112	43	49	43	47	1,174
岩手県	182	92	42	168	349	70	92	70	62	39	34	1,200
宮城県	149	97	78	165	429	36	98	60	30	43	33	1,218
秋田県	118	91	11	72	176	38	35	49	28	14	29	661
山形県	171	58	13	88	320	23	78	46	42	32	27	898
福島県	180	131	12	117	342	42	128	47	59	32	28	1,118
茨城県	323	136	20	442	561	64	168	82	81	103	63	2,043
栃木県	195	101	66	287	311	40	94	48	54	102	41	1,339
群馬県	240	123	21	233	404	46	136	58	48	53	45	1,407
埼玉県	752	414	140	921	1,315	182	326	226	203	169	142	4,790
千葉県	453	383	182	630	897	154	242	124	105	216	89	3,475
東京都	984	724	145	1,553	2,009	273	455	352	290	481	215	7,481
神奈川県	334	206	47	341	310	75	306	57	85	77	56	1,894
新潟県	308	133	22	128	399	39	71	48	44	75	58	1,325
富山県	102	41	46	53	214	15	41	18	14	5	12	561
石川県	82	44	8	219	207	48	41	24	18	11	23	725
福井県	102	59	14	79	276	17	40	34	23	24	22	690
山梨県	73	63	40	45	302	23	57	28	23	25	28	707
長野県	292	98	29	142	485	44	102	73	88	49	58	1,460
岐阜県	153	87	11	77	405	34	98	61	41	28	41	1,036
静岡県	286	149	29	210	824	53	114	96	87	59	46	1,953
愛知県	529	689	125	168	737	104	187	256	183	63	86	3,127
三重県	221	104	51	171	558	42	93	55	66	56	51	1,468
滋賀県	182	101	29	352	459	81	83	49	67	88	40	1,531
京都府	202	83	55	277	319	58	92	49	57	50	31	1,273
大阪府	536	407	153	854	1,524	137	252	245	149	283	101	4,641
兵庫県	293	137	45	154	799	72	168	114	83	66	56	1,987
奈良県	160	97	50	341	421	65	52	44	67	62	19	1,378
和歌山県	81	43	9	85	167	28	31	38	20	7	11	520
鳥取県	79	32	10	52	135	22	43	21	14	23	26	457
島根県	92	38	9	75	283	31	32	33	28	19	22	662
岡山県	92	52	5	36	297	20	52	26	24	32	26	662
広島県	162	106	20	192	354	35	63	58	46	56	38	1,130
山口県	126	73	27	96	481	34	71	42	41	31	23	1,045
徳島県	123	125	6	31	157	23	68	27	31	16	11	618
香川県	67	20	11	12	179	8	35	19	16	17	13	397
愛媛県	111	44	11	58	317	28	62	37	36	14	28	746
高知県	41	44	5	44	149	12	25	8	14	5	5	352
福岡県	305	149	45	104	573	78	145	104	103	32	54	1,692
佐賀県	108	58	21	81	226	26	54	41	48	28	27	718
長崎県	169	125	55	196	352	50	103	73	36	61	47	1,267
熊本県	153	73	23	30	370	18	83	54	33	36	28	901
大分県	111	73	8	65	215	35	64	34	37	18	26	686
宮崎県	94	82	21	98	268	27	54	38	22	35	21	760
鹿児島県	137	104	31	175	374	37	86	54	31	46	25	1,100
沖縄県	209	160	44	303	860	70	96	84	65	61	35	2,087
札幌市	194	113	28	142	556	50	114	63	60	86	25	1,431
仙台市	160	75	51	193	392	42	68	66	53	47	31	1,178
さいたま市	143	72	25	169	276	44	59	40	34	25	23	910
千葉市	117	142	46	149	254	36	59	48	50	55	21	977
横濱市	542	269	68	566	668	136	202	102	146	118	106	2,923
新潟市	154	81	13	326	270	37	61	29	110	42	43	1,166
静岡市	109	37	10	32	208	22	57	23	25	50	21	594
岡崎市	88	44	13	66	240	19	28	17	24	19	11	569
浜松市	95	47	7	47	427	11	50	29	22	19	18	772
名古屋市	239	175	16	98	638	40	84	52	97	43	64	1,546
京都市	380	150	72	292	657	89	112	89	123	55	53	2,072
大阪市	268	204	40	350	599	60	119	102	75	114	41	1,972
堺市	159	153	29	258	296	38	55	51	37	82	25	1,183
神戸市	172	94	22	94	337	49	73	51	60	24	31	1,007
広島市	255	111	20	279	423	44	73	57	69	101	38	1,470
北九州市	120	59	8	27	219	21	53	37	41	12	20	617
福岡市	179	102	53	99	355	32	71	77	60	17	43	1,088
旭川市	48	22	8	35	82	8	29	24	12	44	8	320
函館市	21	18	5	11	57	7	13	9	9	5	7	162
青森市	43	14	4	48	68	21	27	10	11	9	6	261
盛岡市	41	26	12	39	80	16	17	15	11	14	8	279
秋田市	67	61	4	32	120	18	16	16	20	6	16	376
山形市	53	22	5	43	85	10	27	14	17	25	6	307
福島市	42	24	1	27	154	18	23	14	10	5	9	327
いわき市	56	36	18	93	106	16	28	10	14	35	11	423
宇都宮市	36	25	4	39	69	5	10	7	6	4	3	208
船橋市	54	56	24	107	153	11	32	39	13	35	7	531
柏市	34	30	12	61	65	20	15	13	9	17	11	287
須賀野市	42	19	2	46	94	14	24	13	11	14	6	285
相模原市	57	72	11	131	111	23	33	23	21	15	17	514
富士宮市	67	34	16	31	122	17	24	11	8	5	4	339
金沢市	53	26	3	134	89	18	23	17	11	6	8	388
長野市	40	22	4	32	103	8	25	14	13	42	9	312
岐阜市	67	30	6	29	142	12	17	18	17	7	17	362
豊橋市	37	28	1	16	88	6	19	15	13	4	9	236
豊田市	59	34	6	27	119	12	23	14	21	10	13	338
岡崎市	38	37	1	28	84	6	33	19	11	5	10	272
高岡市	39	28	13	58	143	13	11	9	9	17	6	346
大津市	64	48	6	65	95	15	24	28	16	21	6	388
姫路市	59	32	2	42	90	12	23	11	16	5	13	305
西宮市	42	21	12	28	115	8	14	18	17	18	5	298
奈良市	39	54	13	107	133	21	14	24	17	16	8	446
和歌山市	31	14	2	45	102	9	20	15	6	5	16	265
岡山市	104	44	7	41	376	11	41	34	22	34	18	732
倉敷市	60	32	10	45	185	16	35	19	20	26	10	458
福山市	58	23	4	118	220	26	30	27	18	41	13	578
下高松市	38	11	7	14	70	4	18	10	4	7	5	188
高松市	56	22	2	9	157	8	22	22	22	14	11	345
松山市	62	21	9	55	180	13	32	21	27	7	9	436
高知市	35	27	3	34	114	8	19	7	17	7	2	273
久米市	39	10	3	12	86	8	19	17	11	4	5	214
長崎市	47	34	16	61	169	8	31	13	9	6	10	404
熊本市	105	63	31	38	270	17	59	40	28	40	24	715
大宮市	75	34	9	55	148	18	40	17	30	15	10	451
鹿嶋市	45	50	11	55	168	6	21	19	13	28	8	424
鹿嶋市	78	43	8	124	241	25	46	13	27	10	17	632
合計	15,766	9,745	2,828	15,704	33,901	3,929	7,424	4,969	4,533	4,535	3,034	106,368

## 都道府県別の主な母子保健指標等（平成20年度）

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成20年		妊産婦死亡率 (出産十萬対) 平成20年		出生率 (人口千対) 平成20年		乳児死亡率 (出生千対) 平成20年		新生児死亡率 (出生千対) 平成20年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成20年				
	%	順位	件数	%	順位	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%	順位	
1北海道	4.7	13	2	4.7	7.4	45	2.4	30	1.2	20	12,785	10.9	1,321	10.6	3
2青森県	4.4	17	-	-	7.3	46	2.1	40	1.1	25	2,712	9.6	267	8.1	19
3岩手県	5.4	3	-	-	7.6	42	3.5	2	1.5	10	3,023	11.5	237	7.4	25
4宮城県	3.9	35	1	4.9	8.5	24	2.1	40	0.9	34	5,344	10.5	452	7.8	20
5秋田県	5.4	3	-	-	6.7	47	2.7	11	1.6	5	1,999	9.8	159	6.6	33
6山形県	5.1	8	-	-	7.8	39	2.3	34	1.4	13	2,052	9.0	145	5.0	44
7福島県	5.3	5	1	5.8	8.3	31	2.7	11	1.2	20	4,934	12.2	465	8.6	15
8茨城県	4.8	11	-	-	8.4	28	2.5	21	1.2	20	4,172	6.8	348	4.8	45
9栃木県	4.3	22	1	5.6	8.7	17	3.5	2	1.4	13	4,102	9.8	389	7.8	20
10群馬県	4.2	26	1	5.7	8.6	19	2.3	34	1.1	25	3,695	8.9	311	6.8	32
11埼玉県	4.3	22	2	3.2	8.6	19	2.7	11	1.1	25	12,499	8.0	1,189	7.0	30
12千葉県	4.0	31	1	1.9	8.7	17	2.5	21	1.1	25	6,857	5.1	674	4.8	45
13東京都	4.3	22	3	2.8	8.4	28	2.5	21	1.1	25	26,593	8.8	1,980	7.1	28
14神奈川県	4.5	14	4	4.9	9.0	8	2.7	11	1.5	10	13,596	6.7	1,271	6.4	36
15新潟県	4.4	17	-	-	7.7	41	2.6	17	1.1	25	4,304	9.2	392	7.1	28
16富山県	4.0	31	-	-	8.0	35	2.9	7	0.9	34	1,903	8.9	158	6.9	31
17石川県	6.1	1	-	-	8.8	14	2.5	21	2.0	1	2,139	8.8	208	7.4	25
18福井県	4.5	14	-	-	8.9	12	2.5	21	1.8	3	1,428	8.8	110	5.2	42
19山梨県	3.2	46	-	-	8.1	33	1.4	46	0.4	46	1,124	6.3	107	5.1	43
20長野県	4.1	27	1	5.4	8.5	24	1.9	43	0.8	40	4,352	10.1	381	7.6	23
21岐阜県	5.0	9	2	11.2	8.5	24	3.3	4	1.9	2	3,452	7.8	302	6.0	40
22静岡県	4.8	11	1	3.0	8.8	14	2.4	30	1.4	13	5,990	7.7	578	6.6	33
23愛知県	4.4	17	5	6.9	9.9	2	2.9	7	1.2	20	12,129	7.4	1,318	7.4	25
24三重県	5.2	7	1	6.3	8.6	19	2.6	17	1.4	13	4,421	11.3	413	9.4	10
25滋賀県	5.3	5	-	-	9.8	3	2.6	17	1.5	10	2,418	7.8	231	6.4	36
26京都府	3.7	40	1	4.5	8.4	28	2.5	21	1.3	19	4,777	8.2	474	7.5	24
27大阪府	4.0	31	2	2.5	9.0	8	2.8	9	1.4	13	17,851	9.0	1,735	8.3	18
28兵庫県	3.6	41	3	6.0	8.9	12	2.4	30	1.0	31	8,544	7.0	816	6.1	38
29奈良県	5.5	2	-	-	7.9	37	2.7	11	1.6	5	1,416	4.6	121	3.5	47
30和歌山県	4.1	27	-	-	7.8	39	2.3	34	0.9	34	1,761	8.7	184	7.7	22
31鳥取県	3.1	47	-	-	8.3	31	2.3	34	0.2	47	1,546	13.2	144	10.3	5
32島根県	3.9	35	-	-	7.9	37	1.9	43	0.9	34	900	6.8	103	6.1	38
33岡山県	4.0	31	-	-	8.8	14	3.2	5	1.6	5	4,362	10.9	422	9.2	13
34広島県	4.1	27	1	3.8	9.0	8	2.7	11	1.0	31	5,983	10.0	648	9.7	9
35山口県	4.4	17	-	-	8.0	35	2.3	34	0.8	40	2,647	9.5	279	9.0	14
36徳島県	4.4	17	-	-	7.5	43	2.5	21	1.4	13	1,479	9.4	126	6.6	33
37香川県	3.9	35	-	-	8.6	19	2.6	17	0.9	34	2,009	10.0	198	8.6	15
38愛媛県	3.9	35	1	8.4	8.1	33	1.4	46	0.6	45	2,979	10.3	330	10.0	6
39高知県	4.5	14	-	-	7.5	43	3.6	1	1.7	4	1,753	11.9	172	10.8	2
40福岡県	4.3	22	-	-	9.3	4	2.2	39	1.2	20	13,853	12.3	1,493	12.1	1
41佐賀県	3.6	41	-	-	9.2	5	2.8	9	0.9	34	2,339	13.4	229	10.4	4
42長崎県	3.4	44	-	-	8.5	24	1.7	45	0.8	40	3,319	11.4	346	9.9	7
43熊本県	3.9	35	-	-	9.1	6	2.4	30	1.0	31	4,860	13.2	442	9.4	10
44大分県	5.0	9	1	9.4	8.6	19	2.5	21	1.6	5	2,765	11.8	270	9.3	12
45宮崎県	4.1	27	2	18.8	9.1	6	3.2	5	1.6	5	2,442	10.8	273	9.8	8
46鹿児島県	3.4	44	1	6.3	9.0	8	2.5	21	0.8	40	4,033	11.7	386	8.4	17
47沖縄県	3.5	43	1	5.8	12.2	1	2.0	42	0.8	40	2,685	8.4	240	5.9	41
全国	4.3		39	3.5	8.7		2.6		1.2		242,326	8.8	22,837	7.6	

注：1）周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2）人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。

## (第2部)

# 子ども手当に関する法律案及び 児童扶養手当法改正法案について

※ [子ども手当について] の資料は別冊



## [児童扶養手当について]



# 児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要等について

## I 改正の趣旨

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講じること。

## II 改正事項

### 1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

#### (1) 支給要件について

- 次に掲げる事項に該当する児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている父を児童扶養手当(以下「手当」という。)の支給対象とする。
  - ① 父母が婚姻を解消した児童
  - ② 母が死亡した児童
  - ③ 母が政令(注1)で定める程度の障害の状態にある児童  
(注1)現行児童扶養手当法第4条第1項第3号(改正後第4条第1項第1号ハ)に定める政令と同じ。
  - ④ 母の生死が明らかでない児童
  - ⑤ その他①から④に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの(注2)  
(注2)現行児童扶養手当法第4条第1項第5号の規定に準じて定める。
  
- なお、今般の児童扶養手当法の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)では、現行制度下における母や養育者に対する手当の受給関係に変更を加えないよう留意し、父に支給する要件として、子を監護していることに加え、「子と生計を同じくする」ことを要件として課している。
  
- その他不支給となる要件について母に対する手当に準じて定める((2)参照)ほか、支給制限(所得制限)、一部支給停止、調査・資料の提供、現況届の提出などについては、現行の母に対する手当と同様とする。

## (2) 支給要件の整理

### ○支給要件（児童の要件）（第4条第1項） ○番号は号番号

①母（監護）	③養育者（養育） ※母が監護しない場合又は母がない場合	③養育者（養育） ※父が監護しない若しくは生計同一でない場合又は父がない場合	②父（監護かつ生計同一）
イ父母が婚姻を解消した児童			
ロ父が死亡した児童		ロ母が死亡した児童	
ハ父が政令で定める程度の障害の状態にある児童		ハ母が第4条第1項第1号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童	
ニ父の生死が明らかでない児童		ニ母の生死が明らかでない児童	
ホ政令で定める児童 （施行令第一条の二） ・父が引き続き1年以上遺棄している児童 ・父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・前号に該当するかどうか明らかでない児童		ホ政令で定める児童 （予定） ・母が引き続き1年以上遺棄している児童 ・母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・その他	

※ 網掛けの部分は現行と同じ部分

### ○不支給要件（児童の要件）（第4条第2項） ○番号は号番号

母に対する手当	養育者に対する手当	父に対する手当
①日本国内に住所を有しないとき		
②父又は母の死亡について公的年金給付が支給できる（全額停止の場合を除く。）と		き
③父又は母の死亡について遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過して		いないとき
④里親に委託されているとき		
⑤父に支給される公的年金給付の加算の対象となっているとき		⑩母に支給される公的年金給付の加算の対象となっているとき
⑥父と生計を同じくしているとき（父が障害の状態にあるときを除く。）		⑪母と生計を同じくしているとき（母が障害の状態にあるときを除く。）
⑦母の配偶者（障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき		⑫父の配偶者（障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき
⑧父の死亡について支給される遺族補償等を受けられる母が監護し、遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき	⑨父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けられる養育者の養育を受け、遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき	⑬母の死亡について支給される遺族補償等を受けられる父が監護し、生計同一で、遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき

※ 網掛けの部分は現行と同じ部分

### (3) 留意点

- 母については、改正前の取扱いと何ら変わることはない。
- 養育者についても基本的に改正前と取扱いは変わらないが、(2)に記載するように、対象児童が拡大((2)のうち第4条第1項③網掛けがない部分)したことに伴い、その対象が若干拡大することとなる。
- 「監護」「生計同一」「生計維持」その他用語の解釈等については、原則変わらない。今般の改正法案により新たに手当の支給要件に該当した者(父・養育者((2)のうち第4条第1項③網掛けがない部分の養育者)。以下「新支給要件該当者」という。)に関連し、用語の解釈等に変更等がある場合には、追ってご連絡する。
- 父に対する手当に関する支給要件の具体的な認定方法等その他必要な事項の詳細については追ってご連絡する。

## 2. 施行期日等

### (1) 施行日

平成22年8月1日((2)①の請求の事前手続については公布の日)

### (2) 経過措置等

#### ①請求の事前手続等

- 平成22年8月1日において新支給要件に該当すべき者(旧支給要件非該当者に限る。)は、8月1日に新支給要件に該当することを条件として、同日前に認定の請求の手続をとることができる。
- 事前申請を行った者が、22年8月1日において新支給要件に該当する場合には、8月分から手当を支給する。
- 様式は、現行の児童扶養手当認定請求書等を取り繕って使えることとする予定。  
今後変更はあり得るが、現時点での改正イメージは別添のとおり。
- 改正法が成立した後(公布後)、認定請求の手続きが行われた場合には、受け付けを開始していただいて差し支えない。ただし、新支給要件該当の可否については、8月1日現在で認定するため、所得要件については、前年所得を確認する必要がある。

このため、事前申請の手続の時期が早いことによって前年所得が把握できない(前々年所得しか把握できない)場合には、所得に関する書類以外の書類等を受け付けた上で、所得については、児童扶養手当法施行規則第26条第6項の規定に基づき公簿による確認等により把握し、審

査を行うこととする。

※ 事前申請の手続を行った者に対し追って所得に関する書類のみ提出を依頼することも差し支えないが、申請者にとっては、二度手間になることから、可能な限り、事前申請の手続に負担が生じないよう、配慮されたい。

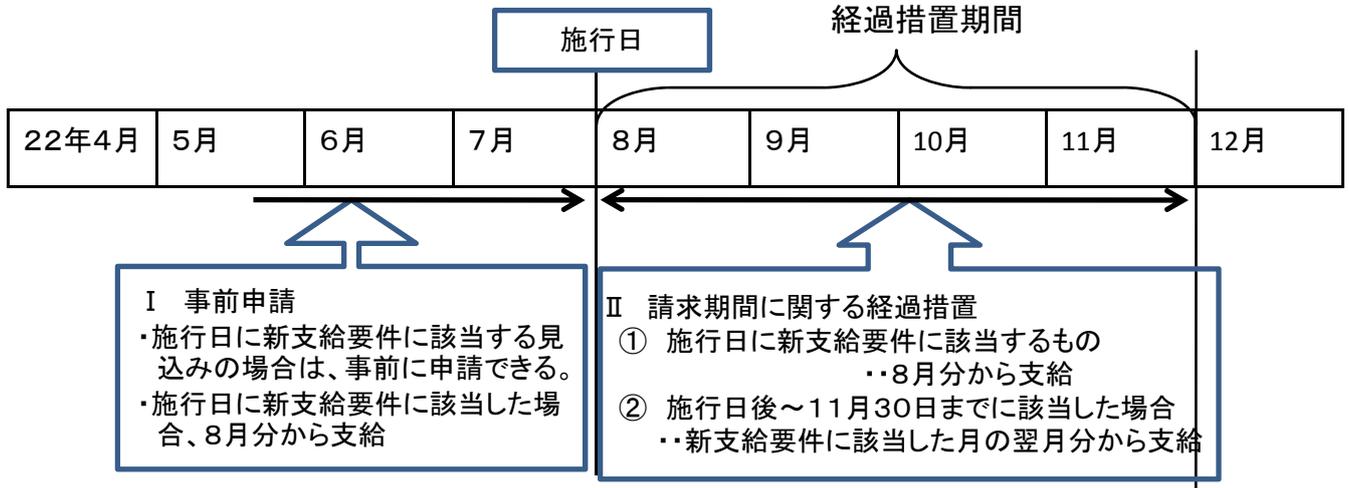
## ②経過措置期間及び支給開始月の特例

- 新支給要件に該当する者（旧支給要件非該当者に限る。）の手当の認定の請求（事前に請求した者については、①による）について、施行日以降、さらに次の経過措置を設ける。
- 平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間（以下「経過措置期間」という。）の手当の認定請求について以下の経過措置を設ける。
  - ア 平成22年8月1日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件非該当者に限る。）が経過措置期間内に認定の請求をしたとき
    - 平成22年8月分より支給  
（例：平成22年7月31日以前に離婚した父）
  - イ 経過措置期間内に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件非該当者に限る。）が、経過措置期間内に認定の請求をしたとき
    - 支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月分より支給  
（例：平成22年8月1日以降11月30日までに離婚した父）

※経過措置に該当しない場合は、原則どおり、手当は請求のあった日の属する月の翌月分から支給する。

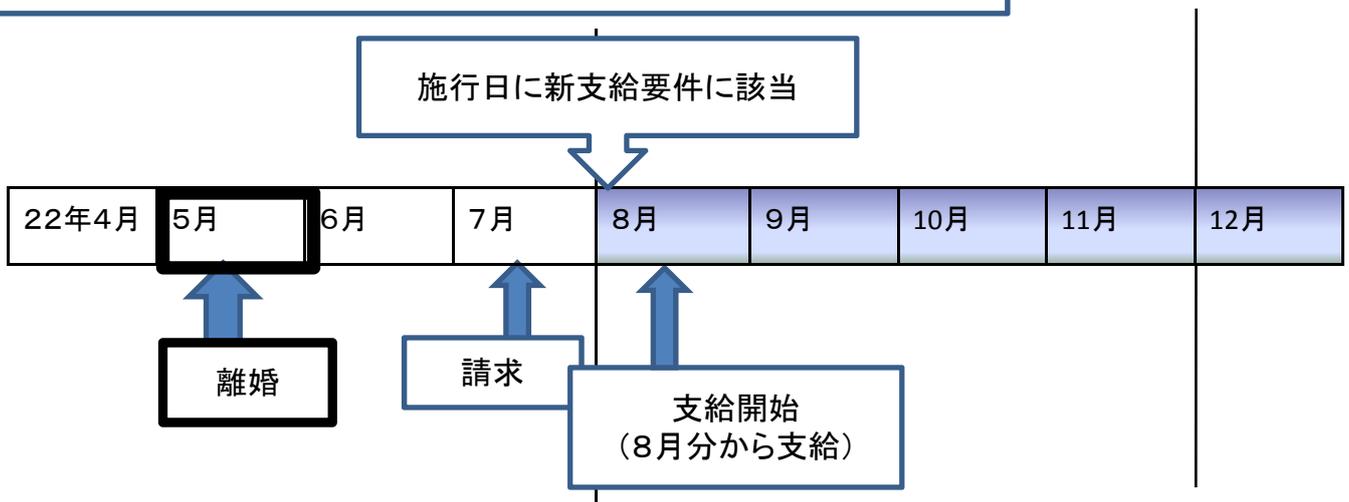
# 経過措置について

(注)経過措置は旧支給要件非該当者に限る。



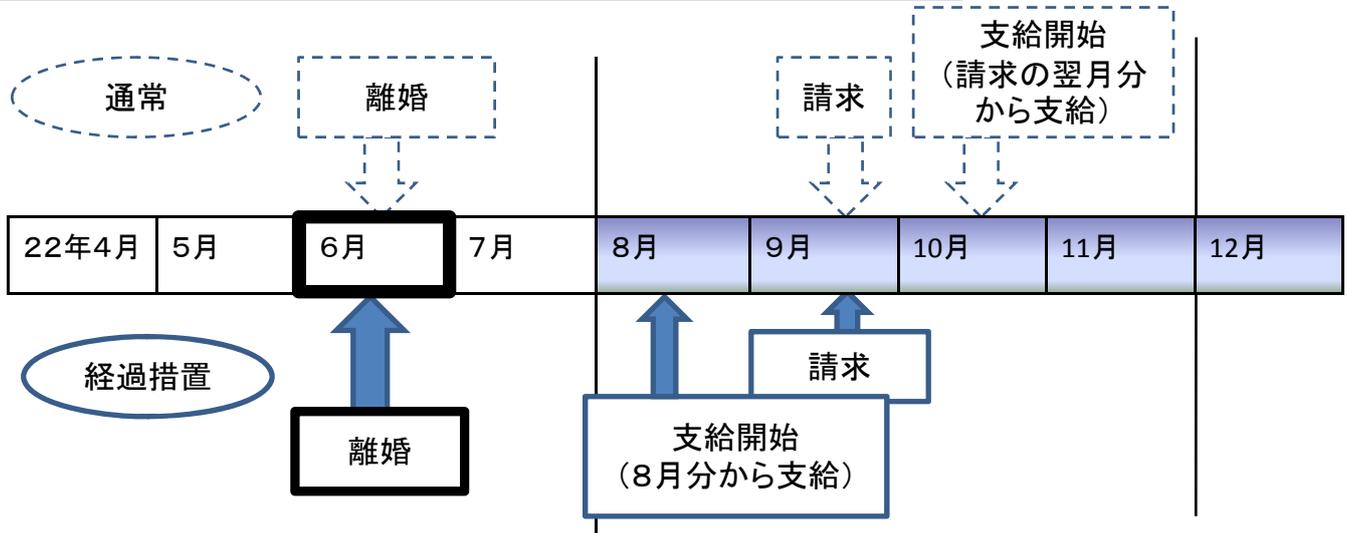
①施行日にすでに新支給要件に該当しており、事前請求した場合

(例1)5月に離婚して父子家庭となり、7月に事前請求

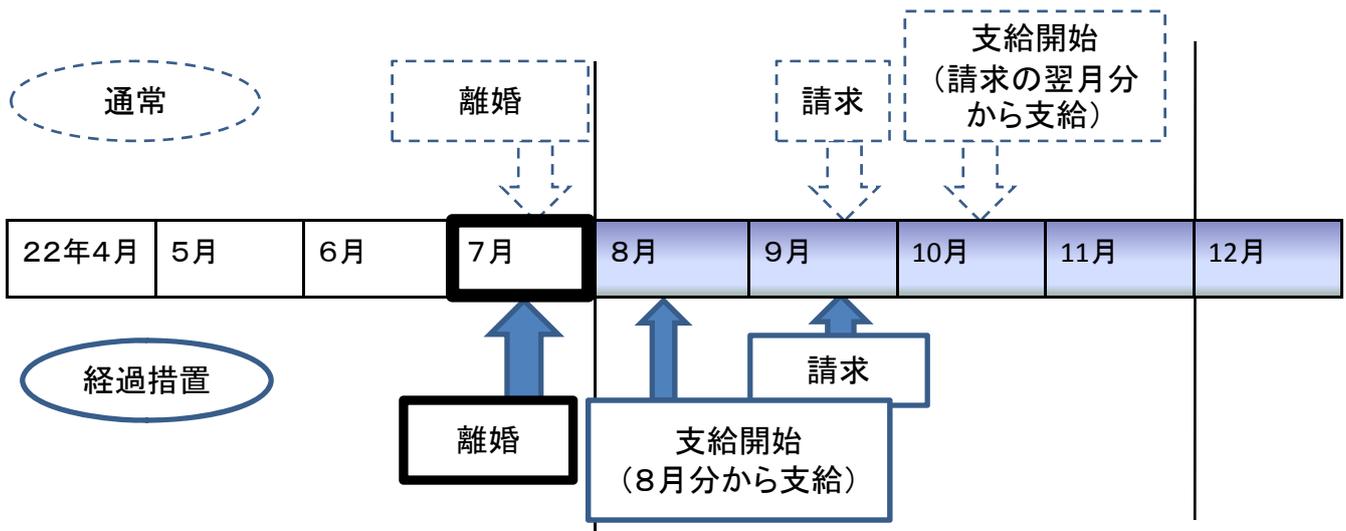


②ア施行日にすでに新支給要件に該当しており、8月～11月の間に請求した場合

(例2)6月に離婚して父子家庭となり、9月に請求

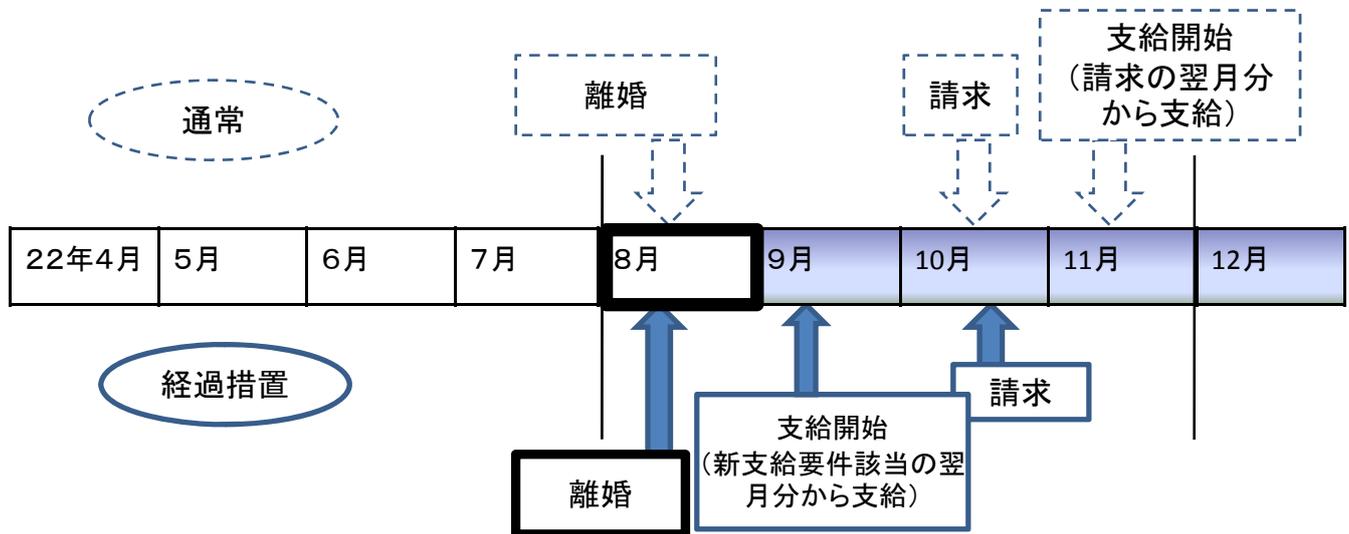


(例3)7月に離婚して父子家庭となり、9月に請求

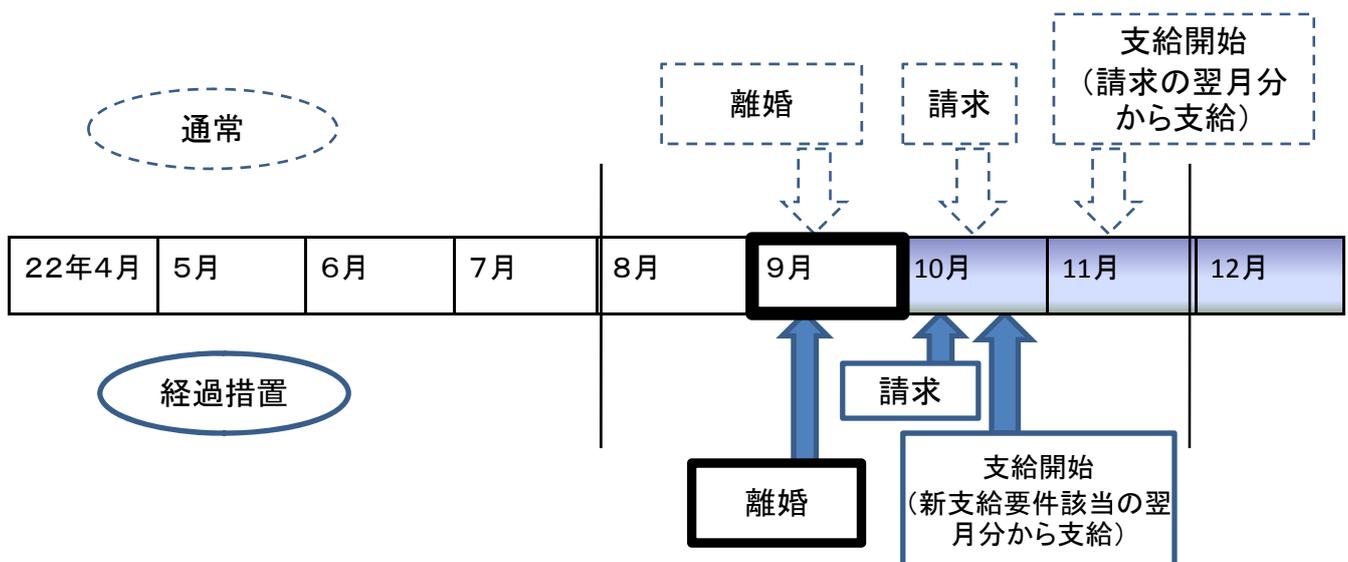


②イ 8月～11月の間に新支給要件に該当し、8月～11月の間に請求した場合

(例4) 8月に離婚して父子家庭となり、10月に請求



(例5) 9月に離婚して父子家庭となり、10月に請求





( 裏 面 )

注 意

- 1 ⑥の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑨、⑩及び⑪の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑨、⑩及び⑪の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑫欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以降、あなたが（請求者）が当該児童の監護者（あなたが母の場合は監護、父の場合は監護かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑬及び⑭の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑮の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」の受給状況又はあなたが児童若しくは養育者である場合には、児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき、あなたが父である場合には、児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき、父若しくは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ⑯の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたがあなたを維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ⑰の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。  
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
- (1) 請求者については、⑯に老人控除対象配偶者の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ⑱の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ⑲の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計数を記入してください。
- 11 ⑳の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計数を記入してください。
- 12 ㉑の欄は、請求者が母である場合には、養育控除及び養育控除特別加算の額、請求者が父である場合には、養育控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合がありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
  - (1) あなたと児童の戸籍の附本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
  - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることのできる書類
  - (3) 請求者が父である場合には、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることを明らかにすることのできる書類
  - (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の附本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることのできる書類
  - (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エンクセス線直接撮影写真、呼吸器系病棟・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓病棟・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
  - (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
(ア) 父又は母が生死不明の場合、(イ) 父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ) 父又は母が1年以上拘禁されている場合
  - (7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉒から㉔までの欄に記入した事項については、前の住所地の市区町村長の証明書
  - (8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- ㉒ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

児童扶養手当障害認定診断書 (視覚障害用)														
① 氏名 (ふりがな)		② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日											
③ 住所		④ 障害の原因となつた傷病名												
⑤ 傷病の原因又は誘因	先天性〔 疾病・不慮災・労災・ 後天性〔 戦傷災・その他 〕	⑥ 傷病発生年月日	年 月 日											
⑦ ④のためはじめて医師の診断を受けた日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要	有 ・ 無											
現 症 (機能障害診断)	⑨ 視力													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">裸 眼</th> <th style="width: 25%;">矯 正</th> <th style="width: 35%;">矯 正 眼 鏡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右 眼</td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>左 眼</td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>				裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡	右 眼			D	左 眼		
	裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡											
右 眼			D											
左 眼			D											
	⑩ 視野		⑪ 所 見											
			(前眼部) 右 _____ 左 _____ (中間透光体) 右 _____ 左 _____ (眼底) 右 _____ 左 _____											
⑫ 備 考														
上記の通り診断します。 <span style="float: right;">平成 年 月 日</span>														
病院又は診療所の名称 所 在 地		診療担当科名	医師氏名 ㊟											

㊟ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
 ㊟ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによって記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の視力測定の際の照度は、200ルクスとして下さい。
- 5 ⑩の欄は、視野障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 6 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書 <span style="float: right;">〔聴力・平衡機能障害用〕</span> <span style="float: left;">〔聴覚機能・音声言語機能〕</span>				
① (ふりがな) 氏名		② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
③ 住 所		④ 障害の原因となった傷病名		
⑤ 傷病の原因又は誘因	先天性〔疾病・不慮災・労災〕 後天性〔戦傷災・その他〕	⑥ 傷病発生年月日	年 月 日	
⑦ ④のためはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要	有 ・ 無	
現 症  (機能障害診断)	⑨ 聴 力 障 害			
	聴力損失又は聴力レベル		オージオグラム 	
	聴力損失 (旧規格)	左		デシベル
		右		デシベル
	聴力レベル (新規格)	左		デシベル
		右		デシベル
	最良語音明瞭度			
	左	%		
	右	%		
	使用したオージオメータの型式			
⑩ 平 衡 機 能 障 害				
所 見				
⑪ 聴 覚 機 能 障 害		⑫ 音 声 言 語 機 能 障 害		
所 見		所 見		
⑬ 備 考				
上記のとおり診断します。 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名			平成 年 月 日 医師又は歯科医師名 ⑭	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また、児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定が遅くなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師又は歯科医師が診断している場合は、本人の申立てによって記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄のデシベル値は、話声域すなわち、振動数500、1,000、2,000周波数の音の聴力損失デシベル又は聴力レベルデシベルの平均値をとることにより、算定して下さい。すなわち、その各々をa、b、cとすれば  $\frac{a+2b+c}{4}$  となります。
- 5 昭和57年8月14日改正前のJIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は⑩の聴力損失(旧規格)の欄に記入し、同日改正後のJIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は⑩の聴力レベル(新規格)の欄に記入してください。なお、オーディオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。
- 6 最良語音明瞭度の検査は、オーディオロジー学会で定めた方法によって下さい。  
なお、この検査は、語音明瞭度障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 7 平衡機能で脳性によるものは(例 脳性麻痺)、肢体不自由として取り扱われますので、診断書の用紙は肢体不自由用を使用して下さい。
- 8 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。

児童扶養手当障害認定診断書 (肢体不自由)

① (ふりがな) 氏名		② 生年月日										明治 大正 昭和 平成					年	月	日				
③ 住所		④ 障害の原因となつた傷病名																					
⑤ 傷病の原因又は誘因		先天性 ( 疾病・不慮災・労災・戦傷災・ ) 後天性 ( その他 )										⑥ 傷病発生年月日					年	月	日				
⑦ ④のためはじめて医師の診断を受けた日		年										⑧ 将来再認定の要					有 ・ 無						
⑨ 切 離 断	部位	母指	示指	中指	薬指	小指	手関節	前腕	肘関節	上腕	肩関節	リフト関節	ショベル関節	足関節	下腿	膝関節	大腿	股関節					
	末節	左																					
	以下	右					左																
	中節	左																					
	以下	右					右																
基節	左						断端の痛み、有・無												すぐ上の関節の異常 有・無 (あれば⑩、⑪、⑫に記入)				
以下	右																						
⑩ 麻痺							⑪ 体幹・四肢関節運動筋力							⑫ 体幹・四肢関節運動範囲									
現 視	弛緩性 不随意性 失調性 強剛性 しんせん性	部位	運動の種類	程 度			強直肢位	自動肢位	他助肢位														
				正常又はやや減	半・減	著減又は消失																	
				前屈																			
	後屈																						
	捻転	左				左																	
右					右																		
起 因 部 位	脳性	体幹	前屈																				
			後屈																				
	脊髄性	骨盤	ひきあげ	左																			
			右																				
	末梢神経性 (筋性)	肩甲骨	ひきあげ	左																			
右																							
その他	肩甲骨	内転	左																				
右																							
種	知覚麻痺							左															



障害があるときのみ	右										
	⑭ 四肢長	上肢長	下肢長	⑮ 四肢囲	上腕囲	前腕囲	大腿囲	下腿囲			
	左	cm	cm	左	cm	cm	cm	cm			
	右	cm	cm	右	cm	cm	cm	cm			
	⑯ 補助用具使用状況	常ときどき 使用せず		イ義手 ホ杖 リ補助用小道具		ロ義足 ハ松葉杖 又その他(具体的に)		ハ 上肢補装具 ト車椅子		ニ 下肢補装具 チ歩行車	
⑰ 日常生活動作の障害程度	つまむ(新聞紙が引きぬけない程度).....				左 ----- 右	ズボンの着脱(姿勢に関係なくズボンをはく).....					
	にぎる(丸めた週刊紙が引きぬけない程度).....				左 ----- 右	靴下をはく(姿勢に関係なく片手でこなつてよい)...				左 ----- 右	
	タオルをしぼる(水がきれる程度).....				両手	坐る・正座・横すわり・あぐら・脚をなげだし 立ち上る.....					
	ひもをむすぶ.....				両手					左 ----- 右	
	はしで食事をする.....				左 ----- 右	片足で立つ.....				左 ----- 右	
	顔を洗う(顔に手のひらをつける).....				左 ----- 右	最敬礼をする.....					
	(ズボンのまへのボタン)..... 便所の処置をする				左 ----- 右	歩く.....				室内 ----- 室外	
	(臀のところをやる).....				左 ----- 右	階段をのぼる (可能 手すり 要・不要 不能)					
	(かぶりシャツを着て脱ぐ)..... 上着の着脱(ワイシャツを着てボタンをとめる).....				左 ----- 右	階段を降りる (可能 手すり 要・不要 不能)					
⑱ 備考											
上記のとおり診断します。											平成 年 月 日
病院又は診療所の名称											
所在地											
診療担当科名											医師氏名
											㊟

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

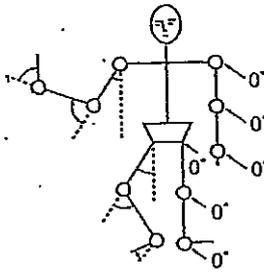
◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

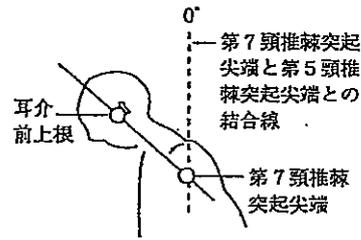
## 注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありまらずと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによって記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の有効切断肢長0センチメートルの切断は、そのすぐ上位の関節での離断とみなして下さい。
- 5 ⑩の欄の起因部位が心因性のもと思われる場合は、「その他」の所にマークして下さい。
- 6 ⑪の欄の筋力の程度をあらわすのに「正常」、「やや減」、「半減」、「著減」、「消失」、の言葉を用いていますが、その具体的な「程度」は次のとおりです。  
 正 常……検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合  
 やや減……検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合  
 半 減……検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合  
 著 減……自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合  
 消 失……いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- 7 ⑫の欄の体幹、四肢関節の運動範囲は、関節角度計を使用して下さい。四肢の角度の測り方は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によって下さい。  
 例  
 イ 自然起立姿勢で四肢がとる位置は、次のような角度になります。  
 肩関節0°、肘関節0°、前腕0°（母指が前方にむく位置）、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°（図A参照）。  
 ロ 四肢の運動角度は、図A、Bの→の角度を記入して下さい。  
 ハ 首、体幹の運動角度は、図C、D、Eの→の角度を記入して下さい。  
 なお、自然起立位で、体幹がとる位置は、すべて0°とします。
- 8 ⑬の欄の指の運動角度は、各関節とも伸展位を0°とし、指の背面がなす角度で測って下さい。角度の記入は、基本肢位を0°とする股、肩のそれに準じて図F、Gのように伸展角度を外側に、屈曲角度を内側に記入して下さい。筋力はその程度を関節ごとに、たとえば、（半減）、強直の場合は（強直00°）というように記入して下さい。
- 9 ⑭の欄の上肢長は、肩峯尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は腸骨前上棘より内踝尖端までの距離を測って下さい。
- 10 ⑮の欄の上腕囲、前腕囲、大腿囲はその中央部周囲計、下腿囲はその最大周囲計を測って下さい。
- 11 ⑯の欄では起床より就寝まで装着使用する場合は、「常時」、その間、ある時にははずす場合は、「ときどき」として下さい。
- 12 ⑰の欄の日常生活動作については、補助用具を使用しないで、ひとりのできる場合には可能とみなして○で、ひとりでも、うまくできない場合、通常の人が行なう4～5倍以上の時間を要する場合は△でかこんで下さい。まったくできない場合は×にして下さい。

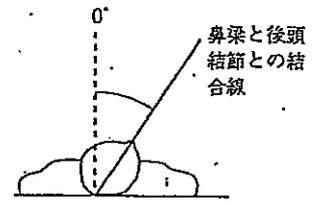
A (基本肢位と角度測定の方法)



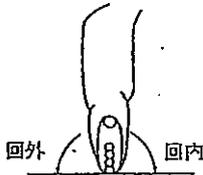
C (首前屈・後屈)



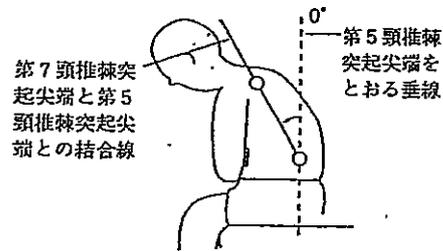
D (首捻転)



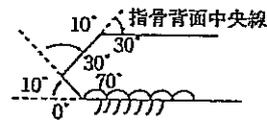
B (前腕回内・回外)



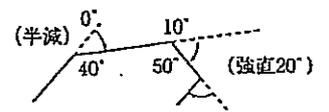
E (体幹前屈・後屈)



F (母指屈伸)



G (他4指屈伸)



児童扶養手当障害認定診断書 (呼吸器結核用)													
① (ふりがな) 氏 名						② 生年月日		年 月 日					
③ 住 所						④ 障害の原因となつた傷病名		主要疾病 合併症					
⑤ 傷病の原因又は誘因						⑥ 傷病発生日		年 月 日					
⑦ ④のためはじめた医師の診断を受けた日		年 月 日				⑧ 将来再認定の要		有 ・ 無					
⑨ 既往症及び既存障害													
初診から現在までの臨床経過	⑩ 初診時	自覚症状				発熱・盗汗・食欲不振・瘦削・胸痛・疲労・倦怠・咳嗽・喀痰・咯血又は血痰・その他 ( ) ・なし				⑪ 初診時レントゲン所見  年 月 日撮影 (所見) ⑬ レントゲン所見			
	理学的所見												
	赤 沈 値	1時間値 mm		2時間値 mm		( 年 月 日検査)							
	検痰成績	塗抹+・- (ガフキー 号) 培養+・- (コロニー 個) ( 年 月 日 検査)											
	⑪ 症状の経過												
⑫ 現在までの治療状況													
⑬ 喀痰中菌検査の推移													
現 症	⑭ 胸部理学												
	⑮ その他の所見												
	⑯ 症状の概要	栄養状態 (良・中・不良)	盗汗 (有・無)		食 慾 (良・中・不良)		体温 (平熱・微熱・中等熱・高熱・弛張熱)						
		咳 嗽 (多・少・無)	喀 痰 (多・少・無)		腹 痛 (有・無)		便通 (普通・便秘・下痢) (1日平均 回)						
		排 尿 痛 (有・無)	尿 意 頻 数 (有・無)		嘔 声 (有・無)		咽頭痛 (有・無)						
骨 関 節 (有・無) 機能障害		骨 関 節 (有・無) 変 形		そ の 他 ( )									
⑰ 検痰成績	塗抹+・- (ガフキー 号) 培養+・- (コロニー 個)				⑱ 赤沈値		1時間値 mm		2時間値 mm		⑲ 安静度 度		
⑳ 計 測	身長	cm	体重	kg	胸 囲	cm	術の側機	前方	後方	側方	内転	外転	
	胸 囲 充盈差	cm	脈 搏		体 温	℃	自動的	度	度	度	度	度	
	体 温 日 差		呼 吸		肺活量	CC	他動的	度	度	度	度	度	
㉑ 予 後													
㉒ 備 考													
上記のとおり診断します。 平成 年 月 日													
病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 医師氏名 ㉓													

㉓ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
㉔ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注 意

- この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点もありませんと認定がおおくなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- ・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによって記入して下さい。また、それが不明の場合は、その旨を記入して下さい。
- ⑫の欄には、初診日以後現在までに行なった療法について、その種類及び実施時期を順を追って記入して下さい。
- ⑬の欄には、検査年月日とともに、陽転又は陰転の経過を順を追って記入して下さい。
- ⑭の欄には、初診日又は初診日に極めて近い日に撮影したエックス線写真を図示し、簡単に所見を記入して下さい。
- ⑮の欄には、添付されたエックス線写真についてその所見を記入して下さい。
- ⑰の欄には、「結核の治療方針」(厚生労働省)の安静度を記入して下さい。
- ⑲の欄「術側肩関節の機能障害」欄には、胸廓成形術等により機能障害がある場合に記入して下さい。

様式第二号（五）（第一条関係）

イメージ未定稿

（表 面）

児童扶養手当障害認定診断書（呼吸器系結核以外の結核症・心肺機能障害及び高血圧症用）								
① (ふりがな)氏名				② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日			
③ 住 所				④ 障害の原因 となった 傷病名	主要疾病 合併病			
⑤ 傷病の原因 又は誘因				⑥ 傷病発生 年 月 日	年 月 日			
⑦ ④のためはじめて医 師の診断を受けた日	年 月 日			⑧ 将来再認定 の要	有 ・ 無			
⑨ 既往症及び 既存障害								
初診から現在 までの臨床的 経過	⑩ 初診時所見							
	⑪ 症状の経過							
	⑫ 現在までの 治療状況							
現          症	⑬ 症状の概要						⑮ レントゲン所見	
	⑭ 現在の 主要所見						平成 年 月 日撮影 (所見)	
	⑯ 計測及び 検査所見	身長	cm	体重	kg	胸 囲	cm	
		体温	℃	脈 搏		呼 吸		
		肺活量	cc	動脈血酸 素飽和度		血 圧		
		尿 検 査 所 見	比重( )蛋白-・±・+( c/00)沈渣所見( )					
		腎 機 能 検 査 所 見	P S P	血中残余窒素量		mg/dl.		
			その他の腎機能検査所見					
		眼 底						
		心 電 図 所 見						
その他の 検査所見								
⑰ 予 後								
⑱ 備 考								
上記のとおり診断します。				平成 年 月 日				
病院又は診療所の名称 所 在 地		診療担当科名		医師氏名		⑳		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するに際し、この診断書の状態を証明するに必要とするため、資料の一つとして記入して下さい。この診断書の状態が、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するに必要とするに際し、資料の一つとして記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによって記入して下さい。また、それが不明な場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑫の欄には、人工透析療法を実施している場合は、その透析回数を記入して下さい。
- 5 ⑮の欄には、添附されたエックス線写真についてその所見を記入して下さい。
- 6 ⑯の欄には、循環機能、腎機能、眼底所見等の所見を得るに必要な検査を行ない、その結果を記入して下さい。ただし、人工透析療法を実施している者の腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績により記入して下さい。PSP（フェノールスルフォン）フタレイン試験）欄には、色素初発時間並びに1時間及び2時間色素排泄量（%）を記入して下さい。心電図所見欄には、誘導の種類（肢誘導、胸部誘導）及びその所見を記入して下さい。

児童扶養手当障害認定診断書（精神及び脳疾患用）		
① (ふりがな)氏名		② 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
③ 住 所		④ 障害の原因と なった傷病名 主な精神障害 { 合併精神障害 { 合併身体障害 {
⑤ 傷病発生年月	主な精神障害 年 月 日 合併精神障害 年 月 日 合併身体障害 年 月 日	⑥ ④のためはじめ て医師の診断を 受けた日 年 月 日
⑦ 入院年月日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要 有 ・ 無
既往 往病 歴 及 び	⑨ 生活歴及び 発病前状況等	
	⑩ 現 病 歴	
現 在 の 状 態 像	⑪ 現在まで受けた 特殊療法等	1 特殊薬物療法 2 インシュリン療法 3 痙攣療法 4 持続睡眠療法 5 熱療法 6 駆梅療法 7 精神療法 8 作業療法 9 その他 ( )
	⑫ 抑 う つ 状 態	1 思考・運動制止 2 刺戟性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ( )
	⑬ そ う 状 態	1 行為心迫 2 多弁 3 感情昂揚・刺戟性 4 その他 ( )
	⑭ 幻覚妄想状態	1 幻覚 2 妄想 3 その他の思考障害 ( )
	⑮ 精神運動興奮及 び昏迷の状態	1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ( )
	⑯ 意 識 障 害	1 せん妄 2 錯乱 3 もうろち 4 痙攣 5 精神(運動)発作 6 不機嫌 7 その他 ( )
	⑰ 知的障害及び器 質的欠陥状態	1 重度知的障害 2 中度知的障害 3 軽度知的障害 4 認知症
	⑱ 分 裂 病 等 欠 陥 状 態 ・ そ の 他	1 自閉 2 感情の鈍麻冷却 3 無為 4 その他 ( )
⑳ 問 題 行 動	1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫 5 自殺企図 6 自傷 7 破衣 8 不潔 9 放火 10 弄火 11 器物破損 12 窃盗 13 盗癖 14 ぶじょく 15 強盗 16 恐かつ 17 無銭飲食 18 無賃乗車等 19 はいかい 20 家宅侵入 21 性的異常 22 風俗犯的行動 23 無断離院 24 その他 ( )	
㉑ 身 体 症 状	1 失禁 2 麻痺(全・片) 3 言語障害 4 瞳孔異常 5 梅毒反応(血液・脊髄 液) 6 鋳体外路障害 7 その他 ( )	
精神科 特殊看 護及び 指導	㉒ 要注意必要度	
	㉓ 日常生活の介 助指導・必要度	
㉔ 医学的総合判定		
㉕ 備 考		
上記のとおり診断します。 病院又は診療所の名称 所 在 地		平成 年 月 日 診療担当科名 医師氏名 ㉖

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
 ◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 本診断書作成に当たっては、相手が患者本人であることを確認して下さい。
- 4 ⑥の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、保護者の申立てによって記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 5 ⑦の欄は、現に入院中の者について入院年月日を記入して下さい。なお、既往の入院で判明している場合は、⑩現病歴の欄中に記入して下さい。
- 6 ⑫の欄は、注意を要する発作性症状等につき、その有無、程度及び頻度に応じて、「常に嚴重な注意」、「随時一応の注意」、「殆んど不要」の3段階に分けて記入して下さい。
- 7 ⑬の欄は、必要に応じて「極めて手数のかかる介助」、「比較的簡単な介助と指導」、「生活指導を要する」、「指導の要がない」の4段階に分けて記入して下さい。
- 8 ⑭の欄は、⑨から⑬までの欄に記載された事項を総合的に判定して、障害の状態を詳細に記入して下さい。特に、「要入院医療」と判定された障害者については、その理由を記入して下さい。



## (第3部)

### 内閣府からの説明

※ [子ども・子育てビジョン等について] の資料は別冊



## (参考資料)



## 平成22年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第42回 愛育班員全国大会	20	1	東京都	母子保健課
	児童相談所長研修（前期）	21～23	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム長会議	26～27	2	東京都	家庭福祉課
	こいのぼり掲揚式	26	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5～11	7	—	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	7	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	8	1	東京都	育成環境課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	12～13	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童相談所医師専門研修	13～14	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	健全育成専門研修会 事業推進講座	21	1	東京都	育成環境課
	全国児童自立支援施設長会議	25～26	2	広島市	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（1回目）	未定		横浜市	家庭福祉課
6	第25回保育を高める全国研修集会	2～4	3	沖縄県那覇市	保育課
	第8回思春期保健相談士学術研究大会	5	1	東京都	母子保健課
	全国児童家庭支援センター実務者研修会	8～9	2	神奈川県	家庭福祉課
	東日本Aブロック児童厚生員等研修会	8～11	4	栃木県那須町	育成環境課
	地域虐待対応研修指導者養成研修	8～11	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国婦人保護施設長等研究協議会	10～11	2	埼玉県	家庭福祉課
	保育所乳児保育担当者研修会	15～18	4	千葉県浦安市	保育課
	第53回全国私立保育園研究大会	16～18	3	埼玉県	保育課
	第36回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	19～20	2	東京都	母子保健課
	西日本Aブロック児童厚生員等研修会	22～25	4	兵庫県姫路市	育成環境課
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	29～7/2	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第32回全国母子生活支援施設職員研修会	23～25	3	横浜市	家庭福祉課
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定	1	厚生労働省	総務課
7	児童虐待防止研修	5～9	5	国立保健医療科学院	総務課
	第54回全国乳児院研修会	7～9	3	愛媛県松山市	家庭福祉課
	先天性代謝異常症等検査技術者研修会	8～9	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	11	1	香川県	育成環境課
	地域虐待対応合同アドバンス研修	13～14	2	福井県	総務課
	保育所障害児保育担当者研修会	13～16	4	千葉県浦安市	保育課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（前期）	17～20	4	東京都	母子保健課
	遺伝カウンセリングセミナー（第38回基礎コース）	19～22	4	東京都	母子保健課
	地域虐待対応合同アドバンス研修	21～22	2	愛媛県	総務課
	北信越・東海地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	27～30	4	名古屋市	保育課
	児童養護施設新任施設長研修会（仮称）	未定		東京都	家庭福祉課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	開催月も含めて	2	愛媛県松山市	育成環境課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
8	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	3 ~ 6	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	4 ~ 6	3	茨城県	家庭福祉課
	第59回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	6 ~ 8	3	大阪府	母子保健課
	第60回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	20 ~ 22	3	東京都	母子保健課
	遺伝カウンセリングセミナー（第38回実践コース）	22 ~ 25	4	東京都	母子保健課
	第61回全日本少年野球大会	23 ~ 25	3	宮城県	家庭福祉課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	24 ~ 25	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第5回ファミリーホーム研究全国大会	28 ~ 29	2	福岡市	家庭福祉課
	保育所地域子育て支援担当者研修会	31 ~ 9/3	4	千葉県浦安市	保育課
	研修「地域母子保健」（発達障害児の早期発見と支援）	8月	3	東京都	母子保健課
北海道・東北・関東・甲信越ブロック母親クラブ指導員研修会	開催月も含めて	2	群馬県	育成環境課	
9	第10回思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	4 ~ 5	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	5	1	千葉市	育成環境課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	7 ~ 9	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第32回全国青年保育者会議	8 ~ 10	3	三重県鈴鹿市	保育課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	14 ~ 17	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本Bブロック児童厚生員等研修会	14 ~ 17	4	山梨県河口湖町	育成環境課
	保育所初任保育所長研修会	14 ~ 17	4	千葉県浦安市	保育課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	15 ~ 17	3	山梨県甲府市	保育課
	全国児童家庭支援センター研究協議会	16 ~ 17	2	福井県	家庭福祉課
	全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会	16 ~ 17	2	広島県	家庭福祉課
	養育費相談支援に関する全国研修会	中旬	2	香川県	家庭福祉課
	全国母子自立支援員研修会	中旬	2	千葉県	家庭福祉課
	西日本Bブロック児童厚生員等研修会	28 ~ 10/1	4	大分県別府市	育成環境課
	第4回 子どもの心の診療医研修会	9月	1	東京都	母子保健課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	開催月も含めて	2	愛知県名古屋市	育成環境課
10	里親月間	1 ~ 31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ~ 31		—	母子保健課
	児童相談所長研修（後期）	6 ~ 8	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	幼保連携研修会	6 ~ 8	3	東京都渋谷区	保育課
	第54回全国母子生活支援施設研究大会	7 ~ 8	2	浜松市	家庭福祉課
	第49回思春期保健セミナーコースⅡ（各論編）	9 ~ 11	3	東京都	母子保健課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	12 ~ 15	4	大阪市	育成環境課
	全国児童自立支援施設職員研修会	13 ~ 15	3	福井県	家庭福祉課
	第60回全国乳児院協議会	14 ~ 15	2	東京都	家庭福祉課
	第2ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	15	1	福井県	母子保健課
	北海道・東北地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	19 ~ 22	4	秋田県秋田市	保育課
	第54回全国保育研究大会	20 ~ 22	3	和歌山県和歌山市	保育課
	第1ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	21	1	岩手県	母子保健課
	児童養護施設職員指導者研修	26 ~ 29	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	26 ~ 29	4	東京都	育成環境課
	全国自立援助ホーム連絡協議会	27 ~ 28	2	浜松市	家庭福祉課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	28 ~ 29	2	徳島県	家庭福祉課
	全国民生委員児童委員大会	28 ~ 29	2	島根県	育成環境課
	第4ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	29	1	福岡県	母子保健課
	創立60周年記念全国母子寡婦福祉大会	31	1	東京都世田谷区	家庭福祉課
	家庭相談員指導者中央研修会	未定	3	資生堂湘南研修所	総務課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
11	児童虐待防止推進月間	1 ~ 30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30		—	母子保健課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	4 ~ 5	2	岩手県	家庭福祉課
	第56回全国里親大会	6 ~ 7	1	奈良県天理市	家庭福祉課
	公開講座	9	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国児童館長研修会	9	1	神戸市	育成環境課
	治療機関・施設専門研修	9 ~ 12	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国保育所理事長・所長研修会	10 ~ 12	3	岐阜県岐阜市	保育課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	11 ~ 12	2	大分県別府市	育成環境課
	平成22年度 健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	11 ~ 12	2	埼玉県	母子保健課
	第3ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	12	1	奈良県	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	14	1	新潟市	育成環境課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	17 ~ 19	3	国立保健医療科学院	総務課
	第64回全国児童養護施設長研究協議会	17 ~ 19	3	岡山市	家庭福祉課
	第45回全国保育士会研究大会	19 ~ 20	2	三重県津市	保育課
	第9回全国児童館・児童クラブびわ湖大会	20 ~ 21	2	滋賀県大津市	育成環境課
	第10回月経随伴症状とマンスリービクスセミナー	20 ~ 21	2	東京都	母子保健課
子どもの虐待防止推進全国フォーラム	23	1	広島市	総務課	
保育所事故予防研修会	24 ~ 26	3	東京都渋谷区	保育課	
放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	28	1	福島県	育成環境課	
12	児童福祉施設指導者合同研修	1 ~ 3	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	7 ~ 10	5	山梨県富士吉田市	育成環境課
	関東地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	7 ~ 10	4	千葉市	保育課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	15 ~ 17	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（後期）	18 ~ 19	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	19	1	鹿児島市	育成環境課
1	第57回思春期保健セミナーコースⅢ（実践編）	8 ~ 10	3	千葉県	母子保健課
	第37回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	8 ~ 9	2	愛知県	母子保健課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	11 ~ 14	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会（スキルアップセミナー）	16	1	大阪市	育成環境課
	近畿・中国・四国地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	18 ~ 21	4	徳島県徳島市	保育課
	研修「地域母子保健」（子どもの食育・生活習慣病の予防「乳幼児からの健康づくり」）	19 ~ 21	3	東京都	母子保健課
	乳児院職員指導者研修	25 ~ 28	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	31 ~ 2/2	3	東京都	家庭福祉課
放課後子どもプラン指導者研修会（スキルアップセミナー）	30	1	東京都	育成環境課	
2	九州地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	1 ~ 4	4	鹿児島県霧島市	保育課
	地域虐待対応合同アドバンス研修	2 ~ 3	2	栃木県	総務課
	第37回中高年女性保健セミナー	11 ~ 13	3	東京都	母子保健課
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	地域母子保健（保健師の役割とリーダーシップ）	24 ~ 25	2	東京都	母子保健課
	保育所中堅保育所長研修会	23 ~ 25	3	千葉県浦安市	保育課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		京都府	家庭福祉課
	第37回全国保育士研修会	未定		未定	保育課
3	テーマ別研修（子ども虐待防止と周産期の支援）	2 ~ 4	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	テーマ別研修（DVと子ども虐待）	9 ~ 11	3	子どもの虹情報研修センター	総務課



説明事項にかかる照会先担当窓口等 一覧表

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[平成22年度 予算案の概要]	田河 総務課長	書記室 予算係 香取 TEL 03-5253-1111(内7806) FAX 03-3595-2646 E-mail katori-tooru@mhlw.go.jp
[総務課] 1. 少子化対策の 推進について	朝川 少子化対策 企画室長	少子化対策企画室 子育て支援係 國松 TEL 03-5253-1111(内7950) FAX 03-3595-2313 E-mail kunimatsu-kouhei@mhlw.go.jp
2. 児童虐待防止 対策について	杉上 虐待防止 対策室長	虐待防止対策室 調整係 結城 TEL 03-5253-1111(内7799) FAX 03-3595-2668 E-mail yuuki-keisuke@mhlw.go.jp
3. 児童福祉施設等 の整備及び運営 について	杉上 児童福祉 調査官	総務課 調整係 大津 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail ootsu-akio@mhlw.go.jp
4. 児童福祉行政に 対する指導監督 の徹底について	杉上 児童福祉 調査官	総務課 調整係 大津 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail ootsu-akio@mhlw.go.jp
[職業家庭両立課] ○ 仕事と家庭の 両立支援対策 の推進	定塚 職業家庭 両立課長	職業家庭両立課 企画係 中井 TEL 03-5253-1111(内7852) FAX 03-3502-6763 E-mail nakai-mayuko@mhlw.go.jp
[家庭福祉課] 1. 社会的養護体制 の拡充について	藤原 家庭福祉課長	家庭福祉課 指導係 末武 TEL 03-5253-1111(内7889) FAX 03-3595-2663 E-mail suetake-toshinari@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
2. 児童養護施設等の整備について	藤原 家庭福祉課長	家庭福祉課 予算係 鈴木 TEL 03-5253-1111(内7887) FAX 03-3595-2663 E-mail suzuki-toshihiro@mhlw.go.jp
3. 総合的な母子家庭等の自立支援策の展開について	藤原 家庭福祉課長	母子家庭等自立支援室 母子係 花山 TEL 03-5253-1111(内7892) FAX 03-3595-2663 E-mail hanayama-ryou@mhlw.go.jp
4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バウンス)対策等について	藤原 家庭福祉課長	母子家庭等自立支援室 女性保護係 阿部 TEL 03-5253-1111(内7896) FAX 03-3595-2663 E-mail abe-hiroshiaa@mhlw.go.jp
<b>【育成環境課】</b> 1. 「放課後子どもプラン」について	真野 育成環境課長	育成環境課 健全育成係 堀内 TEL 03-5253-1111(内7909) FAX 03-3595-2672 E-mail horiuchi-toshikazu@mhlw.go.jp
2. 児童厚生施設等の設置運営について	真野 育成環境課長	育成環境課 予算係 百瀬 TEL 03-5253-1111(内7907) FAX 03-3595-2672 E-mail momose-satoru@mhlw.go.jp
3. 児童委員及び主任児童委員について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
4. 母親クラブ等の地域組織活動等について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
5. 児童福祉週間について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
6. 児童福祉文化財の普及について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
7. (財) こども未来財団の事業について	真野 育成環境課長	育成環境課 予算係 百瀬 TEL 03-5253-1111(内7907) FAX 03-3595-2672 E-mail momose-satoru@mhlw.go.jp
<b>【保育課】</b>	今里 保育課長	保育課 予算係 川岸
1. 待機児童解消に向けた取組について		TEL 03-5253-1111(内7927) FAX 03-3595-2674 E-mail kawagishi-naoki@mhlw.go.jp
2. 多様な保育サービスの推進について	今里 保育課長	保育課 地域保育係 平山 TEL 03-5253-1111(内7928) FAX 03-3595-2674 E-mail hirayama-takio@mhlw.go.jp
3. 認定こども園の実施状況等について	今里 保育課長	保育課 企画法令係 谷 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tani-shunsuke@mhlw.go.jp
4. 保育所の規制緩和等について	今里 保育課長	保育課 企画法令係 谷 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tani-shunsuke@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
5. 保育所保育指針の施行及びアクションプログラムについて	今里 保育課長	保育課 企画法令係 谷 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tani-shunsuke@mhlw.go.jp
6. 保育士養成課程等検討会の検討状況について	今里 保育課長	保育課 保育係 小泉 TEL 03-5253-1111(内7947) FAX 03-3595-2674 E-mail koizumi-kazuhide@mhlw.go.jp
7. 保育所の耐震化の促進について	今里 保育課長	保育課 予算係 川岸 TEL 03-5253-1111(内7927) FAX 03-3595-2674 E-mail kawagishi-naoki@mhlw.go.jp
8. 認可外保育施設に対する指導監督について	今里 保育課長	保育課 企画法令係 谷 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tani-shunsuke@mhlw.go.jp
<b>【母子保健課】</b> 1. 妊婦健康診査等について	宮寄 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 石井 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail ishii-yasunobu@mhlw.go.jp
2. 不妊治療に対する支援について	宮寄 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 石井 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail ishii-yasunobu@mhlw.go.jp
3. 子どもの心の問題等への対応について	宮寄 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 石井 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail ishii-yasunobu@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
4. 健やかな妊娠等サポート事業について	宮崎 母子保健課長	母子保健課 予算係 村本 TEL 03-5253-1111(内7936) FAX 03-3595-2680 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
5. 「健やか親子21」について	宮崎 母子保健課長	母子保健課 主査 山口 TEL 03-5253-1111(内7940) FAX 03-3595-2680 E-mail yamaguchi-michiko@mhlw.go.jp
6. 児童福祉施設における食事の提供等について	宮崎 母子保健課長	母子保健課 予算係 村本 TEL 03-5253-1111(内7936) FAX 03-3595-2680 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
7. 乳幼児身体発育調査の実施について	宮崎 母子保健課長	母子保健課 予算係 村本 TEL 03-5253-1111(内7936) FAX 03-3595-2680 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
[子ども手当について]	依田 児童手当管理室長	児童手当管理室 指導係 湯本 TEL 03-5253-1111(内7915) FAX 03-3595-2672 E-mail kodomoteate@mhlw.go.jp
[児童扶養手当について]	藤原 家庭福祉課長	母子家庭等自立支援室 扶養手当係 阿南 TEL 03-5253-1111(内7893) FAX 03-3595-2663 E-mail anan-naoto@mhlw.go.jp